

# 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和4年3月

介護保険計画課

# 目次

## 【介護保険計画課】

1. 第8期介護保険事業（支援）計画の進捗の管理と第9期計画の作成準備について	1
2. 保険者機能強化推進交付金等について	4
3. デジタル・ガバメント関係について	10
4. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う第1号保険料減免について	13
5. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援について	14
6. 介護分野の文書に係る負担軽減について	16
7. 介護保険事業状況報告の見直しについて	18
8. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る 利用者負担軽減制度事業等について	19

# 1. 第8期介護保険事業（支援）計画の進捗管理と第9期計画の作成準備について

## （1）第8期介護保険事業（支援）計画の進捗管理等について

### ① 第8期介護保険事業（支援）計画の進捗管理について

地域包括ケアシステムを推進するにあたっては、介護保険事業（支援）計画に係るP D C Aサイクルを活用し、地域マネジメントを実行していくことが重要である。

このため、各都道府県及び市町村におかれては、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（厚生労働省HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/1230100/000340994.pdf>）を参考にして、第8期介護保険事業（支援）計画の進捗状況をしっかりと管理していただきたい。

また、地域包括ケア「見える化」システムの実行管理機能で定期的にサービス見込み量の計画値と実績値との関係を把握することで、翌年度以降の施策の立案や予算編成等に活かしていただきたい。特に、実績値が計画値を下回っている場合には、その要因を分析した上で、単に公募して参入事業者を待つだけでなく、新たな取組を開始するなど、住民に必要なサービス基盤体制が構築できるよう、都道府県と市町村とが一丸となった対応をお願いする。

また、各都道府県及び市町村は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組と目標について、第8期介護保険事業（支援）計画においてもその進捗状況を踏まえて次年度以降の取組に活用することができるよう、その実績を把握していくことが重要である。この関係で令和3年度の取組に対する自己評価結果の都道府県から国への報告は、令和4年3月末を目途に依頼する予定である。

都道府県におかれては、これら管内市町村の進捗状況を適宜把握した上で、必要に応じて適切な支援策を講じるようお願いする。

### ② 地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析

地域包括ケアシステムを推進するための介護保険事業計画の進捗管理や計画作成にあたっては、保険者は地域包括ケア「見える化」システム等を活用して地域分析を行い、地域の実情や課題を分析することが重要となる。

このため、地域包括ケア「見える化」システム等を活用した、給付実績の分析手順や計画作成への活用方法等を記した「介護保険事業（支援）計画作成のための地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」（厚

生労働省 HP : <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000169786.html>) を提供しているところであり、各市町村においては、当該手引きを活用して引き続き地域分析を行っていただきたい。

また、地域包括ケアシステムの推進に当たっては、住民も含めた地域の関係者間で、地域の課題や解決に向けた取組を共有していくことが重要である。厚生労働省としては、令和4年3月下旬に予定している地域包括ケア「見える化」システムの12.0次リリースにおいて、システム内の各種データを簡易な操作で情報集約することのできるダッシュボード機能を実装し、住民を含む関係者と介護保険事業の状況を共有する取組を支援することとしている。

### ③ 都道府県による市町村支援について

各都道府県においても地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、管内市町村の地域課題や地域差を分析し、各市町村の実情に応じた支援を行うことが重要となる。これまででも各市町村への研修やアドバイザー派遣等の支援を実施いただいているところであるが、市町村の取組の底上げのため、各市町村の保険者機能強化推進交付金の評価結果等も参考にしつつ、支援を希望する市町村はもとより、支援が必要と考えられる市町村に対してはプッシュ型支援、伴走型支援についても取り組んでいただくようお願いする。

各自治体における計画の進捗管理の実施状況等の把握のため、令和4年度においても各地方厚生（支）局による都道府県ヒアリングをさせていただく予定（令和4年10月以降）であるので、ご協力をお願いしたい。

## （2）第9期介護保険事業（支援）計画の作成準備について

### ① 作成スケジュールについて

第9期計画の作成に向けたスケジュールについては、第8期計画作成時のスケジュールを勘案すれば下記と考えられ（ただし、第9期に向けた施策の検討状況によっては変更があり得る。）、これに間に合うよう支援ツールを準備することとしている。都道府県・市町村においても第9期計画作成に向けての準備に留意をお願いしたい。

- ・令和4年の夏頃、計画作成に向けた各種調査等に関する説明会の開催  
(令和4年秋頃から、各自治体において計画作成に向けた各種調査を実施)
- ・令和5年3月頃、各種調査結果の活用例の提示
- ・令和5年7月頃、第9期計画に関する基本指針（案）の提示。

(その後、各自治体において地域包括ケア「見える化」システムを活用し第9期計画策定に向けた将来推計開始（令和5年度リリース予定）)

## ② 第9期計画作成に向けた調査について

「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」については、第8期計画作成にあたって多くの保険者で実施いただいたところであり、第9期計画作成にあたっても引き続き実施いただきたい。参考資料1

また、第8期計画では「介護保険事業計画における施策反映のための手引き」厚生労働省(HP：<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000532251.pdf>)の中で、新たに3つの調査（「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」）をお示ししているので、あわせて実施をご検討いただきたい。

なお、令和4年夏頃に調査説明会を開催し、調査の実施方法や調査結果の活用方法をお示しすることとしているが、現時点では上記調査の実施方法、調査内容を大きく変更する予定はない。

また、令和5年3月頃までに第9期計画作成に向けた各種調査結果の施策反映の例や集計・分析するための支援ツールを提供する予定である。

## 2. 保険者機能強化推進交付金等について

### (1) 保険者機能強化推進交付金等の実施

#### ① 保険者機能強化推進交付金等の積極的な活用

各都道府県におかれては、今般のコロナ禍のもと管内市町村に係る自己点検結果の取りまとめや評価結果を活用した市町村支援など、本交付金の事務の実施について特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げる。

令和3年度は、昨年度に引き続き、各自治体が可能な限り本交付金を見込んで翌年度予算編成を行い、前年度中に新規事業等の実施計画を立てられるよう、昨年末に令和4年度分の交付見込額をお示ししたところである。

令和4年度においても、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組や都道府県による市町村支援の取組を着実に実施できるよう、令和3年度と同額の400億円（保険者機能強化推進交付金200億円、介護保険保険者努力推進交付金200億円）を令和4年度予算案に計上しているところであり、また、本交付金を活用した各自治体の取組事例についてもお示しする予定であるので、各都道府県及び市町村におかれては、それらも参考にしながら本交付金を活用して、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた必要な取組を進めるとともに、新たな事業への積極的な展開を含め、各種取組の一層の強化を図っていただくようお願いする。

加えて、各都道府県におかれては、これまでの市町村評価結果を活用しながら、管内市町村の実情及び地域課題を分析するとともに、その結果を踏まえて管内市町村とも連携しつつ、PDCAサイクルによるきめ細かい支援を行うなど、地域全体の取組の底上げを図っていただくようお願いしたい。参考資料2

#### ② 令和4年度保険者機能強化推進交付金等の執行

令和4年度分の本交付金の内示は4月頃を予定しており、これと併せて実施要綱及び交付要綱を発出する予定である。

交付額算定通知に定める交付要件及び実施要綱に定める交付金の対象事業の範囲については、本年度と同様であるが、消費税財源（社会保障の充実経費）である市町村介護保険保険者努力支援交付金は、介護予防の位置づけを高めるため、介護予防・健康づくりに関する取組に使途を限定しているので、その範囲を超えて交付金を充当することがないようご留意いただきたい。

また、交付スケジュールに関しては、各自治体において円滑に事業を執行で

きるよう、各都道府県及び市町村からの交付申請書の提出期限を6月とし、交付決定の時期も7～8月目途を予定しているため、提出物の内容を十分に精査いただいた上でご提出いただく等、早期執行に向けてご協力をお願いしたい。

なお、上記の内示額及び交付決定額は、令和3年12月27日に通知した交付見込額と同額になることを前提としているので、ご留意いただきたい。

### 参考資料3

#### ③ 評価指標による評価結果の更なる「見える化」の推進

「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）において、本交付金等については、「取組状況の「見える化」を着実に実施する観点から、2022年度も引き続き都道府県及び市町村の指標項目ごとの得点獲得状況を一般公表するとともに、評価指標における各市町村の得点状況の分析を行う」とされており、昨年度と同様、本年度末に市町村ごとの得点獲得状況を厚生労働省ホームページに掲載する予定である。

また、各市町村が評価指標ごとの全国平均値、都道府県平均値及び他の市町村の評価結果との比較に加え、経年による評価結果の比較が可能となるよう、地域包括ケア「見える化」システムの現状分析機能に必要な指標を追加予定である。具体的な内容等は追ってお知らせするのでご了知いただくとともに、更なる取組の推進に活用いただきたい。

#### ④ 評価結果等の分析及び検証

令和4年度においても、本年度に引き続き、「保険者機能強化推進付金等の評価指標と活用方策に関する調査研究事業」（以下「調査研究事業」という。）を実施し、各都道府県及び市町村が実施した評価指標による評価結果等について、学識経験者、市町村及び都道府県職員等から構成される検証委員会及び自治体ワーキンググループの意見等を踏まえて、分析、検証及び活用方策等に関する経年的な検討を行う予定としている。

調査研究事業の実施過程で、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた市町村の取組や都道府県による市町村支援の状況、自己評価結果の活用状況や本交付金等による取組事例等を把握するために、本年秋以降、各自治体に対しアンケート調査や実地調査を実施する予定としているので、各都道府県及び市町村においては、これらの実施について、ご協力をお願いしたい。

## ⑤ 保険者機能強化推進交付金等における自己評価方法の平準化

本交付金については、国が定める評価指標に基づき、都道府県及び市町村とともに自己評価を行う仕組みとなっているため、様々な取組の達成状況を適切に評価するためには、評価指標そのものが客観的であることと合わせ、各自治体が適切に自己評価できる環境整備が必要である。加えて、市町村が高齢者の自立支援・重度化防止等に向けてPDCAサイクルを回しながら保険者機能を発揮するためには、市町村支援を担う都道府県も効果的に関わることが重要である。

このため、管内市町村による自己評価の平準化を支援し、ひいては管内市町村への支援の質の向上を図ることが可能となるよう、令和3年度老人保健健康増進等事業において、該当状況調査の実施過程や自己評価結果の活用にあたっての各都道府県の取組事例を収集した手引きを作成するとともに、評価結果を市町村へフィードバックあるいは各都道府県の庁内共有が容易となる簡易な分析ツールを開発する予定である。具体的な内容等は追ってお知らせするのでご了知いただくとともに、市町村支援に当たってこれらを積極的に活用いただきたい。

## (2) 令和5年度保険者機能強化推進交付金等の見直しの方向性と今後の予定

### ① 保険者機能強化推進交付金等の見直しの方向性

本交付金の評価指標については、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）において、「アウトカム指標の強化や、地域差の縮減を見据えた自立支援・重度化防止・介護費用の適正化に関する市町村の取組につながる指標を評価するための必要な検討を行い、指標の見直しを行う」とされている。

また、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年12月27日社会保障審議会介護保険部会）でも、評価指標等について、実態を適切に評価できる客観的・具体的な指標とすることが重要であることや、各自治体の規模、地域的特色、体制等の前提条件が異なることも留意しつつ、都道府県による適切な支援につなげて、全体的な底上げが図られる仕組みとすることなどが求められている。

本年度は、第8期介護保険事業計画の初年度であることも踏まえ、調査研究事業において、外部有識者を含む検証委員会及び自治体ワーキングを設置し、令和4年度評価指標の評価結果を検証した上で、各自治体における経年的な達

成状況の進捗管理が行えるよう考慮しながら、令和5年度評価指標の見直しや活用方策の検討を実施している。

なお、現時点での検討の方向性は以下のとおりであるが、今後、地方自治体等関係団体との調整等において変更となる可能性がある旨予めご承知願いたい。

#### (達成状況を把握するための評価指標の設定)

令和4年度評価指標について、各評価指標の評価目的等を精査したうえで、一つの評価指標の中で複数の評価対象が混在した内容や曖昧な表現などを見直し、評価目的に沿うように文言整理を行うとともに、取組の深度、幅を測れるよう、市町村指標において階層化を図ったところである。その結果として、自立支援・重度化防止等に向けた取組がより進んでいる保険者が評価される仕組みとなり、取組の達成状況の「見える化」も一定程度図られている。

一方、一部の市町村評価指標では、本年度の評価結果において、市町村規模によって事業等に取り組むプロセスが異なるため階層化が十分でないことや、調査研究事業におけるアンケート調査において、解釈の難しさ、地域の実情に即していないなどの意見があった。

このため、令和5年度の評価指標については、階層化が十分でない一部の指標において必要な修正を行うとともに、自己評価の難しい指標に関しては、評価の目的・趣旨に反しない範囲で、政策的な観点も考慮しつつ文言修正や留意点の追加等を行う予定である。

#### (市町村規模等による差の検証)

令和4年度評価指標について、第1号被保険者規模別区分（3千人未満／1万人未満／5万人未満／10万人未満／10万人以上）ごとに平均点の差を検証したところ、一部の評価指標では、第1号被保険者数が3千人未満の市町村と他の規模別区分の市町村の間で評価結果に差が生じていることに加え、同規模の自治体間でも異なる評価結果がみられたところである。

このため、令和5年度評価指標については、指標ごとの評価目的・趣旨に照らし合わせた上で、地域の実情にあった取組も評価できるよう、引き続き、政策的な観点も考慮しつつ文言修正や留意点の追加等を行うなど配慮していくとともに、今後、人口規模以外の地域特性によって生じている差の要因などもデータに基づき検証する予定である。

### (都道府県による市町村支援の質の向上を目指した都道府県指標の設定)

令和4年度評価指標について、都道府県による市町村支援の進捗を把握するために、「分析・計画」、「支援の実施」及び「支援内容の評価・改善」といった共通的な市町村支援の手順を設定し、その手順に沿って段階的に評価するなど、市町村支援の進捗状況が測れるよう、都道府県指標においても階層化を図ったところである。また、市町村支援の実効性を高める観点から、都道府県による支援によって得られた市町村の取組成果について、市町村及び都道府県の双方の評価指標で連動させるなどの仕組みを導入したところである。

その結果として、PDCAサイクルを踏まえた市町村支援を実施している都道府県がより評価される仕組みとなり、市町村支援の実施状況の「見える化」も一定程度図られている。

一方、調査研究事業におけるアンケート調査において、一部の都道府県指標で自己評価が難しいとの意見があったほか、個別の市町村支援に当たって、都道府県、市町村ともに「人員体制の不足」や「課題が抽出できていない」といった課題が多く挙げられている。

このため、令和5年度評価指標については、自己評価が難しいと判断された指標において必要な修正を行うとともに、都道府県指標で設定した市町村支援の手順の考え方や趣旨等を周知していく予定である。

### (交付金の活用方策)

調査研究事業におけるアンケート調査では、一部の市町村において、新規事業若しくは既存事業の拡充に本交付金を活用しておらず、その理由として「具体的な取組のアイディアを見出すことができなかった」とする回答が最も多く挙げられている。

保険者機能の強化によって交付金を得て、さらに保険者機能を強化する取組を推進するといったPDCAサイクルによる好循環を生み出すことが重要であり、本交付金を積極的に活用していただきたいと考えている。

そのため、本年度を予定している市町村ごとの得点獲得状況を一般公表する際に、本交付金を活用した好事例も含めて厚生労働省ホームページに掲載する予定であり、ご参考にされたい。

## ② 令和5年度保険者機能強化推進交付金等の今後の予定

令和5年度分の本交付金に係る評価及び配分については、令和4年度分と同様に各自治体の翌年度当初予算計上を可能なものとするため、本年7月中を目途に評価指標を通知し、年内を目途に評価結果及び交付見込額を示す予定である。

これに伴い、各自治体で行っていただく自己評価については、国に対する提出期限を本年9月中旬に設定させていただくとともに、交付見込額を算定するための所要見込額・要件確認等調べを10月頃に実施する予定であるので、ご協力をお願いしたい。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症予防等の影響のため、予定どおり事業が実施できなかった場合の取扱いについては、本年度と同様に、令和5年度分の評価点の減算調整は行わないで、念のため申し添える。

### 3. デジタル・ガバメント関係について

#### (1) 地方公共団体における情報システムの標準化について

- 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、住民基本台帳や社会保険などの市町村が情報システムを構築している業務については、「地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む」とこととされた。
- 介護保険に係る業務システムについては、令和3年8月30日に介護保険システム標準仕様書【第1.0版】を策定したところであり、令和3年度末には標準仕様書【第1.1版】、令和4年夏頃には標準仕様書【第2.0版】を策定予定であり、引き続き必要な協力をお願いしたい。

<標準仕様書【第1.1版】における【第1.0版】からの主な変更点>

- ・ 【第1.0版】の策定段階では反映できなかった保険者からの意見の反映
- ・ 【第1.0版】では参考としていた各種帳票のレイアウトについて、標準として統一化を図ることとした

<【第2.0版】に向けて対応すべき事項>

- ・ 今後デジタル庁から示される予定のデータ要件・連携要件の反映

- また、令和3年9月1日に施行された、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)第8条に基づき、各地方公共団体が利用する地方公共団体情報システム(同法第2条第1項に規定する「地方公共団体情報システム」をいう。)は、標準化基準に適合するものでなければならないこととされ、法的な枠組みとしても整備されている。

- さらに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年12月24日閣議決定。以下「重点計画」という。)において、「基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備する」とこととされており、引き続き必要な準備を進めていただきたい。参考資料4

- なお、市町村が標準仕様書に基づくシステムへ移行する際の経費等については、総務省のデジタル基盤改革支援補助金を活用することが可能であり、「デジタル基盤改革支援補助金取扱要領、デジタル基盤改革支援補助事務処理要領（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）等の策定について」（令和3年10月13日付け事務連絡）を、適宜、参照されたい。

## （2）介護ワンストップサービスの推進について

- 介護保険に係るサービス検索や申請手続のオンライン化（以下「介護ワンストップサービス」という。）については、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能（以下「ぴったりサービス」という。）を活用することとしている。  
※ 介護ワンストップサービスの対象手続は以下の9手続。
  - ① 要介護・要支援認定の申請
  - ② 居宅介護（予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
  - ③ 負担割合証の再交付申請
  - ④ 被保険者証の再交付申請
  - ⑤ 高額介護（予防）サービス費の支給申請
  - ⑥ 介護保険負担限度額認定申請
  - ⑦ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
  - ⑧ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
  - ⑨ 住所移転後の要介護・要支援認定申請
- 重点計画においては、国民の利便性の向上を図る観点から、介護の行政手続きのワンストップ化を推進することとされており、「令和4年度にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて、子育て・介護に関する手続のオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う」とされている。**参考資料4**
- 介護ワンストップサービスの導入に係る経費については、デジタル基盤改革支援補助金（※1）や介護保険事業費補助金（※2）を活用することができることから、被保険者の利便性向上のために、令和4年度中の導入の積極的な検討をお願いする。

- (※1) 総務省の補助金。子育て及び介護に係る手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムのオンライン接続に係る経費の1/2を補助。
- (※2) 厚生労働省の補助金。介護ワンストップサービスの対象となる手続の電子申請を開始する場合の介護保険システムに改修に係る経費の1/2を補助。なお、デジタル基盤改革支援補助金の対象となっている部分については補助の対象外。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う第1号保険料減免について

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免措置を講じた保険者に対する国からの財政支援については、令和3年度は、要件を満たした保険者に対して、減免額全額について支援を実施している。参考資料5
- 令和4年度における国からの財政支援の在り方については、現在検討中である。

なお、各保険者は条例の定めるところにより、特別な理由のある者に対して保険料の減免を行うことが可能であるが、当該減免に係る財政負担が保険賦課総額の3%を超える場合には、特別調整交付金により、国は当該保険者に対して減免額の8/10を交付することとしている。

## 5. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援について

- 被災当時に東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る避難指示区域等に居住していた方（震災後、他市町村に転出した者を含む。）の利用者負担や介護保険料については、保険者が行った減免に要する費用全額に対して、国として財政支援を行っている。参考資料6

- 令和4年度における財政支援の内容等については、「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（令和4年2月22日付け事務連絡）においてお示ししたとおりである。具体的には、避難指示の区域指定が継続している帰還困難区域については昨年度と同様の対応を継続することとし、既に区域指定が解除されている旧避難指示区域等（注1）については上位所得者を除き財政支援を継続することとしている。各都道府県におかれては、管内市町村に対して、対象者及び事業所への周知徹底をお願いする。

	保険料減免	利用者負担減免
帰還困難区域	令和5年3月まで実施	令和5年2月（サービス提供分）まで実施
旧避難指示区域等	令和5年3月まで実施 ※上位所得層（注2）は対象外	令和5年2月（サービス提供分）まで実施 ※上位所得層（注2）は対象外

（注1） 旧避難指示区域等とは、以下の区域等をいう。

- 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）
- 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）
- 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楓葉町の一部）
- 平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一  
部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）
- 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）

(注2) 被保険者個人の合計所得金額（※1）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※2）の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額）633万円以上を基準とする。

（※1） 平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映させた後の合計所得金額。

（※2） 具体的には、以下の（1）～（8）となる。

- (1) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円（最大）
- (2) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）
- (4) 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円（最大）
- (5) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）
- (6) 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円（最大）
- (7) 令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等を譲渡した場合の100万円（最大）
- (8) 上記の（1）～（7）のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

○ 令和4年度における財政支援については、保険者による利用者負担又は保険料の減免額の10分の2に相当する額を介護保険災害臨時特例補助金の対象に、10分の8に相当する額を特別調整交付金の対象にする予定であるので、補助金の申請等に当たっては十分ご留意いただき、遺漏なきよう対応されたい。

## 6. 介護分野の文書に係る負担軽減について

### (1) 「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」について

都道府県・市区町村の担当者及び介護事業関係者が協働で文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）における令和元年12月の中間取りまとめを踏まえ、指定申請・報酬請求・実地指導の文書の「簡素化」・「標準化」・「ICT等の活用」について順次検討し、取組を行ってきたところである。

各都道府県等におかれでは、文書負担軽減が都道府県・市区町村・介護事業関係者のそれぞれにメリットがあることをご理解いただき、引き続き、

①各都道府県等が指定権者となる介護保険サービスについての必要な対応

②管内市町村への周知徹底や取組支援

をお願いしたい。

### (2) 各指定権者における具体的取組について

#### (専門委員会の中間とりまとめを踏まえた対応について)

##### ①これまでにお示ししている各取組について

専門委員会の中間とりまとめを踏まえた対応については、これまで「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間とりまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月6日老発0306第8号）、「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間とりまとめを踏まえた対応について（その2）」（令和3年3月30日老発0330第1号）にて、以下の事項についてお示ししている。各指定権者におかれでは、当該通知を踏まえた適切な対応を図られるようお願いしたい。（詳細は当該通知及び関連の通知・事務連絡を確認されたい。）

- ・押印及び原本証明の見直しによる簡素化
- ・提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化
- ・「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」様式例の簡素化
- ・人員配置に関する添付資料の簡素化
- ・施設・設備・備品等の写真の簡素化
- ・介護職員待遇改善加算／特定待遇改善加算の申請様式の簡素化
- ・介護医療院への移行にかかる文書の簡素化
- ・実地指導に際し提出する文書の簡素化及びICT等の活用

- ・指定申請関連文書の標準化
- ・実地指導の「標準化・効率化指針」を踏ました標準化
- ・申請様式のホームページにおけるダウンロード
- ・運営規程等に記載する従業員の「員数」の取扱い
- ・変更届に添付を求める書類の標準化
- ・変更届の提出が遅延した場合の遅延理由書について
- ・更新申請時に求める文書の簡素化
- ・複数の指定を受ける事業所に関する簡素化
- ・指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について
- ・実地指導等について

## ②令和3年度の取組について

第9回専門委員会（令和4年1月20日）における議論を踏まえ、各種加算の届出書等の様式例、総合事業の指定申請等の様式例を整備し、令和4年3月末までにお示しする予定であるので、ご活用をお願いしたい。

## （3）介護事業所の指定申請等の電子申請・届出システムの構築について

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類等の提出を実現するため、介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムの構築を進めている。

今後、参加自治体の募集、利用開始の準備・調整等を経て、第1期の参加自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定しており、その後、段階的に参加自治体を拡大予定である。進捗状況や当該システムに関する情報は逐次お知らせするので、了知されたい。

なお、総合事業の指定申請等に関しては、令和4年度にシステム改修を行い、電子申請・届出システムの対象に追加する予定である。参考資料7

## 7. 令和3年度介護保険事業状況報告の様式の見直しについて

令和3年8月からの補足給付及び高額介護サービス費に係る制度改正等に伴い、令和3年度介護保険事業状況報告（年報）の様式については、参考資料8のとおり見直すことを予定しているので、管内保険者への周知をお願いする。詳細は追って事務連絡によりお示しする予定である。

なお、令和4年度介護保険事業状況報告（月報）の様式については、現時点での変更の予定はない。

## **8. 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等について**

- 社会福祉事業の実施を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、法人本来の使命という考え方の下、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業（以下「社福軽減事業」という。）については、低所得者の介護保険サービスの利用促進等の観点から事業化している。参考資料9
- 社福軽減事業は全ての自治体において利用可能とすることが重要であることから、これまでも社福軽減事業を未実施である市町村に対しては要綱整備に係る働きかけを行ってきた。
- また、令和3年8月からの補足給付の見直し等にあたっても、社福軽減事業の活用等を推進することが重要であることから、今年度は事業未実施の市町村（令和3年11月時点：41保険者）に対して状況確認調査を行い、ほぼ全ての市町村で今年度又は令和4年度から社福軽減事業の要綱を整備すると回答いただいたところである。現時点で未実施の市町村においては、事業実施に向けて早期に準備を行っていただくことをお願いする（必要に応じて厚生労働省から個別に状況確認する場合がある）。
- また、各都道府県においても、管内で事業を未実施である社会福祉法人に対しては、事業実施に係る一層の働きかけをお願いする。

事務連絡  
令和3年10月1日

各都道府県

各市町村 介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

### 第9期介護保険事業（支援）計画作成に向けた調査について

高齢者保健福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度、各自治体におきまして第8期介護保険事業（支援）計画を作成いただいたところですが、9期計画作成のために実施していただきたい各種調査について、下記のとおり情報提供します。

9期計画作成に向けた調査項目や手引き等は、令和4年度にお示しする予定ですが、予算の確保等、実施に係る準備についてご対応いただきますようお願いいたします。

記

#### 1 在宅介護実態調査の実施について

##### （1）実施目的

これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施するものです。

8期計画では、「介護保険事業計画における施策反映のための手引き」の中で、新たに3つの調査（「在宅生活改善調査」「居所変更実態調査」「介護人材実態調査」）をお示ししているので、あわせて実施をご検討ください。

なお、令和2年度老人保健健康等増進事業「在宅介護実態調査結果の分析に関する調査研究事業」では、各種調査の8期計画作成時の実施状況や在宅介護実態調査の全国集計を掲載しています。

##### （2）調査項目・調査方法について

調査項目・調査方法は8期計画から大きく変更する予定はありません。

「在宅介護実態調査 実施のための手引き」（以下、「手引き」という。）では「手法I：認定調査員による聞き取り調査」「手法II：郵送調査（接続方式）」「手法III：郵送調査（非接続方式）」の3つを示しています。自治体の規模や必要サンプル数などによって、実施方法や実施期間を検討してください。（手引きP.4～8参照）その際、要介護（要支援）更新認定における有効期間の延長（令

和3年4月介護保険法施行規則の一部改正（令和3年2月26日局長通知）による影響も考慮の上ご判断ください。

### （3）参考資料等

○在宅介護実態調査 実施のための手引き

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000138616.pdf>

○在宅介護実態調査 活用のための手引き

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000154924.pdf>

○介護保険事業計画における施策反映のための手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000532251.pdf>

○令和2年度の老人保健健康等増進事業の報告書「在宅介護実態調査結果の分析に関する調査研究事業」

[https://www.murc.jp/report/rc/policy\\_research/public\\_report/koukai\\_210423/](https://www.murc.jp/report/rc/policy_research/public_report/koukai_210423/)

○令和3年8月23日事務連絡「認定ソフト2021(SP1)のリリースに伴う在宅介護実態調査の運用について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000822482.pdf>

（掲載ページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000154928.html>）

○令和3年2月26日局長通知「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0226184420626/ksvol.924.pdf>

## 2 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

### （1）実施目的

保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的として実施するものです。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。

なお、地域診断支援情報送信ソフトを使用して介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果データを地域包括ケア「見える化」システムに登録すると、自地域のデータの経年比較や他地域のデータとの地域間比較を行うことが可能となります。

### （2）実施方法

調査項目・調査方法は8期計画から大きく変更する予定はありません。

(3) 参考資料等

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000532246.pdf>

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000560423.pdf>

(以下略)

## 令和4年度評価結果(都道府県・市町村)

都道府県分

## 令和3、4年度評価指標における得点状況の変化について（都道府県分）

### (1) 推進＋支援

		I	II									III	合計 ・ 平均
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)		
		課題把握 支援計画	地域分析	地域ケア 介護予防	生活支援 体制整備	リハ職 活用	医療介護 連携	認知症 総合支援	介護給付 適正化	介護人材 確保	その他 支援	市町村 達成状況	
令和 3年度	配点	400	50	520	170	260	150	85	90	470	60	680	2,935
	配点割合	14%	2%	18%	6%	9%	5%	3%	3%	16%	2%	23%	-
	得点	314	40	416	153	210	130	66	60	300	46	324	2,059
	得点割合	15%	2%	20%	7%	10%	6%	3%	3%	15%	2%	16%	-
	得点率	79%	80%	80%	90%	81%	87%	78%	67%	64%	77%	48%	70%
令和 4年度	配点	150		285	100	90	25	75	75	280	25	540	1,645
	配点割合	9%		17%	6%	5%	2%	5%	5%	17%	2%	33%	-
	得点	103		221	64	65	22	58	47	185	16	285	1,067
	得点割合	10%		21%	6%	6%	2%	5%	4%	17%	2%	27%	-
	得点率	69%		78%	64%	73%	87%	77%	63%	66%	66%	53%	65%

## 令和3、4年度評価指標における得点状況の変化について（都道府県分）

### (2) 推進のみ

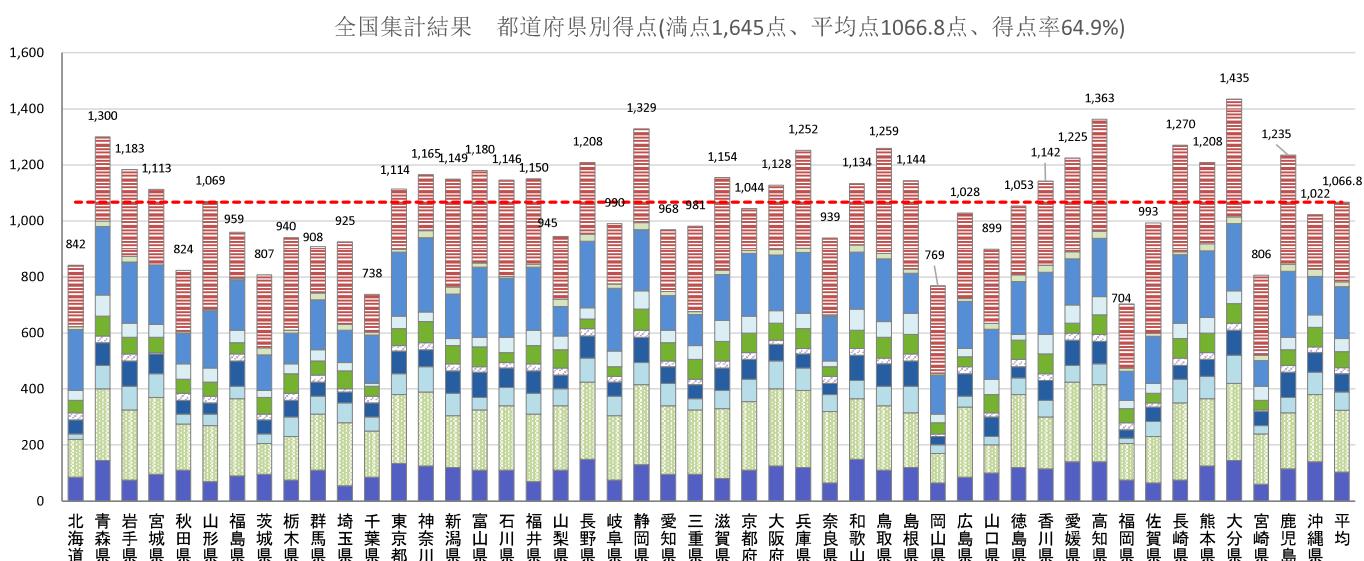
		I	II									III	合計 ・ 平均
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)		
		課題把握 支援計画	地域分析	地域ケア 介護予防	生活支援 体制整備	リハ職 活用	医療介護 連携	認知症 総合支援	介護給付 適正化	介護人材 確保	その他 支援	市町村 達成状況	
令和 3年度	配点	280	50	260	100	130	150	85	90	440	30	340	1,955
	配点割合	14%	3%	13%	5%	7%	8%	4%	5%	23%	2%	17%	-
	得点	219	40	208	87	105	130	66	60	276	23	162	1,376
	得点割合	15%	3%	18%	6%	7%	9%	5%	4%	19%	2%	11%	-
	得点率	78%	80%	80%	87%	81%	87%	78%	67%	63%	77%	48%	70%
令和 4年度	配点	125		120	75	45	25	75	75	230	25	250	1,045
	配点割合	12%		12%	7%	4%	2%	7%	7%	22%	2%	24%	-
	得点	82		92	44	33	22	58	47	148	16	133	675
	得点割合	12%		14%	7%	5%	3%	8%	7%	22%	2%	20%	-
	得点率	65%		77%	59%	73%	87%	77%	63%	64%	66%	53%	65%

## 令和3年、4年度評価指標における得点状況の変化について（都道府県分）

### (3) 支援のみ

		I	II									III	合計 ・ 平均
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)		
		課題把握 支援計画	地域分析	地域ケア 介護予防	生活支援 体制整備	リハ職 活用	医療介護 連携	認知症 総合支援	介護給付 適正化	介護人材 確保	その他 支援	市町村 達成状況	
令和 3年度	配点	120	-	260	70	130	-	-	-	30	30	340	980
	配点割合	12%	-	27%	7%	13%	-	-	-	3%	3%	35%	-
	得点	95	-	208	66	105	-	-	-	24	23	162	683
	得点割合	14%	-	30%	10%	15%	-	-	-	4%	3%	24%	-
	得点率	79%	-	80%	94%	81%	-	-	-	80%	77%	48%	70%
令和 4年度	配点	25		165	25	45	-	-	-	50	-	290	600
	配点割合	4%		28%	4%	8%	-	-	-	8%	-	48%	-
	得点	22		129	20	33	-	-	-	37	-	152	392
	得点割合	6%		33%	5%	8%	-	-	-	9%	-	39%	-
	得点率	86%		78%	80%	73%	-	-	-	75%	-	52%	65%

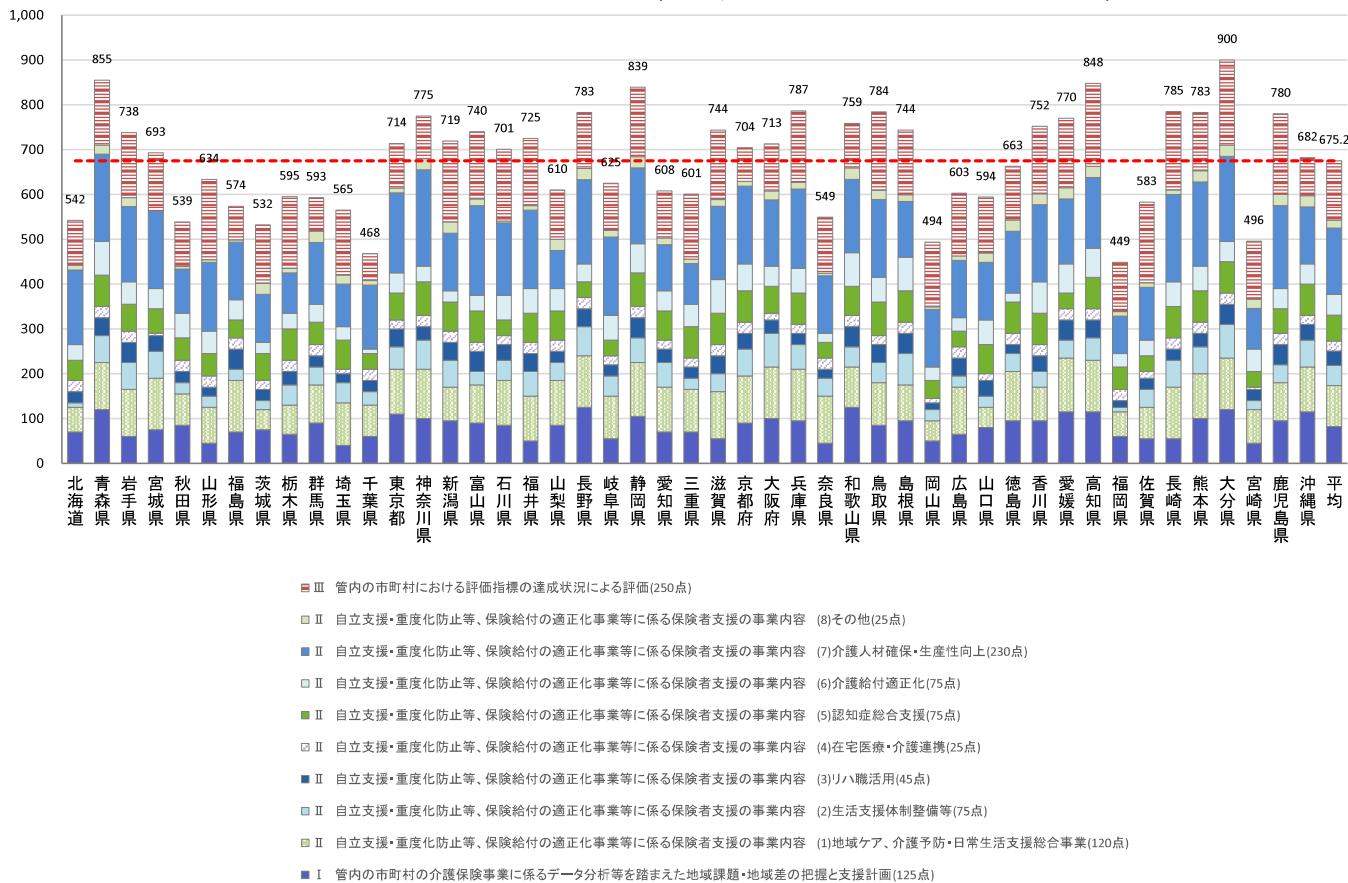
## 令和4年度都道府県別 保険者機能強化推進交付金に係る評価結果＜推進＋支援＞



- III 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価(540点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (8)その他(25点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (7)介護人材確保・生産性向上(280点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (6)介護給付適正化(75点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (5)認知症総合支援(75点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (4)在宅医療・介護連携(25点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (3)リハ職活用(90点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (2)生活支援体制整備(100点)
- II 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 (1)地域ケア・介護予防・日常生活支援総合事業(285点)
- I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画(150点)

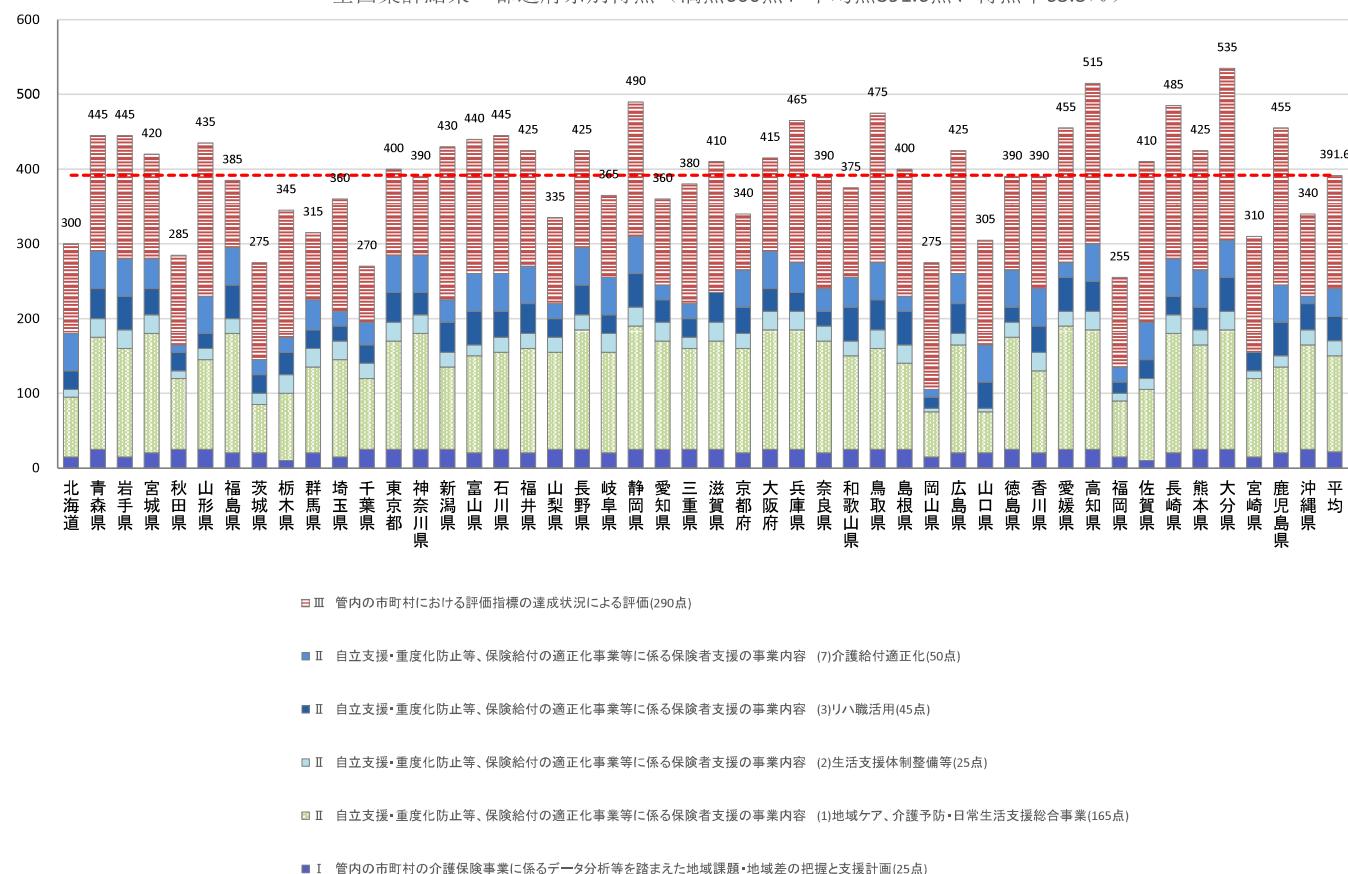
## 令和4年度都道府県分 保険者機能強化推進交付金に係る評価結果＜推進分＞

全国集計結果 都道府県別得点(満点1,045点、平均点675.2点、得点率64.6%)



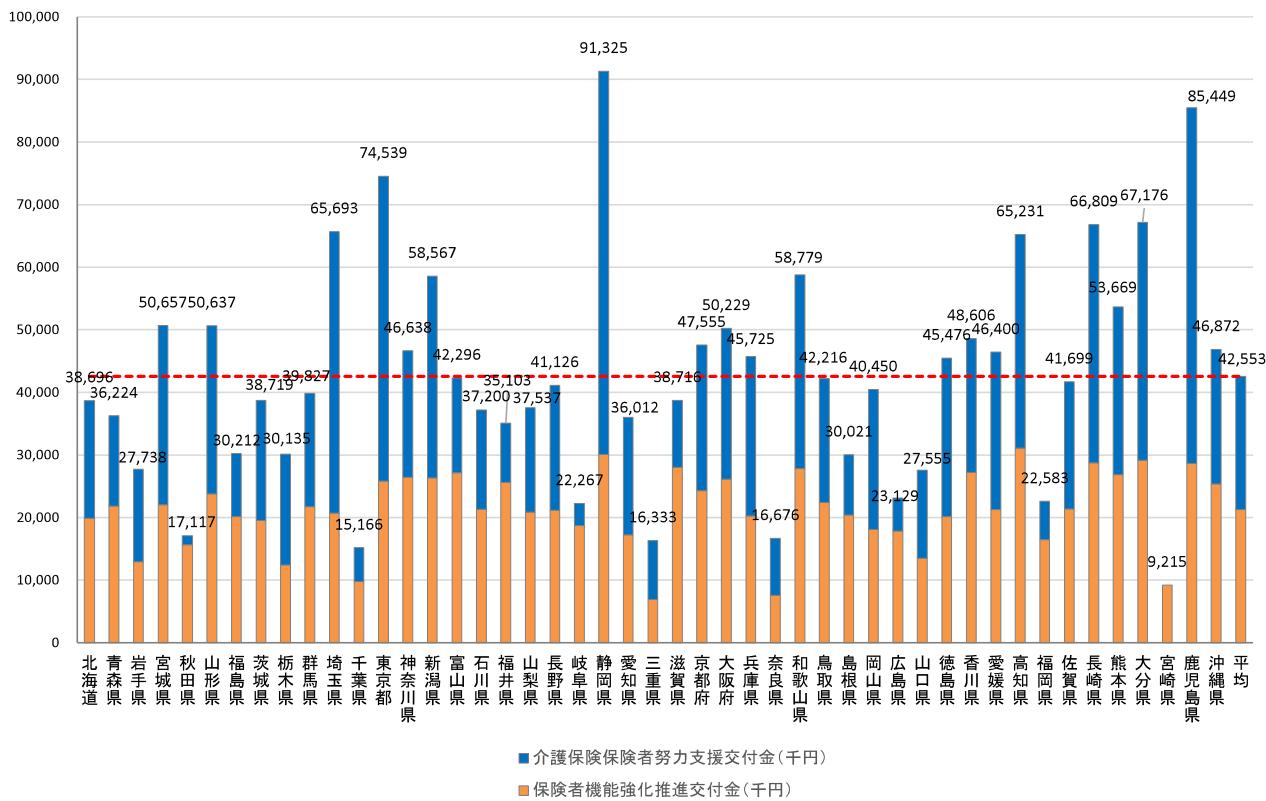
## 2022年度（都道府県分） 保険者機能強化推進交付金に係る評価結果＜支援分＞

全国集計結果 都道府県別得点 (満点600点、平均点391.6点、得点率65.3%)



## 令和4年度都道府県分 保険者機能強化推進交付金交付額 <推進+支援>

都道府県別交付額(千円)

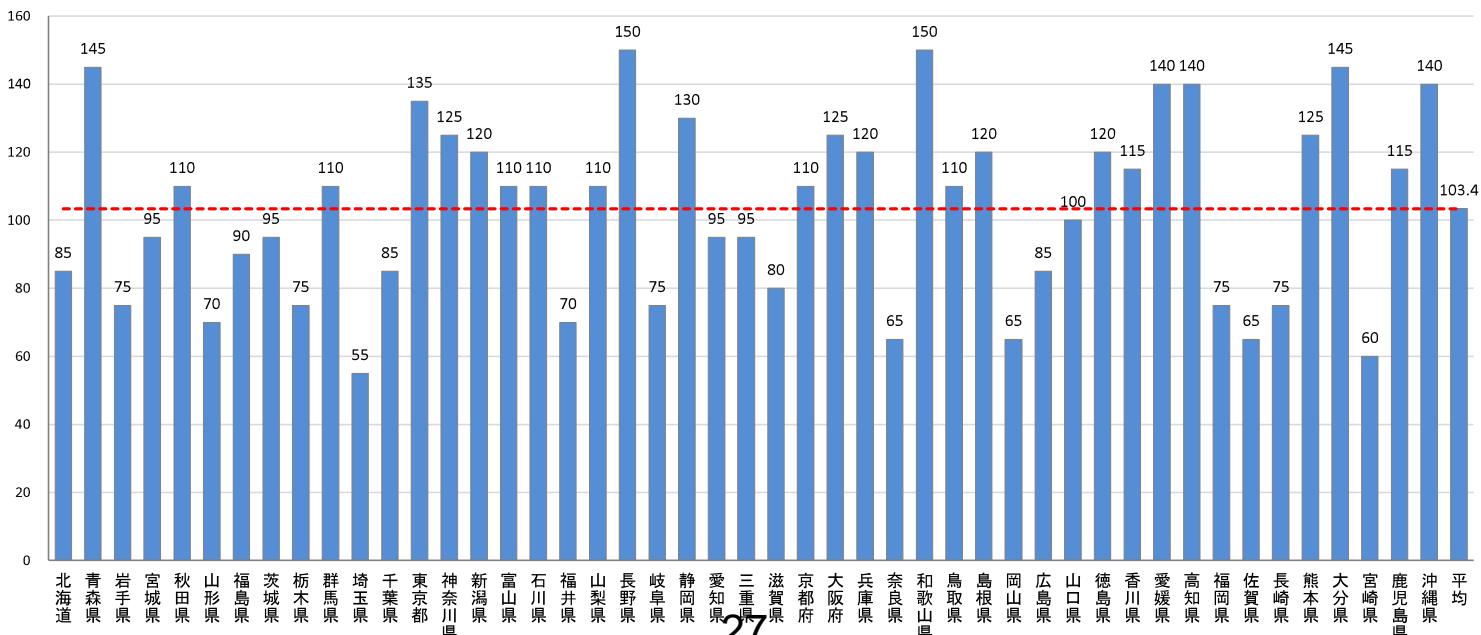


※各都道府県の評価指標の得点により配分した交付金配分額と各都道府県からの所要見込額の低い方の額を交付しています

## 令和4年度都道府県分 I 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画 <全体>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	地域課題の解決や地域差(管内市町村間の年齢調整後一人当たり給付費の差。以下同じ)の改善に向けた市町村別の支援を実施しているか。	40	17.6	④	介護医療院への移行に関して、保険者に対して情報提供等の意思決定支援を行っているか。	25	15.1
②	管内の保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況及び課題を把握し、市町村支援を実施しているか。	50	43.2	⑤	都道府県に届出される住宅型有料や登録されるサ高住について、保険者の介護保険事業計画の検討等に必要な支援を実施しているか。	25	12.6
③	保険者機能強化推進交付金の評価結果(都道府県分・市町村分)を用いた他の都道府県・市町村との比較・課題分析、支援を実施しているか。	25	15.0				

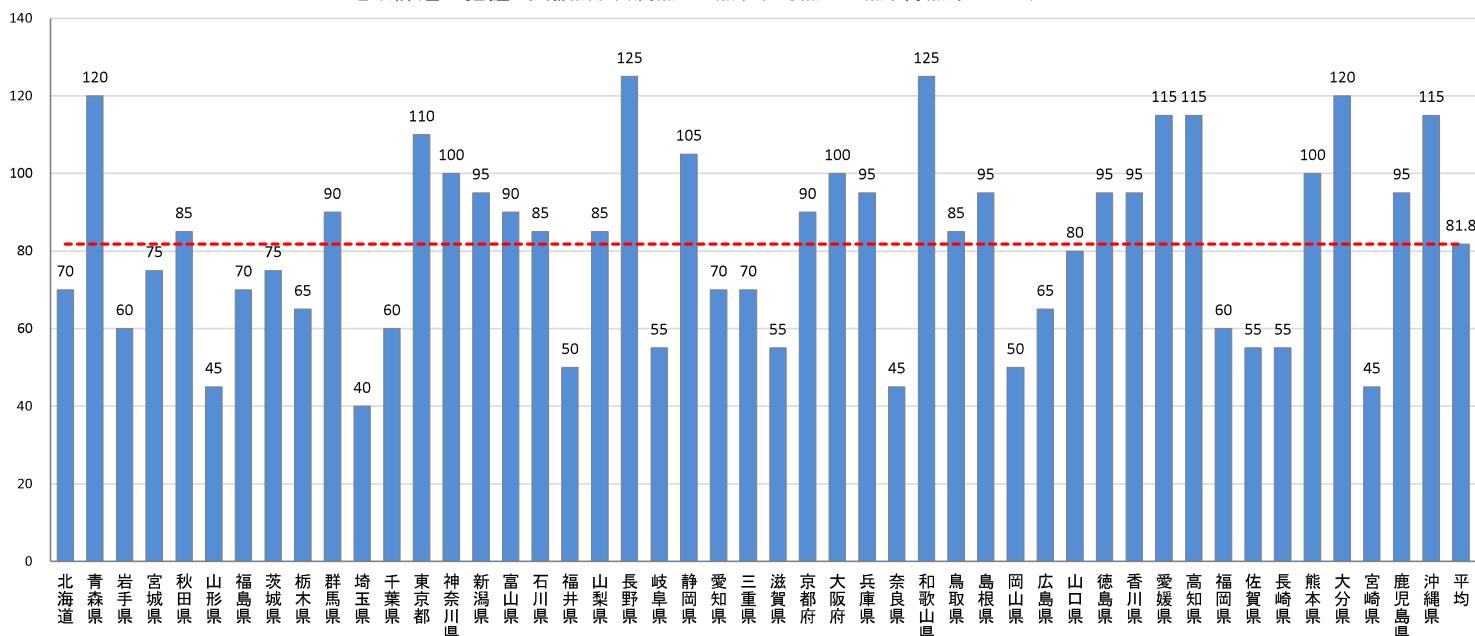
地域課題の把握と支援計画(満点150点、平均点103.4点、得点率68.9%)



令和4年度都道府県分Ⅰ 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画  
<推進分>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	地域課題の解決や地域差(管内市町村間の年齢調整後一人当たり給付費の差。以下同じ)の改善に向けた市町村別の支援を実施しているか。	25	17.6	④	介護医療院への移行に関して、保険者に対して情報提供等の意思決定支援を行っているか。	25	15.1
②	管内の保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況及び課題を把握し、市町村支援を実施しているか。	25	21.6	⑤	都道府県に届出される住宅型有料や登録されるサ高住について、保険者の介護保険事業計画の検討等に必要な支援を実施しているか。	25	12.6
③	保険者機能強化推進交付金の評価結果(都道府県分・市町村分)を用いた他の都道府県・市町村との比較・課題分析、支援を実施しているか。	25	15.0				

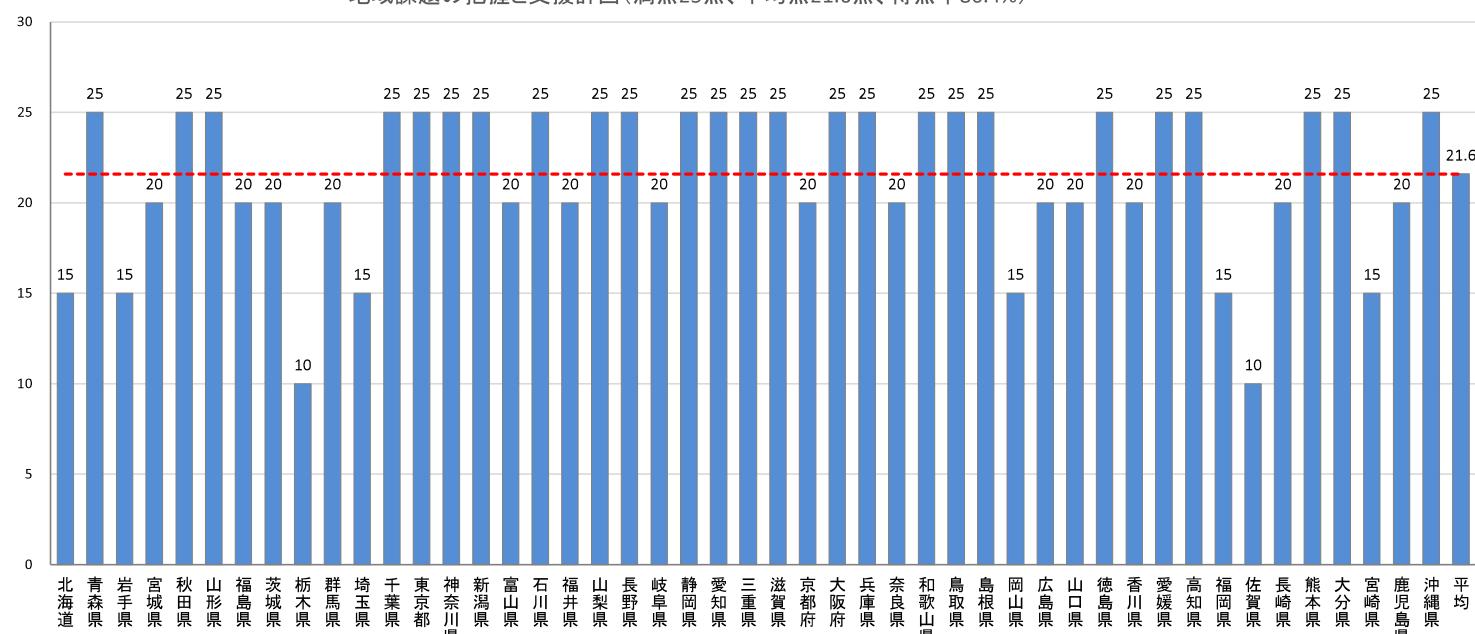
地域課題の把握と支援計画(満点125点、平均点81.8点、得点率65.4%)



令和4年度都道府県分Ⅰ 管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題・地域差の把握と支援計画  
<支援分>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
②	管内の保険者が行っている自立支援・重度化防止等に係る取組の実施状況及び課題を把握し、市町村支援を実施しているか。	25	21.6				

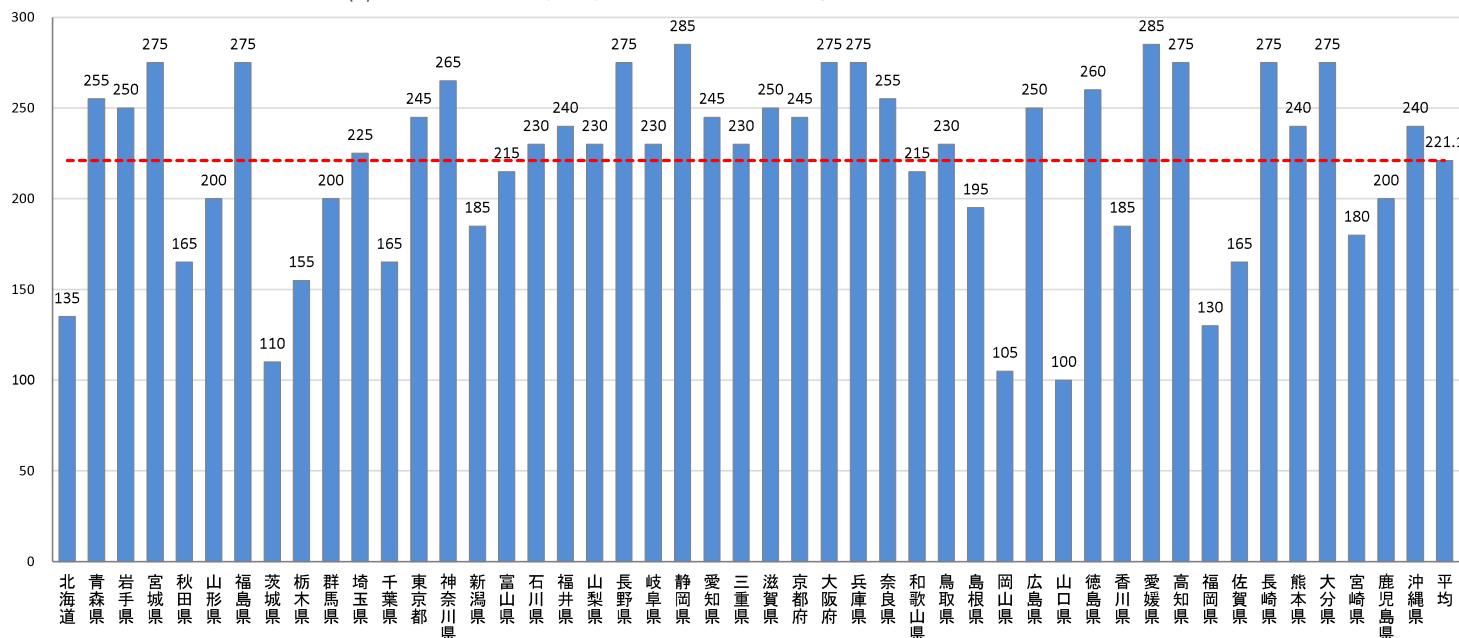
地域課題の把握と支援計画(満点25点、平均点21.6点、得点率86.4%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（1）地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援 <全体>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	地域ケア会議に関し、自立支援、重度化防止等に資するものとなるよう、市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。	50	42.3	④	管内市町村の地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて、都道府県単位での関係機関（職能団体等、都道府県社会福祉協議会や自治組織等、民間サービスや大学等）との連携体制の構築に取り組んでいるか。	60	46.0
②	一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための市町村への支援を行っているか。	75	63.2	⑤	介護予防・日常生活支援総合事業に係る継続的な市町村支援を実施しているか。	50	43.2
③	保健事業との一体的実施に向けた環境整備を実施しているか。	50	26.4				

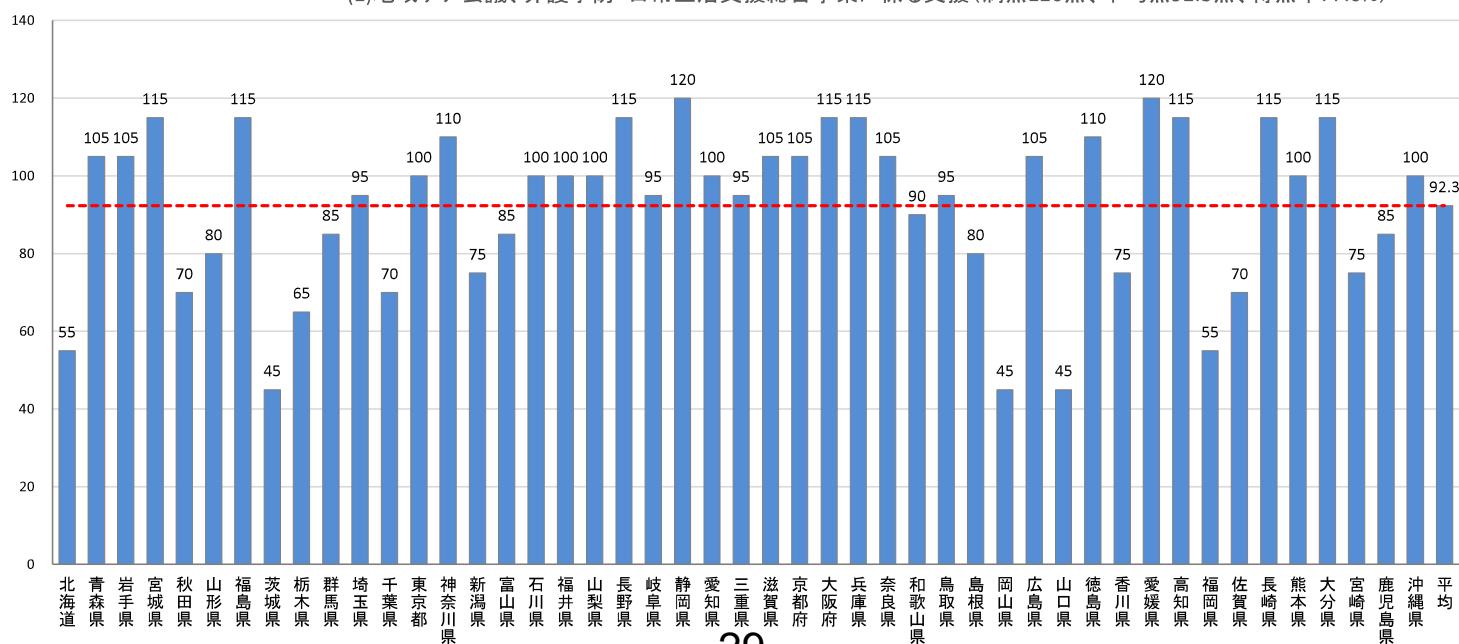
(1)地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援(満点285点、平均点221.1点、得点率77.6%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（1）地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援<推進分>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	地域ケア会議に関し、自立支援、重度化防止等に資するものとなるよう、市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。	25	21.2	④	管内市町村の地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて、都道府県単位での関係機関（職能団体等、都道府県社会福祉協議会や自治組織等、民間サービスや大学等）との連携体制の構築に取り組んでいるか。	20	15.3
②	一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための市町村への支援を行っているか。	25	21.1	⑤	介護予防・日常生活支援総合事業に係る継続的な市町村支援を実施しているか。	25	21.6
③	保健事業との一体的実施に向けた環境整備を実施しているか。	25	13.2				

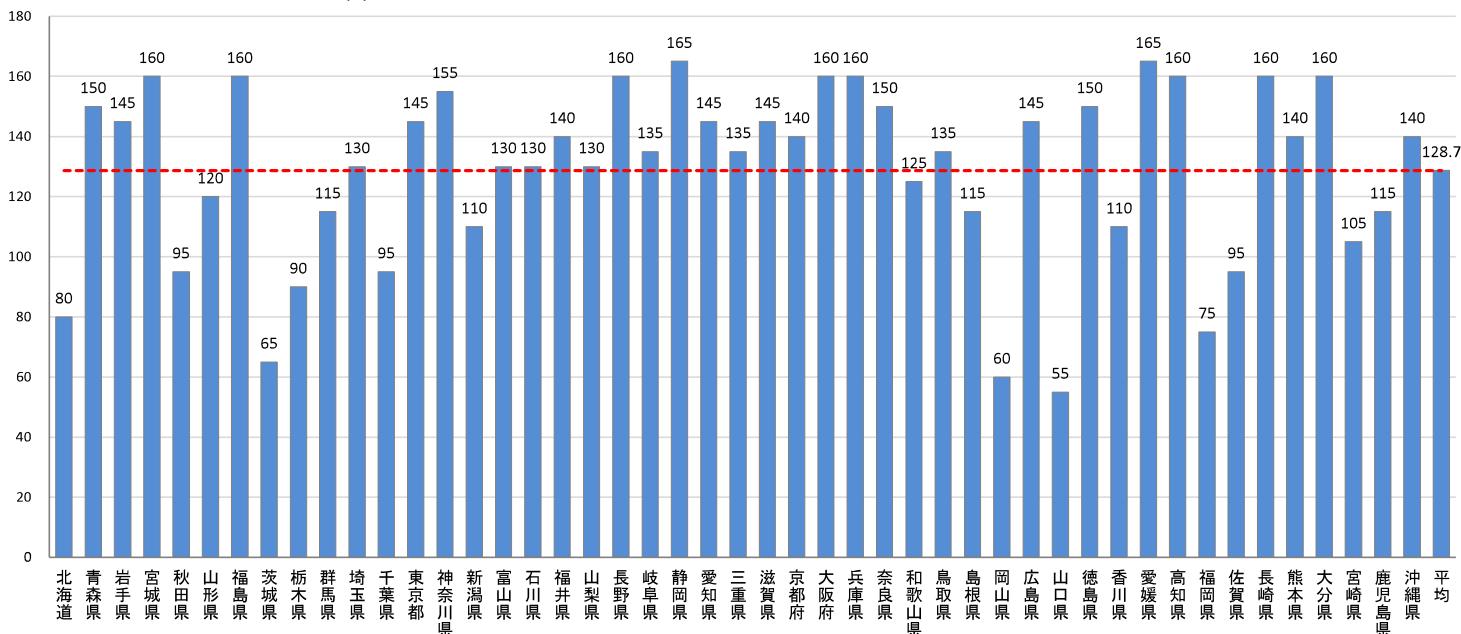
(1)地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援(満点120点、平均点92.3点、得点率77.0%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（1）地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援<支援分>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	地域ケア会議に関し、自立支援、重度化防止等に資するものとなるよう、市町村への研修事業やアドバイザー派遣事業等を行っているか。	25	21.2	④	管内市町村の地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて、都道府県単位での関係機関（職能団体等、都道府県社会福祉協議会や自治組織等、民間サービスや大学等）との連携体制の構築に取り組んでいるか。	40	30.6
②	一般介護予防事業における通いの場の立ち上げ等、介護予防を効果的に実施するための市町村への支援を行っているか。	50	42.1	⑤	介護予防・日常生活支援総合事業に係る継続的な市町村支援を実施しているか。	25	21.6
③	保健事業との一体的実施に向けた環境整備を実施しているか。	25	13.2				

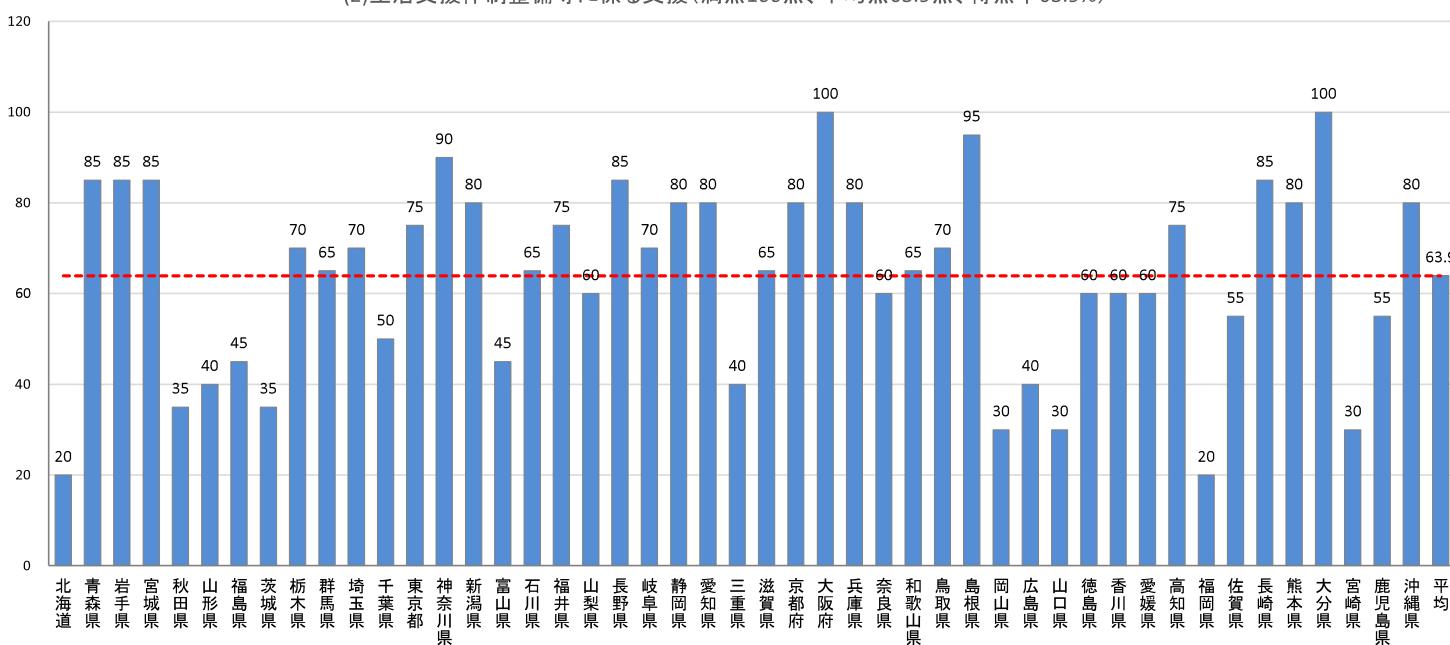
(1)地域ケア会議、介護予防・日常生活支援総合事業に係る支援(満点165点、平均点128.7点、得点率78.0%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（2）生活支援体制整備等に係る支援<全体>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	生活支援体制の整備に關し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に関する支援を行っているか。	50	39.8	③	高齢者の移動支援に関する市町村の取組に対する支援を実施しているか。	25	14.7
②	高齢者の住まいの確保・生活支援に関する市町村の取組に対する支援を実施しているか。	25	9.5				

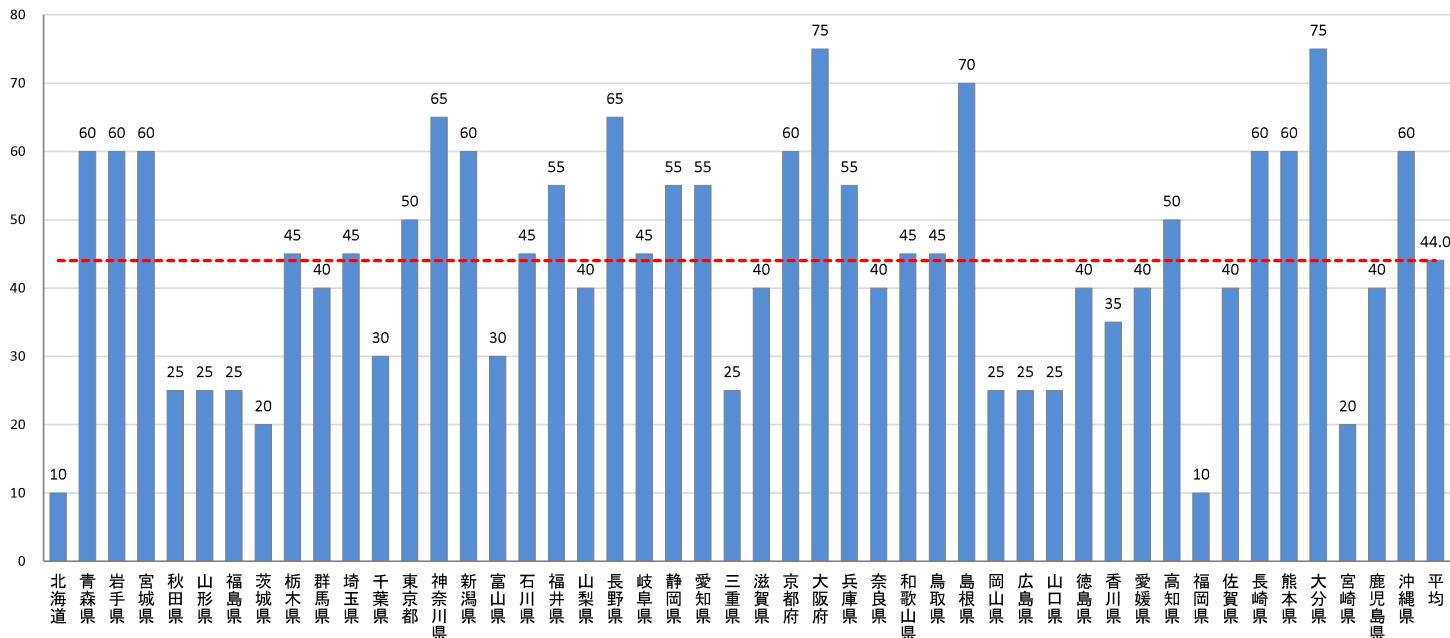
(2)生活支援体制整備等に係る支援(満点100点、平均点63.9点、得点率63.9%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（2）生活支援体制整備等に係る支援＜推進分＞

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	生活支援体制の整備に關し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に關する支援を行っているか。	25	19.9	③	高齢者の移動支援に関する市町村の取組に対する支援を実施しているか。	25	14.7
②	高齢者の住まいの確保・生活支援に関する市町村の取組に対する支援を実施しているか。	25	9.5				

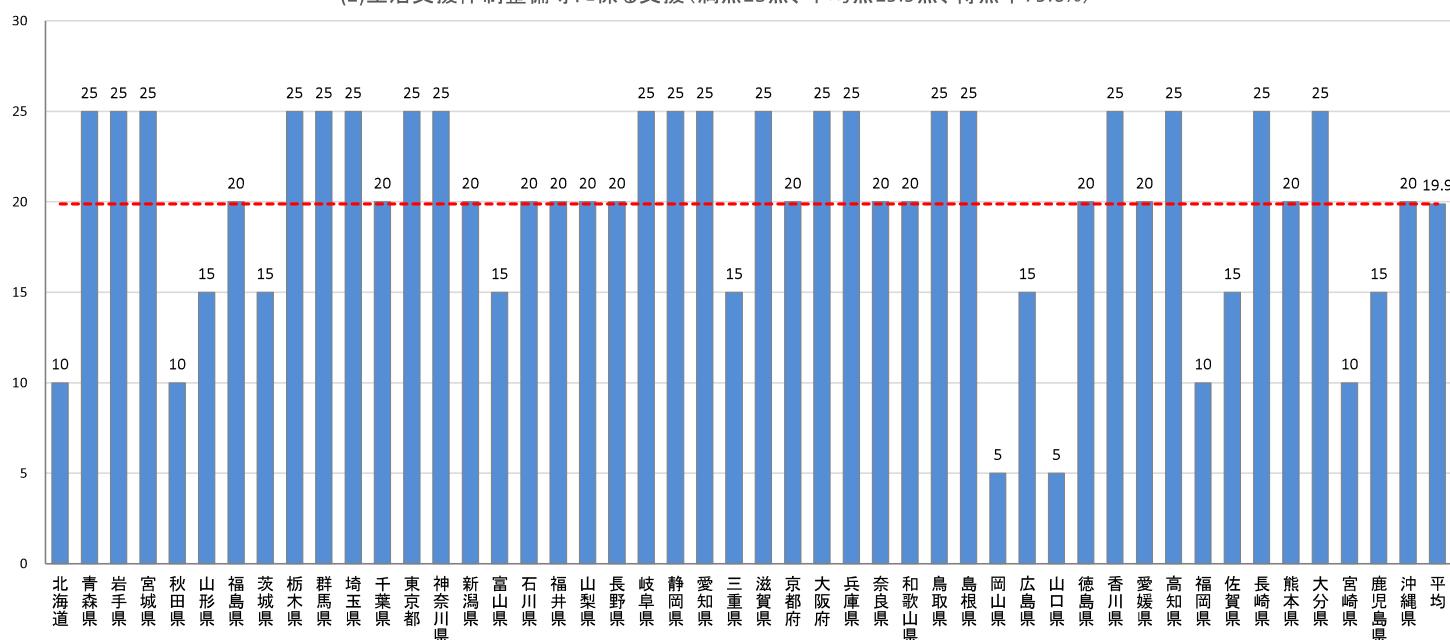
(2)生活支援体制整備等に係る支援(満点75点、平均点44.0点、得点率58.7%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（2）生活支援体制整備等に係る支援＜支援分＞

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	生活支援体制の整備に關し、市町村の進捗状況を把握し、広域的調整に關する支援を行っているか。	25	19.9				

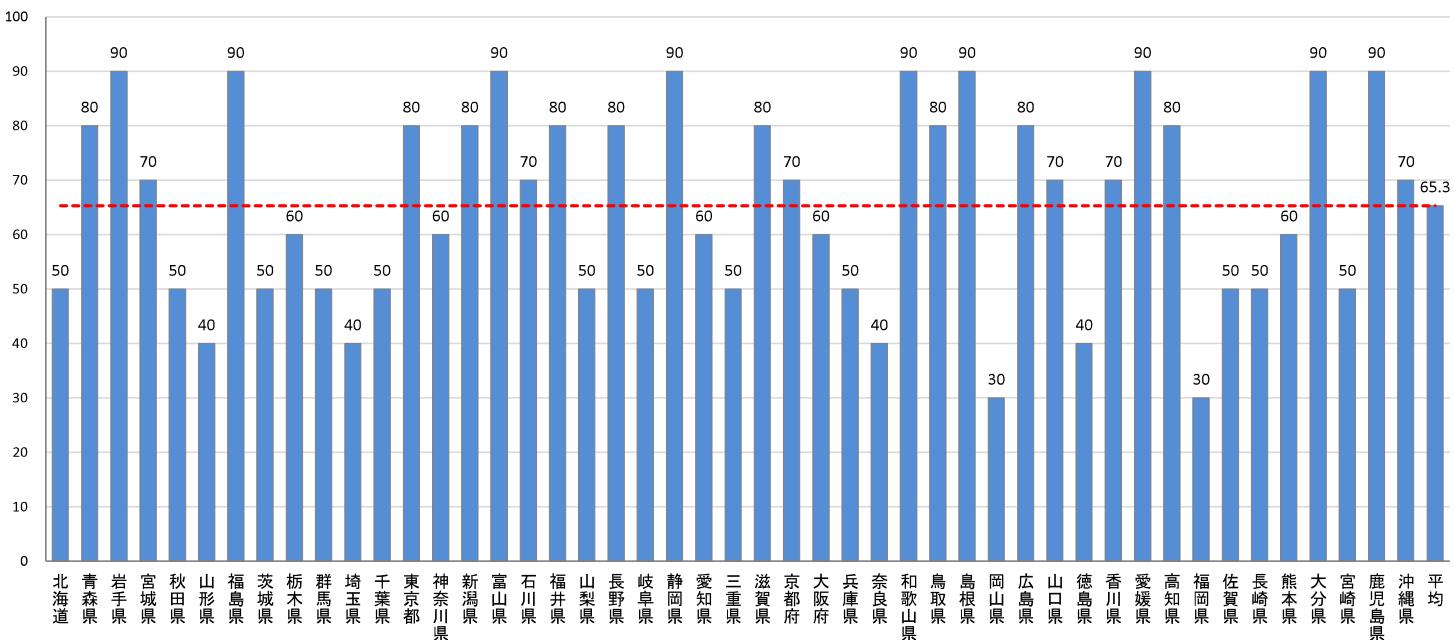
(2)生活支援体制整備等に係る支援(満点25点、平均点19.9点、得点率79.6%)



令和4年度都道府県分Ⅱ（3）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用に係る支援  
<全体>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	自立支援、重度化防止等に向けた市町村の取組支援のため、リハビリテーション専門職等の確保や派遣等を関係団体と連携して取り組んでいるか。	50	43.2	②	要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する分析を踏まえて取組を評価・改善しているか。	40	22.1

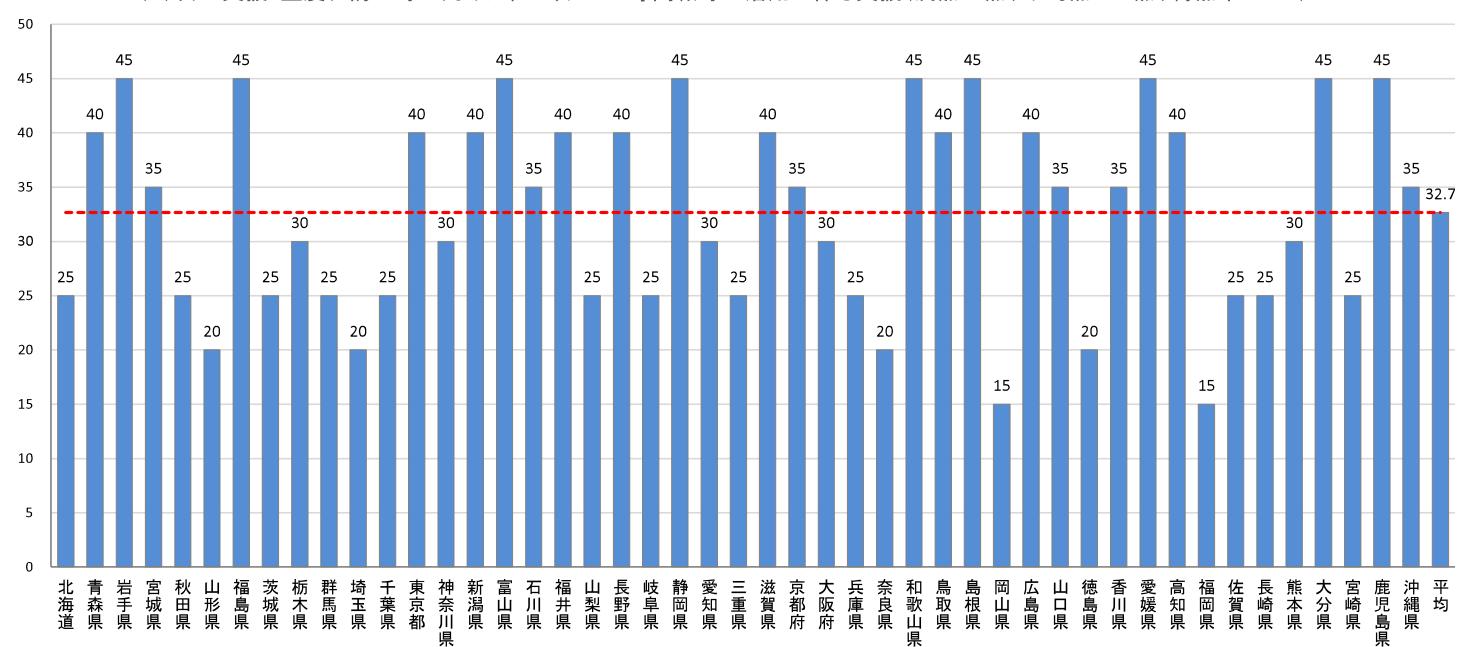
(3)自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用に係る支援(満点90点、平均点65.3点、得点率72.6%)



令和4年度都道府県分Ⅱ（3）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用に係る支援 <推進・支援分>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	自立支援、重度化防止等に向けた市町村の取組支援のため、リハビリテーション専門職等の確保や派遣等を関係団体と連携して取り組んでいるか。	25	21.6	②	要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する分析を踏まえて取組を評価・改善しているか。	20	11.1

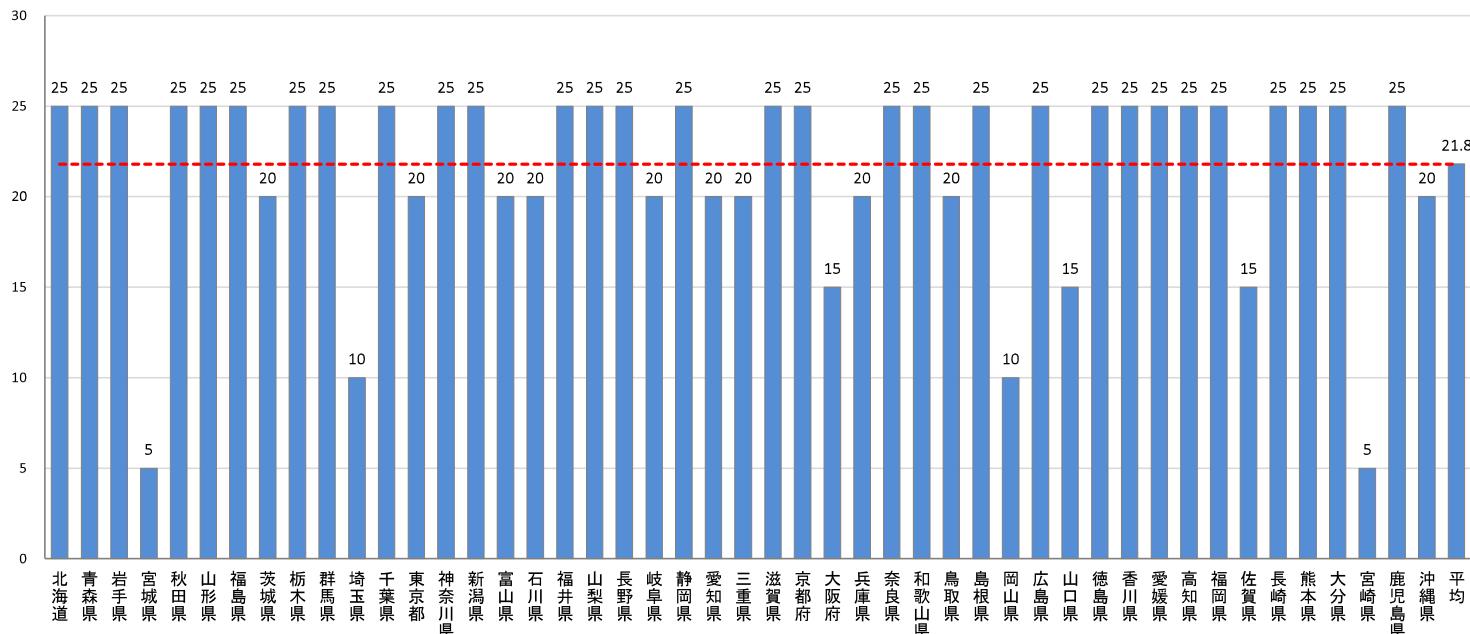
(3)自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用に係る支援(満点45点、平均点32.7点、得点率72.6%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（4）在宅医療・介護連携に係る支援

	評価指標	得点	平均
① 在宅医療・介護連携に係る市町村支援の観点から、各市町村の実情に応じた在宅医療・介護連携推進のための技術的支援等を行っているか。	25	21.8	

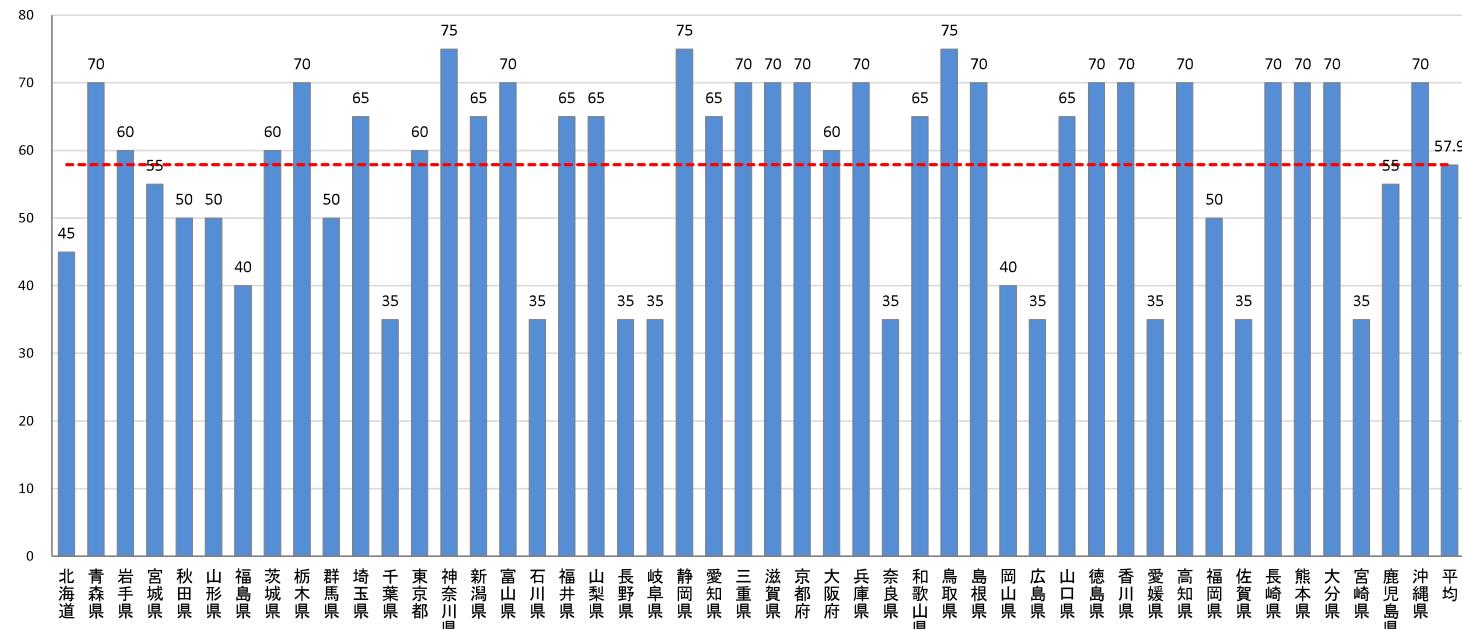
(4)在宅医療・介護連携に係る支援(満点25点、平均点21.8点、得点率87.2%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（5）認知症総合支援に係る支援

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	都道府県の認知症施策の推進に関し、現状把握、計画の策定、評価・改善を行っているか。	25	20.0	③	市町村の認知症施策に関する取組について、都道府県内の全市町村の取組状況を把握し、市町村別の支援を行っているか。	25	18.3
②	認知症の人(若年性認知症の人を含む)がその状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を行っているか。	25	19.6				

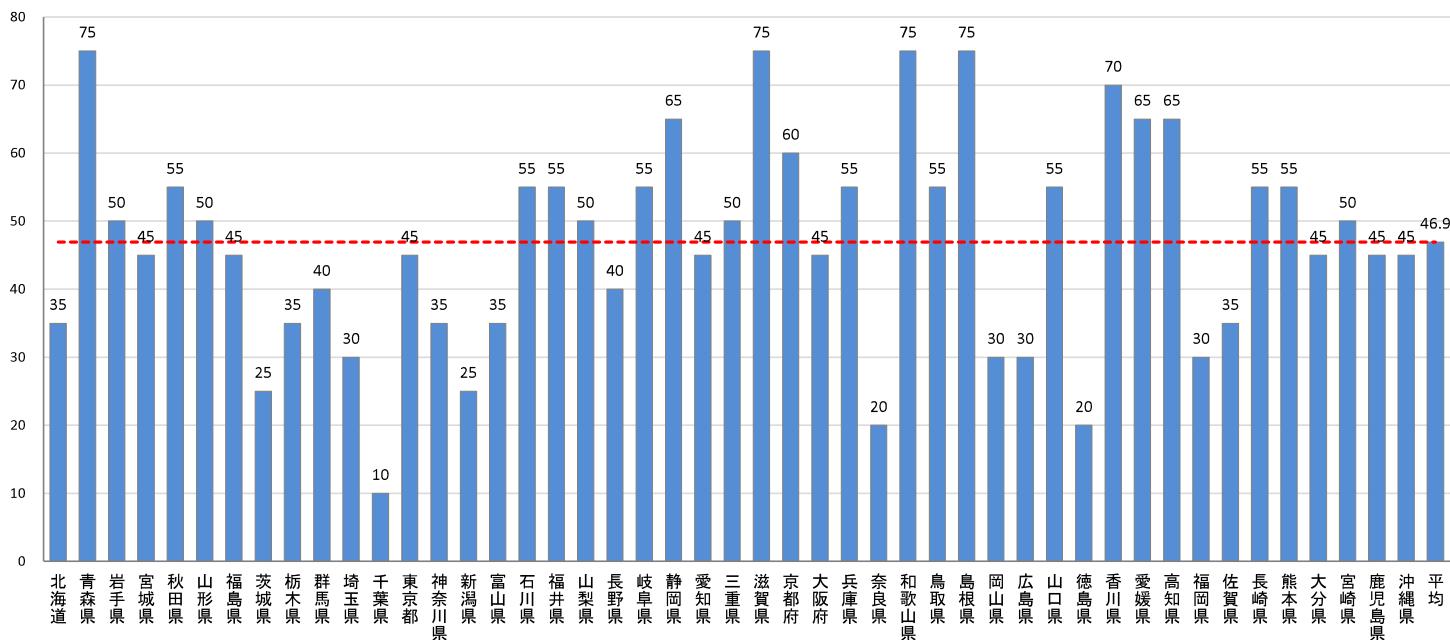
(5)認知症総合支援に係る支援(満点75点、平均点57.9点、得点率77.2%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（6）介護給付の適正化に係る支援

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	介護給付の適正化に關し、市町村に対する必要な支援を行っているか。	50	27.6	②	有料老人ホームに対する適切な指導の実施体制を確保しているか。	25	19.4

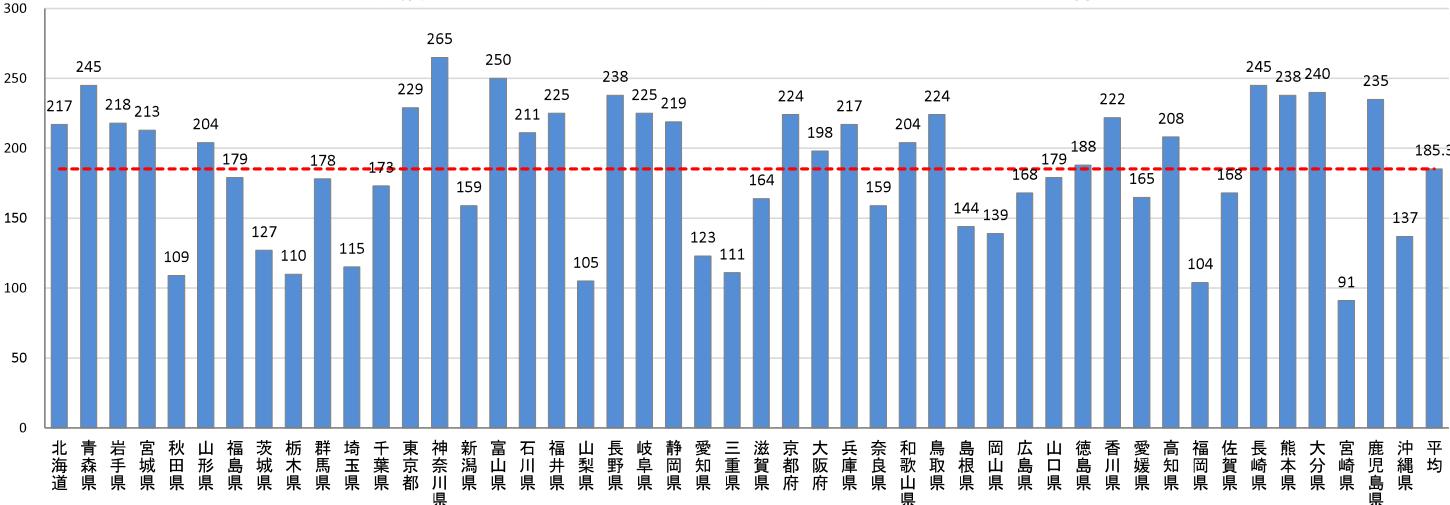
(6)介護給付の適正化に係る支援(満点75点、平均点46.9点、得点率62.6%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（7）介護人材の確保・生産性向上に係る支援 <全体>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	2025年度並びに第8期計画期間における介護人材の将来推計を行い、具体的な目標を掲げた上で、必要な施策を企画立案しているか。	25	19.4	⑤	外国人介護人材の受入れに関する事業を実施しているか。	25	17.9
②	介護人材の質の向上に關し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施しているか。	25	13.2	⑥	介護施設や通いの場等において元気高齢者等の多様な者が活躍する仕組みを構築しているか。	75	55.9
③	介護人材の確保・定着に向けた事業を実施しているか。	50	36.6	⑦	衛生部局及び関係機関と連携し、管内の介護事業所に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための支援を行っているか。	25	12.8
④	介護サービスの質を向上しつつ介護ニーズの増加に対応するための生産性向上の取組支援を実施しているか。	35	13.2	⑧	文書負担軽減に係る取組を実施しているか。	20	16.5

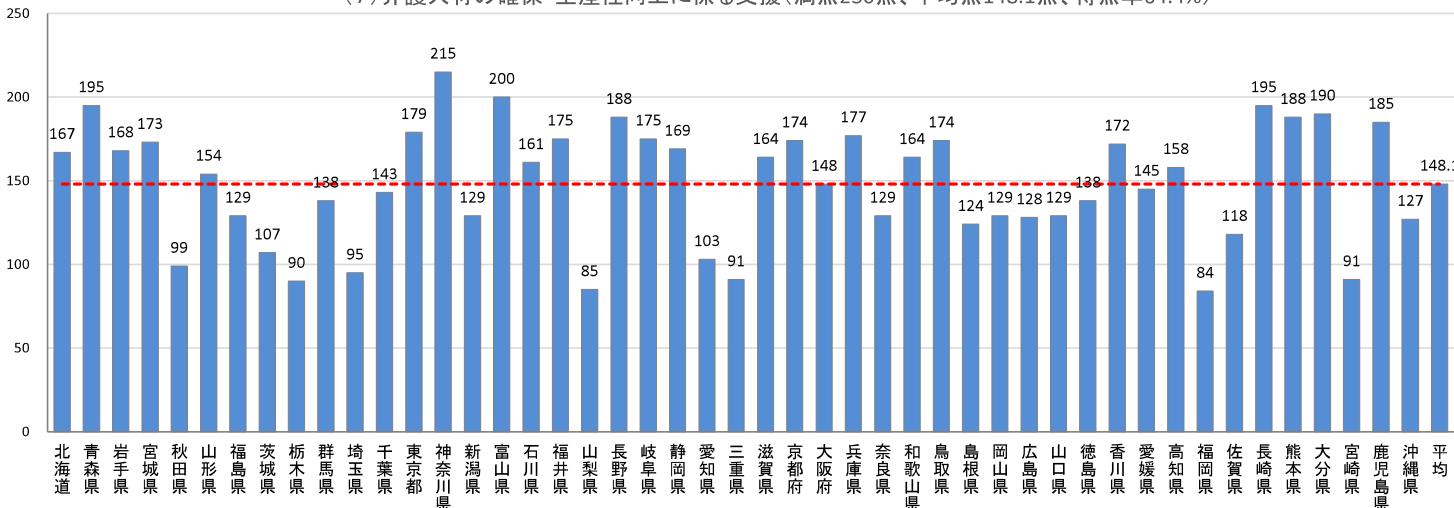
(7)介護人材の確保・生産性向上に係る支援(満点280点、平均点185.3点、得点率66.2%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（7）介護人材の確保・生産性向上に係る支援＜推進分＞

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	2025年度並びに第8期計画期間における介護人材の将来推計を行い、具体的な目標を掲げた上で、必要な施策を企画立案しているか。	25	19.4	⑤	外国人介護人材の受け入れに関する事業を実施しているか。	25	17.9
②	介護人材の質の向上に関し、当該地域における課題を踏まえ、必要な事業を実施しているか。	25	13.2	⑥	介護施設や通いの場等において元気高齢者等の多様な者が活躍する仕組みを構築しているか。	25	18.6
③	介護人材の確保・定着に向けた事業を実施しているか。	50	36.6	⑦	衛生部局及び関係機関と連携し、管内の介護事業所に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための支援を行っているか。	25	12.8
④	介護サービスの質を向上しつつ介護ニーズの増加に対応するための生産性向上の取組支援を実施しているか。	35	13.2	⑧	文書負担軽減に係る取組を実施しているか。	20	16.5

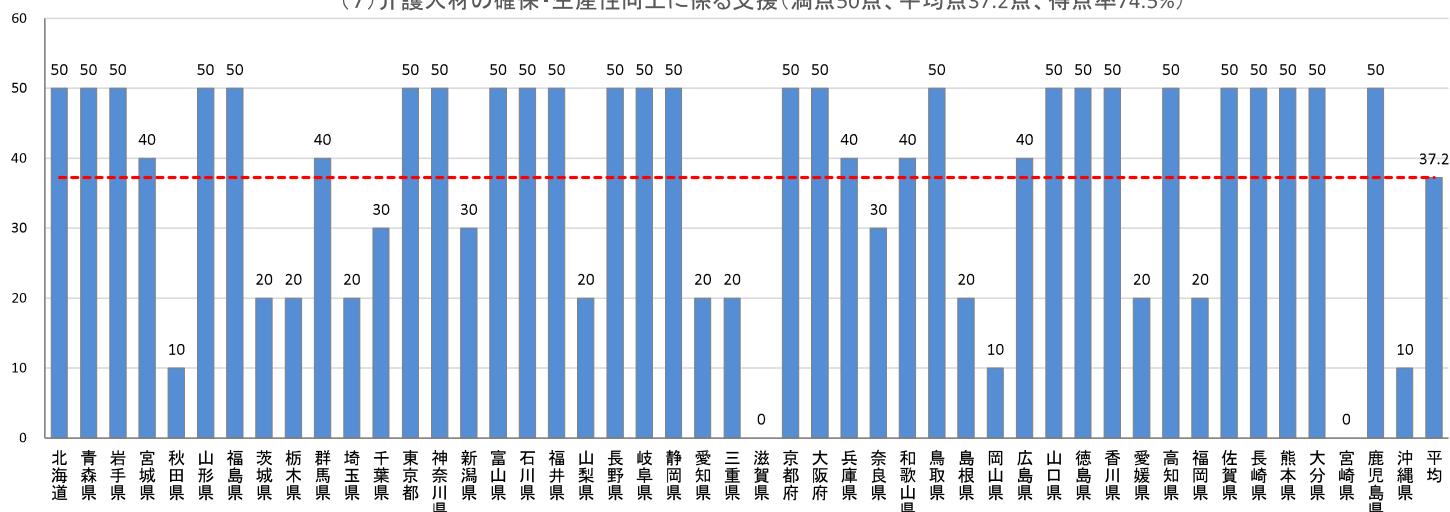
(7)介護人材の確保・生産性向上に係る支援(満点230点、平均点148.1点、得点率64.4%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（7）介護人材の確保・生産性向上に係る支援＜支援分＞

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
⑥	介護施設や通いの場等において元気高齢者等の多様な者が活躍する仕組みを構築しているか。	50	37.2				

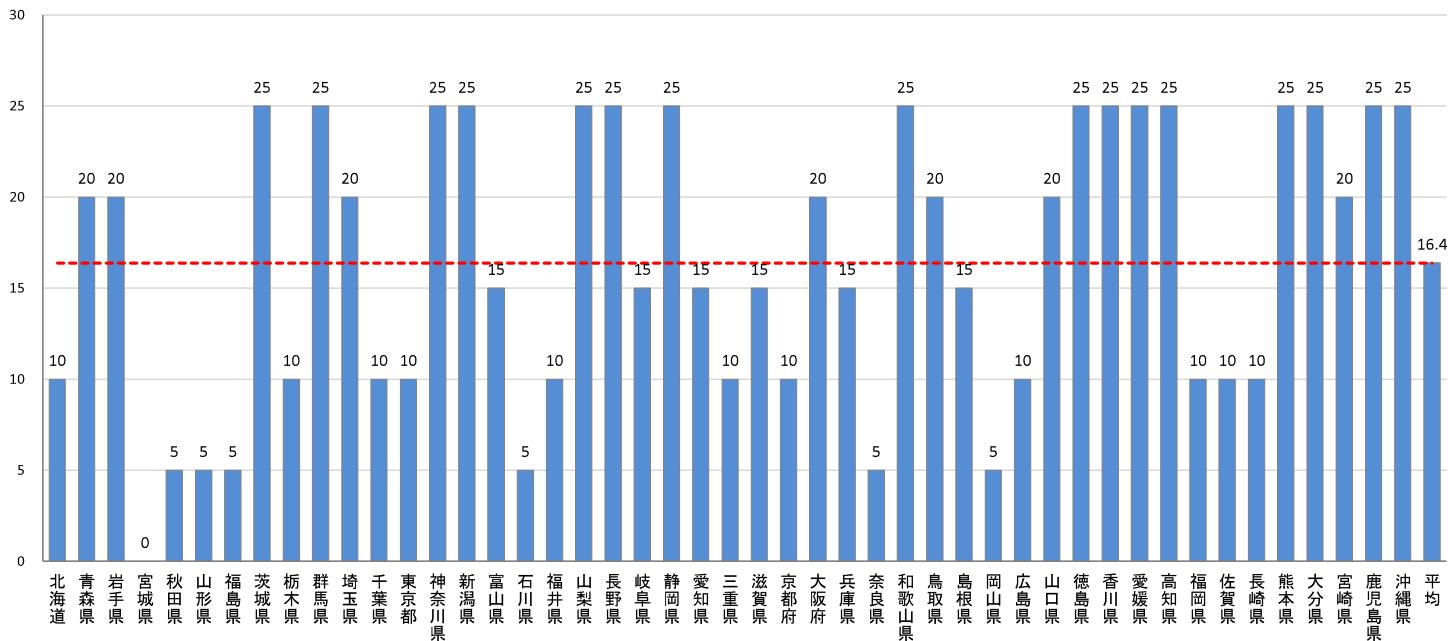
(7)介護人材の確保・生産性向上に係る支援(満点50点、平均点37.2点、得点率74.5%)



## 令和4年度都道府県分Ⅱ（8） その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

	評価指標	得点	平均
① 高齢者虐待防止の体制整備に關し、市町村に対する支援を実施しているか。		25	16.4

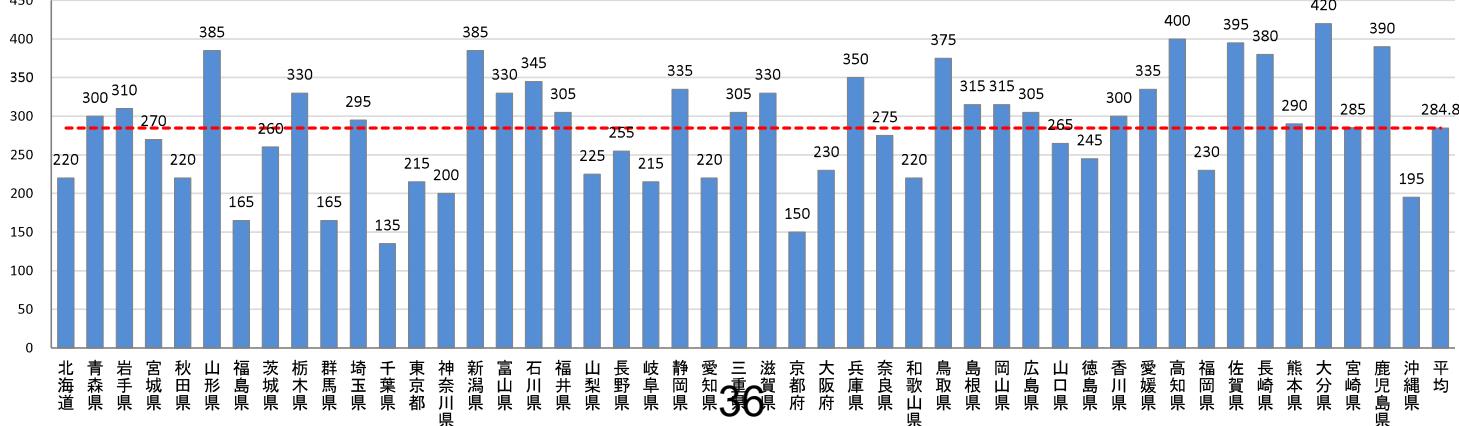
(8) その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業(満点25点、平均点16.4点、得点率65.5%)



## 令和4年度都道府県分Ⅲ 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価 <全体>

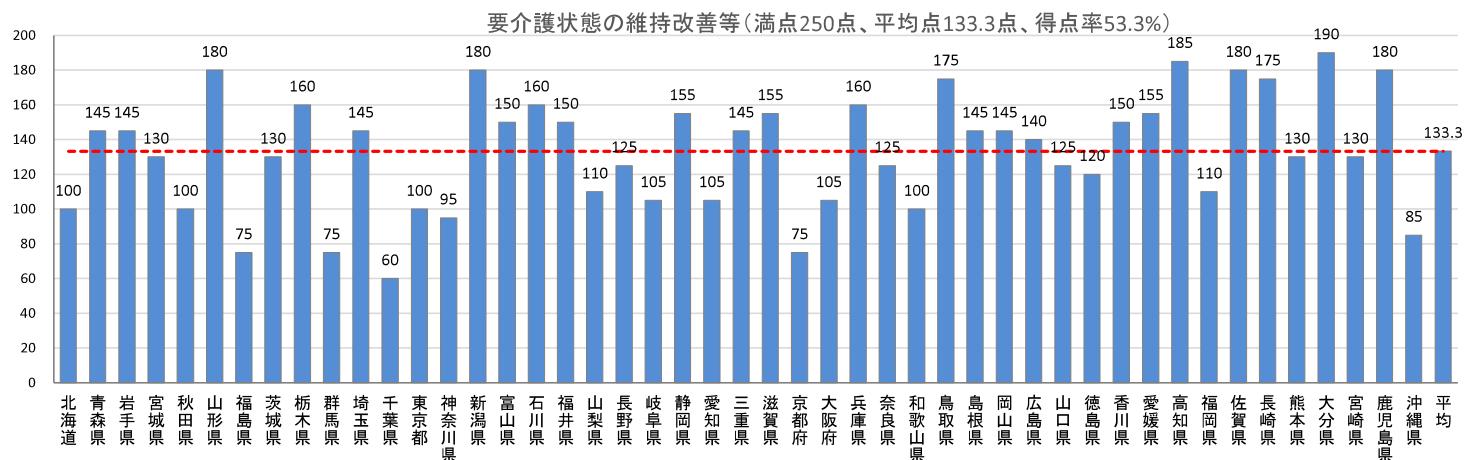
	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	都道府県における管内市町村の評価指標の達成状況の平均について、分野毎にどのような状況か。	90	44.0	⑦	通いの場への参加状況	60	30.0
②	都道府県における管内市町村の評価指標の得点が著しく低い市町村があるか。	▲10	▲1.1	⑧	管内市町村の9割超において週1回以上の通いの場を実施	15	3.2
③	管内の要介護認定率(要介護1~5)の地域差改善 管内市町村間の年齢調整後要介護認定率の差はどのようにになっているか。	40	12.8	⑨	管内市町村の2%超において成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施	15	5.7
④	軽度【要介護1・2】(平均要介護度の変化) 管内市町村における一定期間における、平均要介護度の変化率の状況はどうになっているか。	100	63.8	⑩	管内市町村の8割超において地域包括支援センターにおける家族介護者等への支援の充実を図っているか。	10	4.0
⑤	中重度【要介護3~5】(平均要介護度の変化) 管内市町村における一定期間における、平均要介護度の変化率の状況はどうになっているか。	100	63.8	⑪	管内市町村の5割超において多様な人材や介護助手等を行う元気高齢者の活躍に向けた取組を実施	15	5.7
⑥	健康寿命延伸の実現状況 (要介護2以上の年齢調整後認定率・認定率の変化率(全国上位))	160	46.0	⑫	5割超の市町村で参加ポイント付与の仕組みを実施	15	6.7

要介護状態の維持改善等(満点540点、平均点284.8点、得点率52.7%)



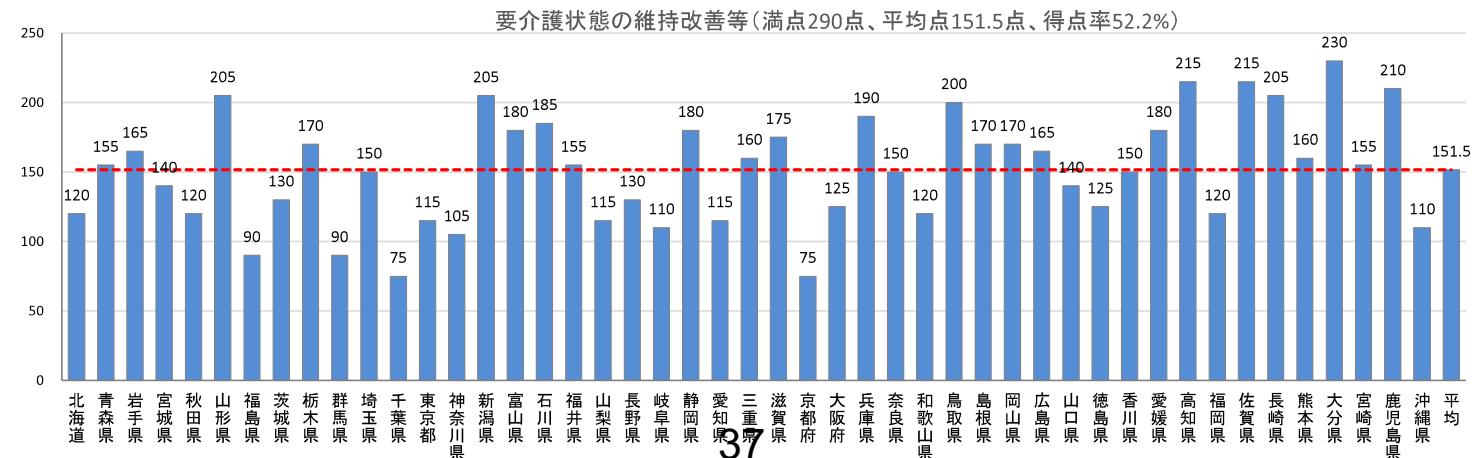
## 令和4年度都道府県分Ⅲ 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価 <推進分>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	都道府県における管内市町村の評価指標の達成状況の平均について、分野毎にどのような状況か。	45	22.0	⑦	通いの場への参加状況	20	10.0
②	都道府県における管内市町村の評価指標の得点が著しく低い市町村があるか。	▲10	▲1.1	⑧	管内市町村の9割超において週1回以上の通いの場を実施	5	1.1
③	管内の要介護認定率(要介護1～5)の地域差改善 管内市町村間の年齢調整後要介護認定率の差はどのようにになっているか。	20	6.4	⑨	管内市町村の2%超において成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施	5	1.9
④	軽度【要介護1・2】(平均要介護度の変化) 管内市町村における一定期間における、平均要介護度の変化率の状況はどうになっているか。	50	31.9	⑩	管内市町村の8割超において地域包括支援センターにおける家族介護者等への支援の充実を図っているか。	5	2.0
⑤	中重度【要介護3～5】(平均要介護度の変化) 管内市町村における一定期間における、平均要介護度の変化率の状況はどうになっているか。	50	31.9	⑪	管内市町村の5割超において多様な人材や介護助手等を行う元気高齢者の活躍に向けた取組を実施	5	1.9
⑥	健康寿命延伸の実現状況 (要介護2以上の年齢調整後認定率・認定率の変化率(全国上位))	80	23.0	⑫	5割超の市町村で参加ポイント付与の仕組みを実施	5	2.2



## 令和4年度都道府県分Ⅲ 管内の市町村における評価指標の達成状況による評価 <支援分>

	評価指標	得点	平均		評価指標	得点	平均
①	都道府県における管内市町村の評価指標の達成状況の平均について、分野毎にどのような状況か。	45	22.0	⑧	管内市町村の9割超において週1回以上の通いの場を実施	10	2.1
③	管内の要介護認定率(要介護1～5)の地域差改善 管内市町村間の年齢調整後要介護認定率の差はどのようにになっているか。	20	6.4	⑨	管内市町村の2%超において成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施	10	3.8
④	軽度【要介護1・2】(平均要介護度の変化) 管内市町村における一定期間における、平均要介護度の変化率の状況はどうになっているか。	50	31.9	⑩	管内市町村の8割超において地域包括支援センターにおける家族介護者等への支援の充実を図っているか。	5	2.0
⑤	中重度【要介護3～5】(平均要介護度の変化) 管内市町村における一定期間における、平均要介護度の変化率の状況はどうになっているか。	50	31.9	⑪	管内市町村の5割超において多様な人材や介護助手等を行う元気高齢者の活躍に向けた取組を実施	10	3.8
⑥	健康寿命延伸の実現状況 (要介護2以上の年齢調整後認定率・認定率の変化率(全国上位))	80	23.0	⑫	5割超の市町村で参加ポイント付与の仕組みを実施	10	4.5
⑦	通いの場への参加状況	40	20.0				



# 市町村分

## 令和3、4年度評価指標における得点状況の変化について（市町村分）

### （1）推進＋支援

		I	II							III		合計 ・ 平均
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(1)	(2)	
	P D C A 体制構築	介護支援 支援	地域包括 支援	医療介護 連携	認知症 総合事業	介護予防等	生活支援 体制整備	要介護状態 維持・改善	介護給付 適正化等	介護人材 確保		
令和 3年度	配点	215	80	310	95	220	900	120	240	120	175	2,475
	配点割合	9%	3%	13%	4%	9%	36%	5%	10%	5%	7%	-
	得点	159	31	183	72	123	382	72	132	59	59	1,272
	得点割合	13%	2%	14%	6%	10%	30%	6%	10%	5%	5%	-
	得点率	74%	39%	59%	76%	56%	42%	60%	55%	49%	34%	51%
令和 4年度	配点	150	100	165	120	140	560	90	360	260	160	2,105
	配点割合	7%	5%	8%	6%	7%	27%	4%	17%	12%	8%	-
	得点	85	51	89	81	83	230	52	174	156	59	1,059
	得点割合	8%	5%	8%	8%	8%	22%	5%	16%	15%	5%	-
	得点率	56%	51%	54%	68%	60%	41%	57%	48%	60%	37%	50%

## 令和3、4年度評価指標における得点状況の変化について（市町村分）

### (2) 推進のみ

	I	II							III		合計 ・ 平均	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(1)	(2)		
	P D C A 体制構築	介護支援	地域包括 支援	医療介護 連携	認知症 総合事業	介護予防等	生活支援 体制整備	要介護状態 維持・改善	介護給付 適正化等	介護人材 確保		
令和 3年度	配点	155	80	195	85	175	450	85	120	120	125	1,590
	配点割合	10%	5%	12%	5%	11%	28%	5%	8%	8%	8%	-
	得点	119	31	119	63	92	191	49	66	59	47	836
	得点割合	14%	4%	14%	8%	11%	23%	6%	8%	7%	6%	-
	得点率	77%	39%	61%	74%	53%	42%	58%	55%	49%	38%	53%
令和 4年度	配点	115	100	105	100	100	240	75	180	260	100	1,375
	配点割合	8%	7%	8%	7%	7%	18%	6%	13%	19%	7%	-
	得点	66	51	60	67	57	100	42	87	156	40	724
	得点割合	9%	7%	8%	9%	8%	14%	6%	12%	21%	6%	-
	得点率	57%	51%	57%	67%	57%	42%	55%	48%	60%	40%	53%

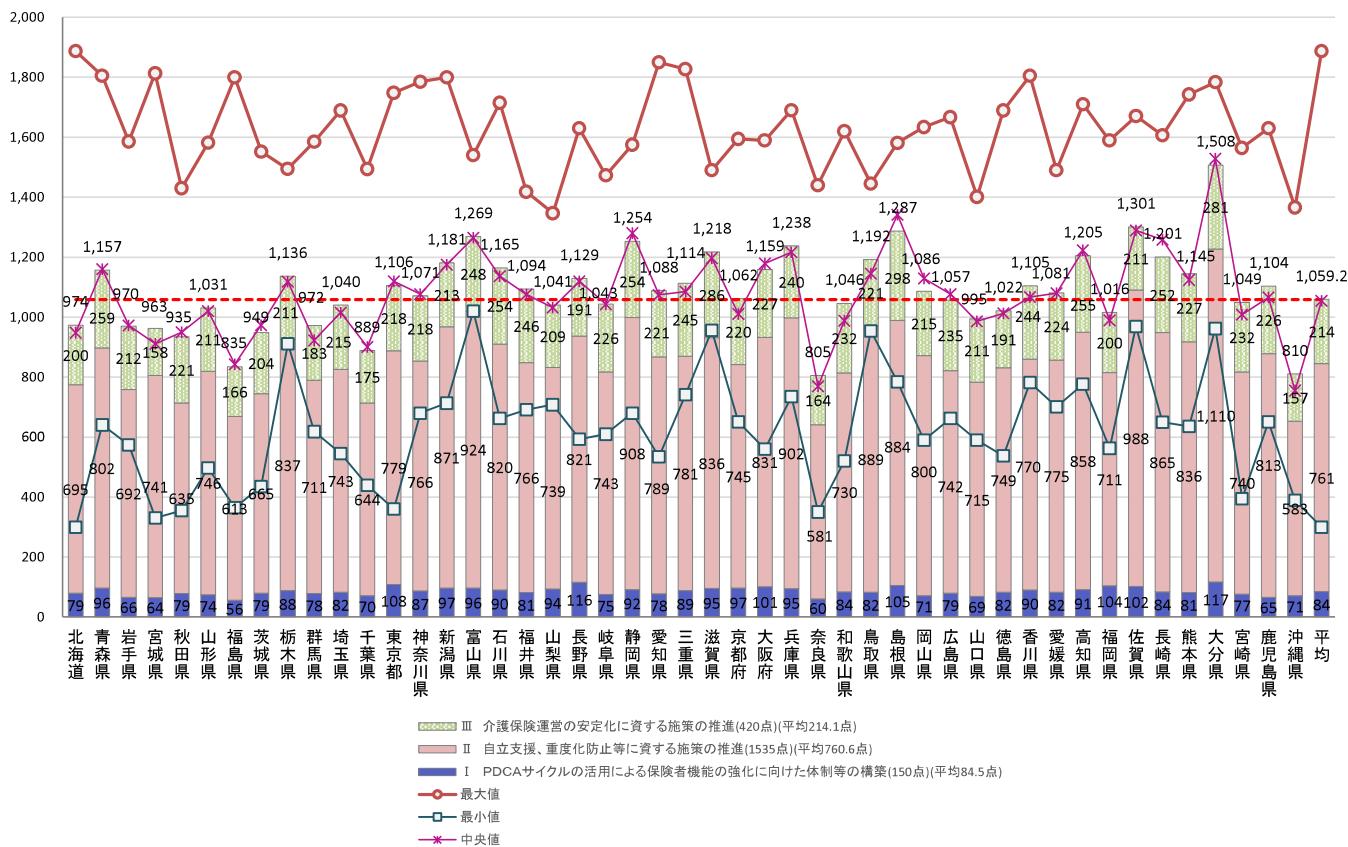
## 令和3、4年度評価指標における得点状況の変化について（市町村分）

### (3) 支援のみ

	I	II							III		合計 ・ 平均	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(1)	(2)		
	P D C A 体制構築	介護支援	地域包括 支援	医療介護 連携	認知症 総合事業	介護予防等	生活支援 体制整備	要介護状態 維持・改善	介護給付 適正化等	介護人材 確保		
令和 3年度	配点	60	-	115	10	45	450	35	120	-	50	885
	配点割合	7%	-	13%	1%	5%	51%	4%	14%	-	6%	-
	得点	40	-	64	9	31	191	23	66	-	12	436
	得点割合	9%	-	15%	2%	7%	44%	5%	15%	-	3%	-
	得点率	67%	-	56%	90%	69%	42%	66%	55%	-	24%	49%
令和 4年度	配点	35	-	60	20	40	320	15	180	-	60	730
	配点割合	5%	-	8%	3%	5%	44%	2%	25%	-	8%	-
	得点	19	-	29	15	27	130	10	87	-	19	336
	得点割合	5%	-	9%	4%	8%	39%	3%	26%	-	6%	-
	得点率	53%	-	49%	75%	67%	41%	68%	48%	-	31%	46%

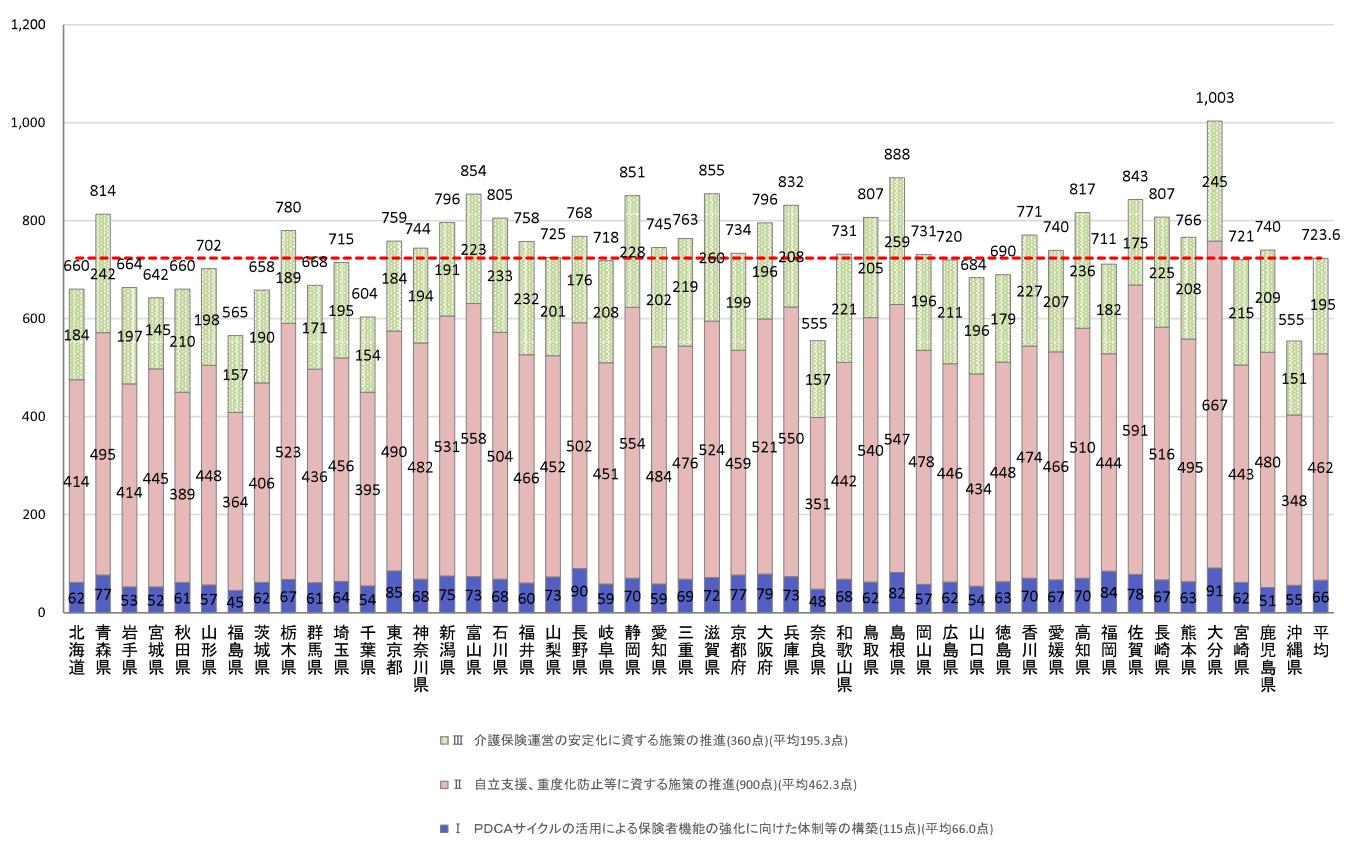
## 令和4年度市町村分 保険者機能強化推進交付金に係る評価結果 <全体>

全国集計結果 都道府県別市町村得点(満点2,105点、平均点1,059.2点、得点率50.3%)

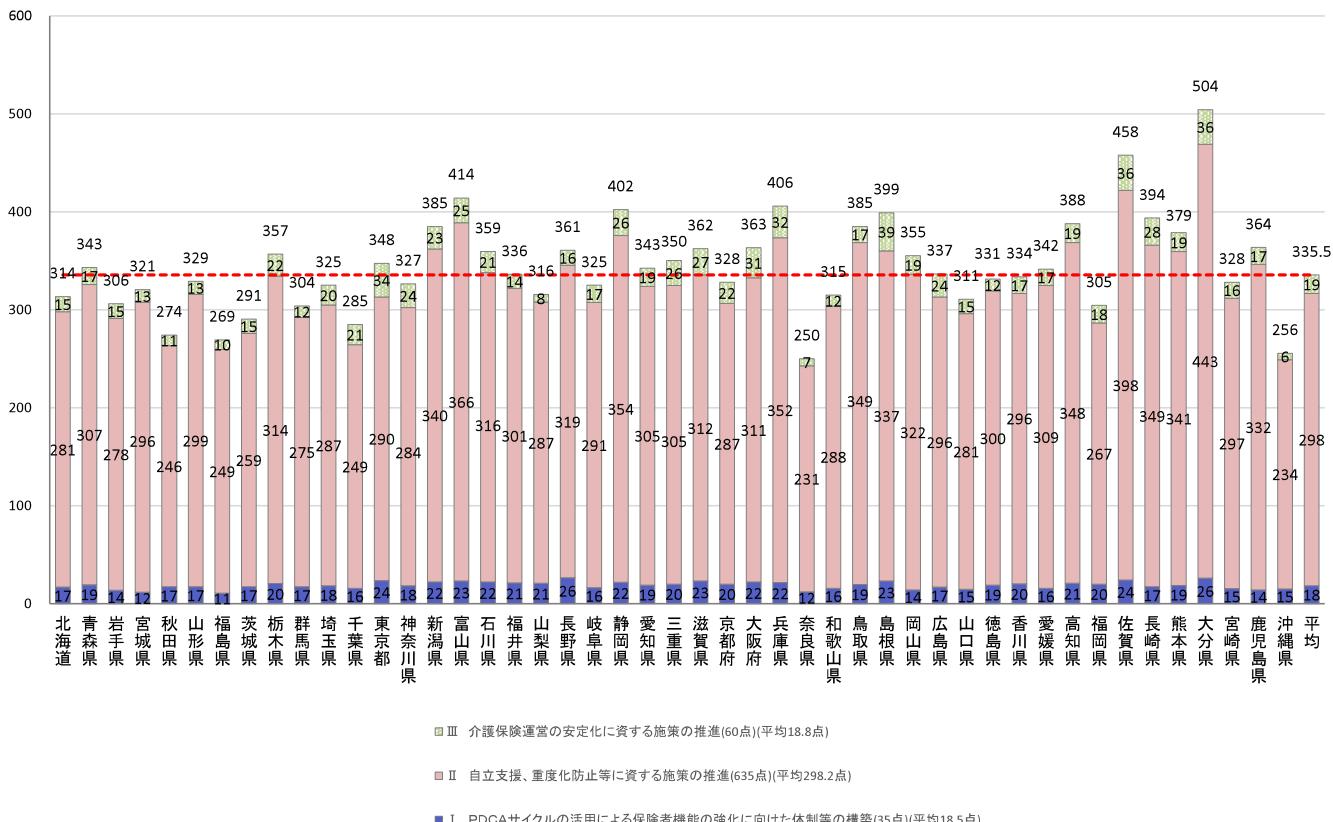


## 令和4年度市町村分 保険者機能強化推進交付金に係る評価結果 <推進分>

全国集計結果 都道府県別市町村得点(満点1,375点、平均点723.6点、得点率52.6%)

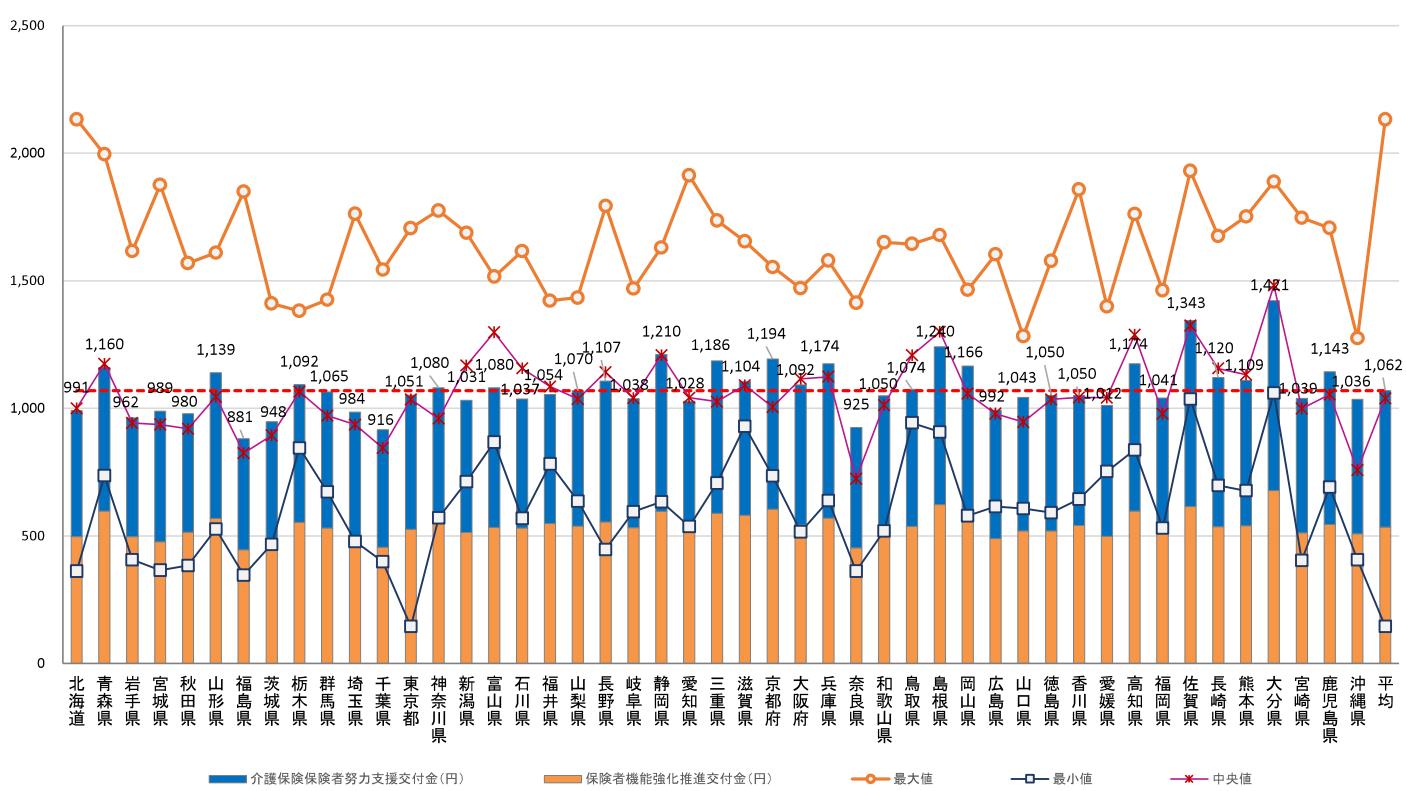


全国集計結果 都道府県別市町村得点(満点730点、平均点335.5点、得点率46.0%)

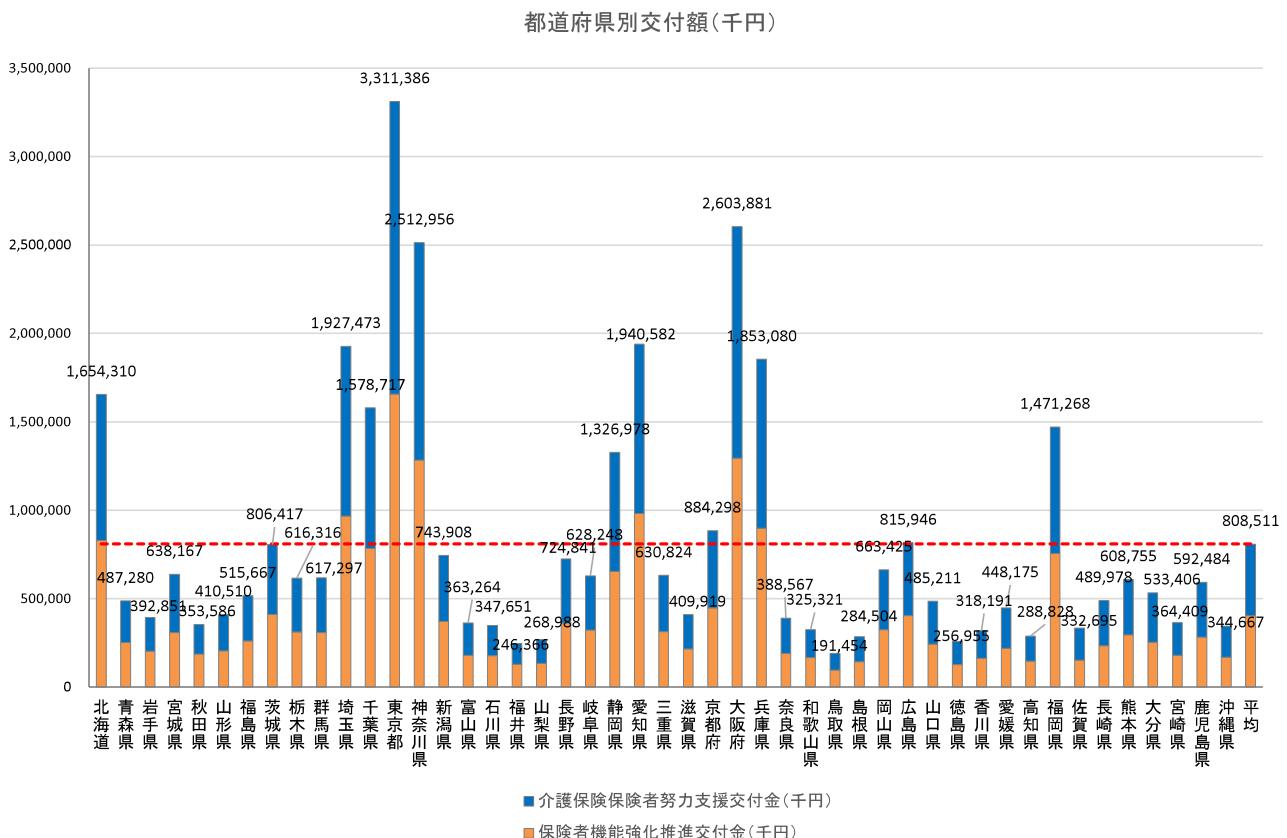


## 令和4年度（市町村分） 都道府県別 第1号被保険者一人当たり交付額

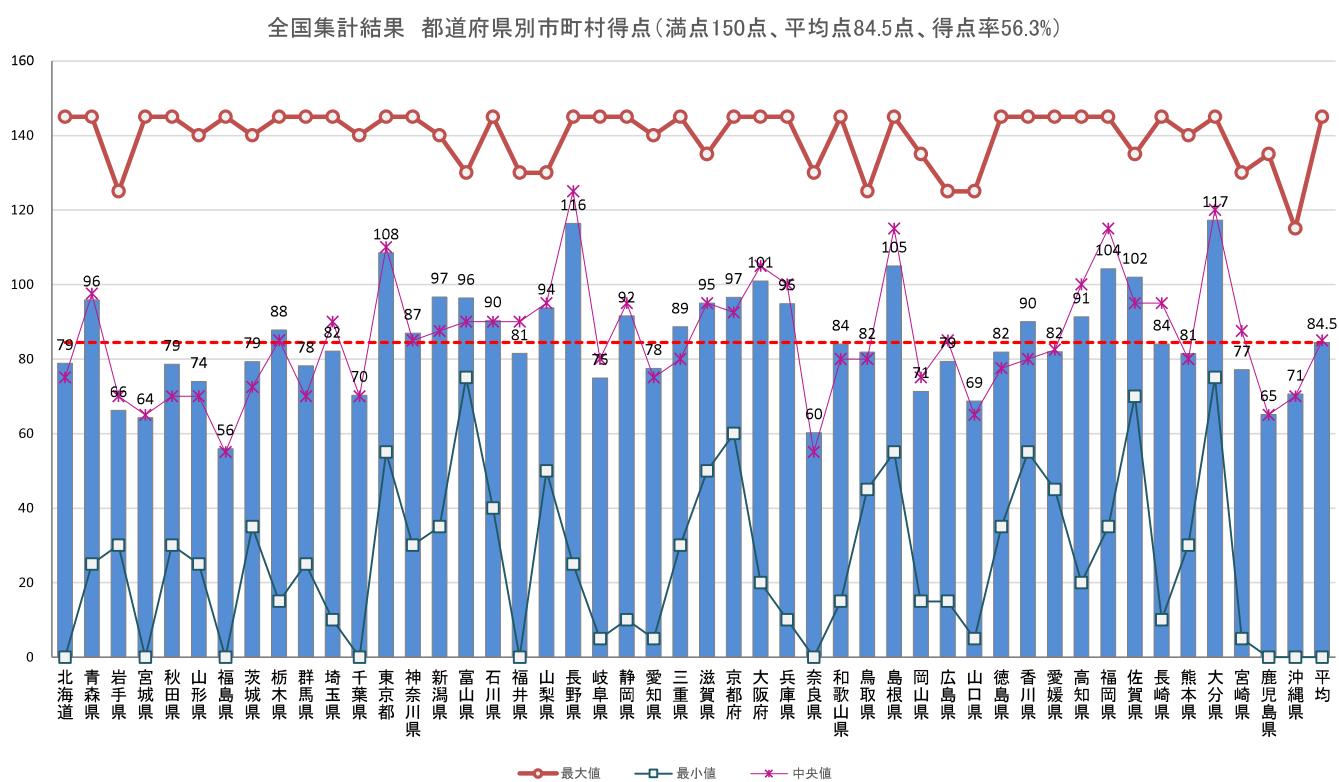
都道府県別交付額(円)



## 令和4年度市町村分 保険者機能強化推進交付金交付額

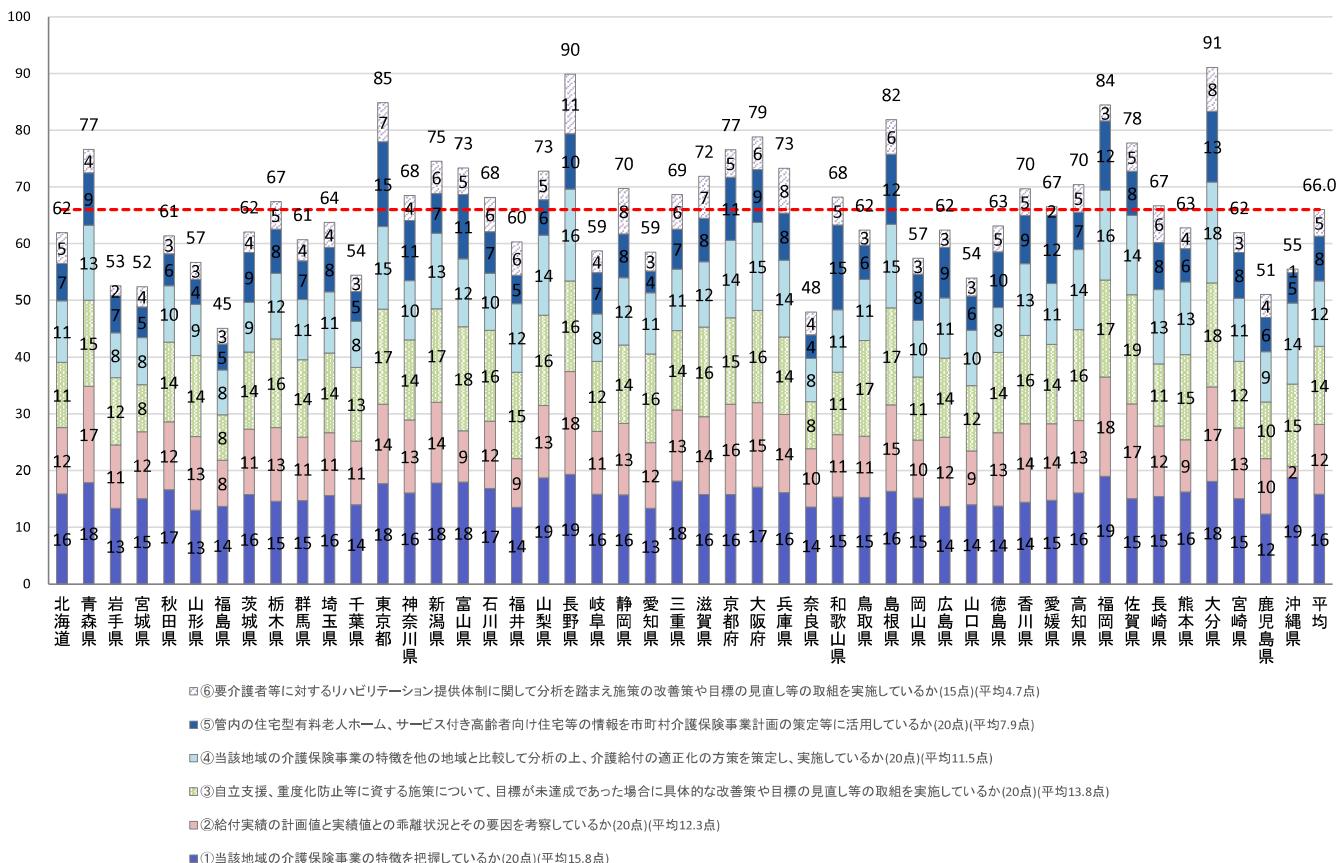


## 令和4年度市町村分 I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築<全体>



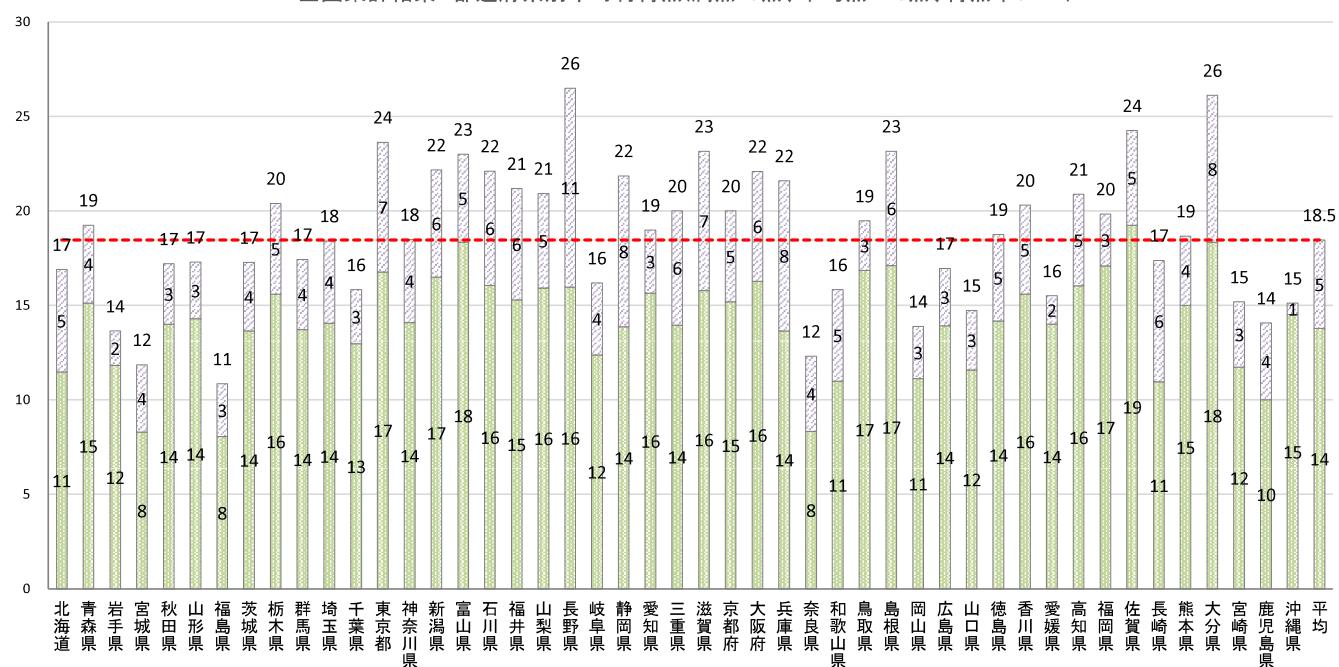
## 令和4年度市町村分 I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 <推進分>

全国集計結果 都道府県別市町村得点(満点115点、平均点66.0点、得点率57.4%)



## 令和4年度市町村分 I P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築 <支援分>

全国集計結果 都道府県別市町村得点(満点35点、平均点18.5点、得点率52.7%)

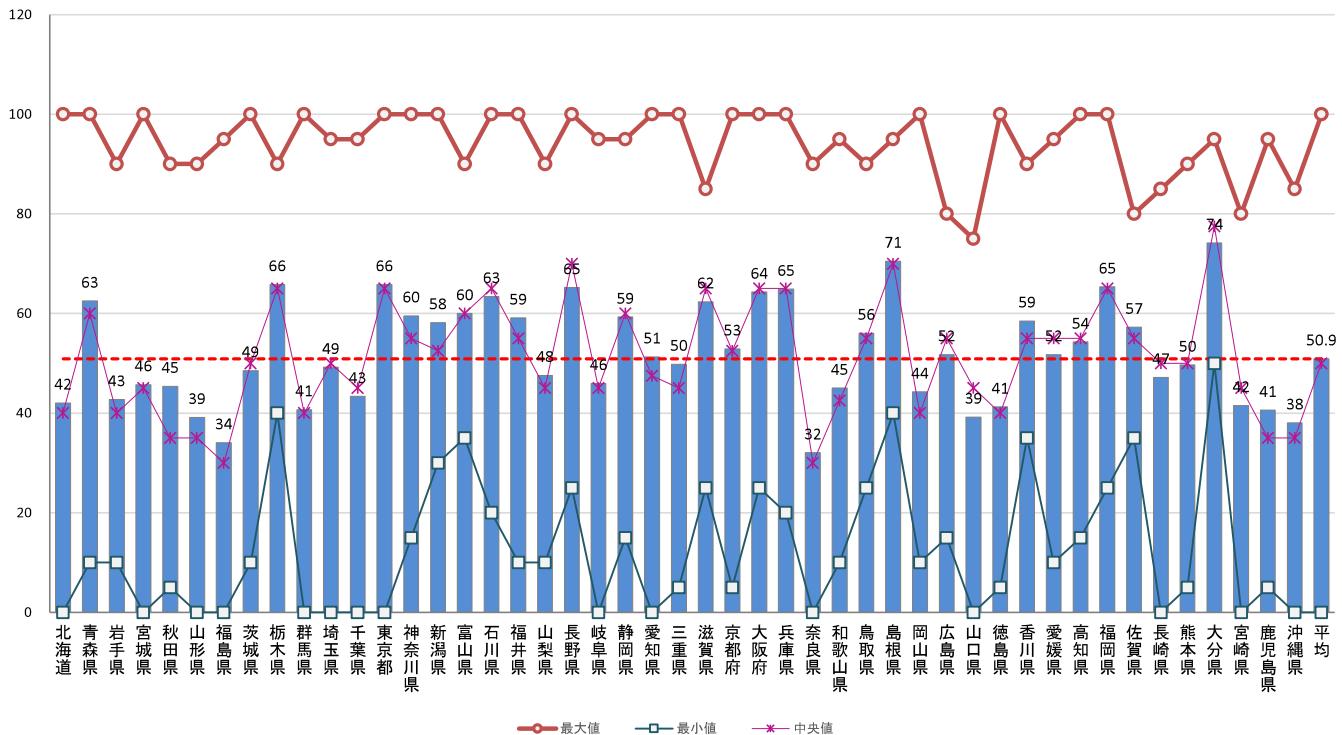


□⑥要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する分析を踏まえ施策の改善策や目標の見直し等の取組を実施しているか(15点)(平均4.7点)

□③自立支援、重度化防止等に資する施策について、目標が未達成であった場合に具体的な改善策や目標の見直し等の取組を実施しているか(20点)(平均13.8点)

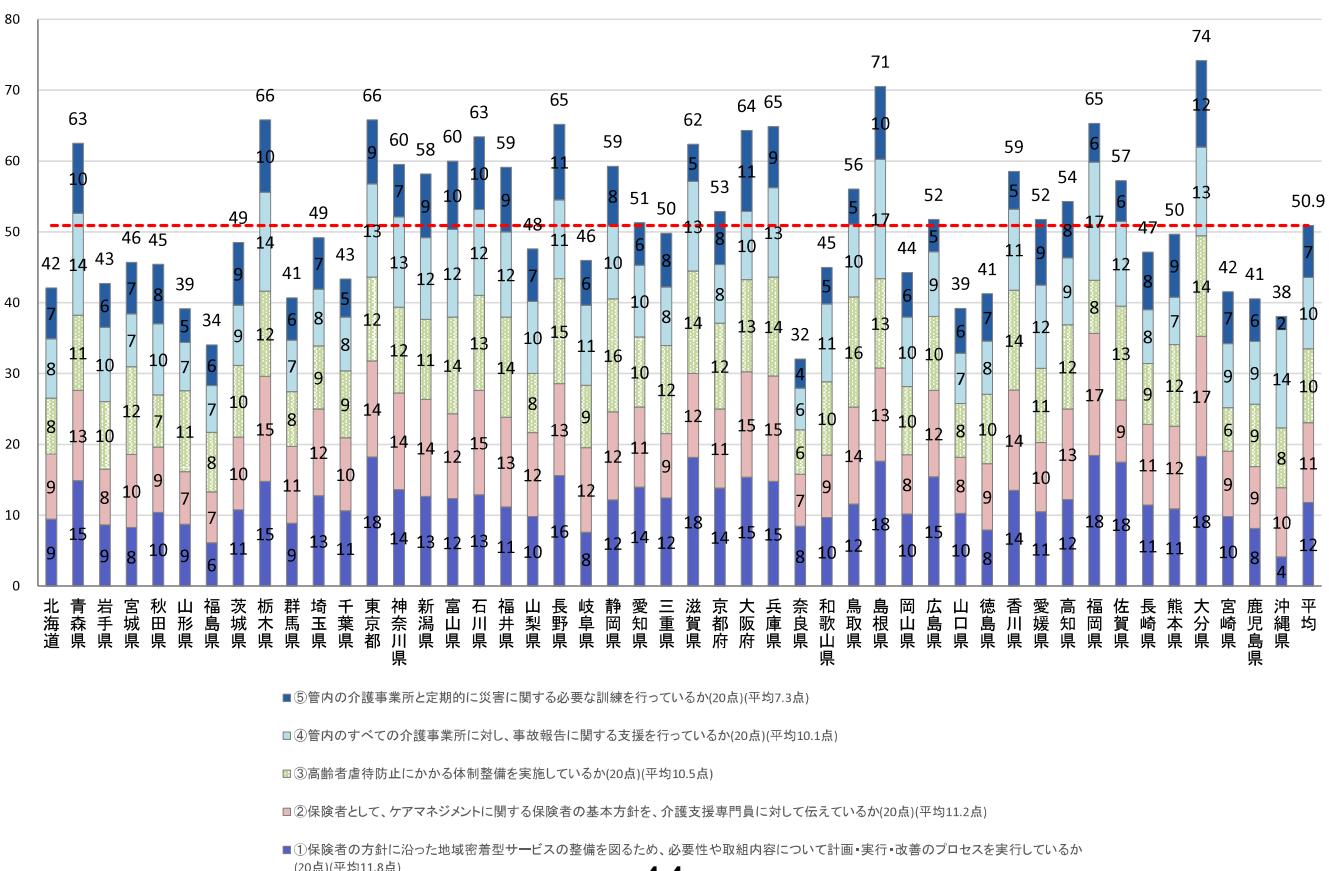
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進〈全体〉

(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等 都道府県別市町村得点(満点100点、平均点50.9点、得点率50.9%)



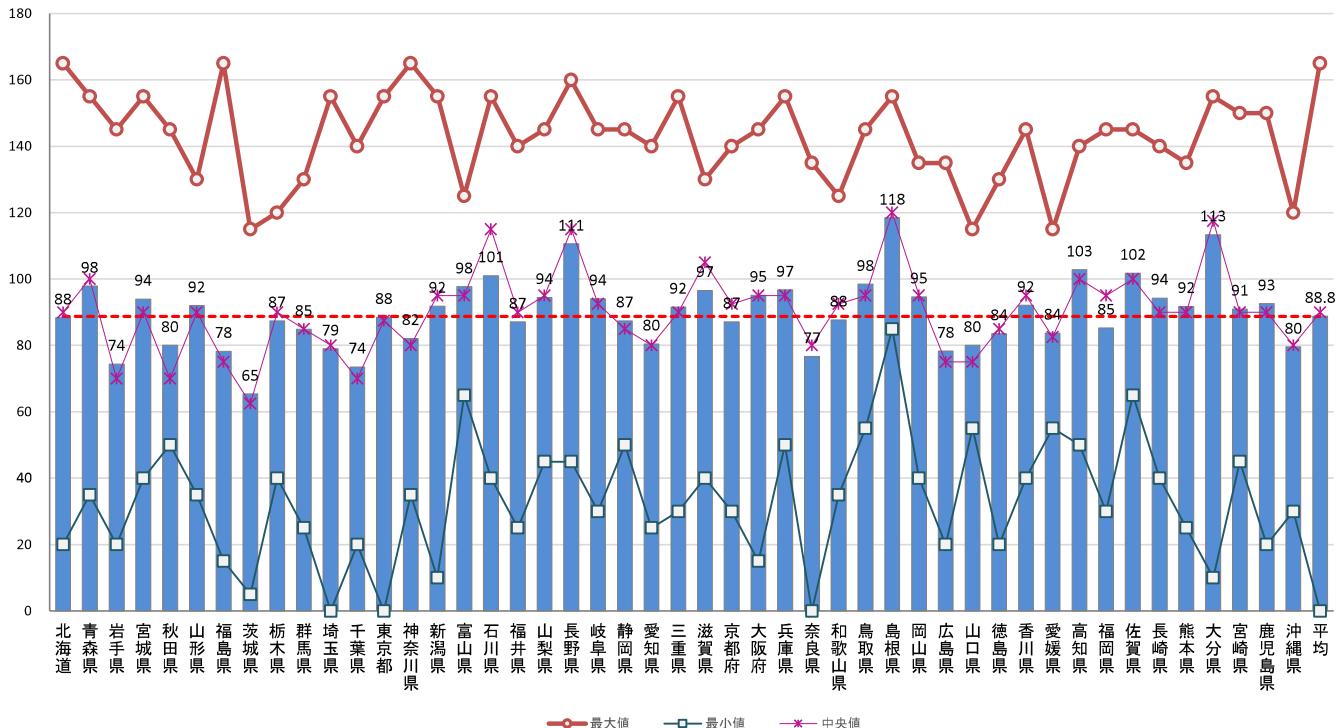
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

(1)介護支援専門員・介護サービス事業所等 都道府県別市町村得点(満点100点、平均点50.9点、得点率50.9%)



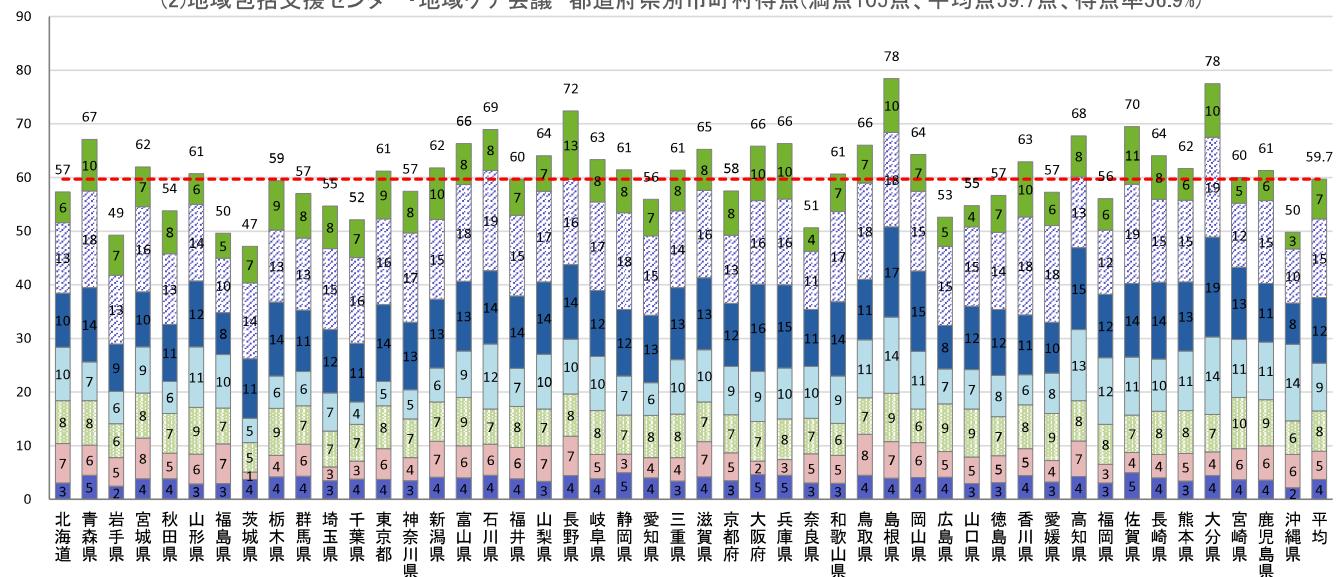
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜全体＞

(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 都道府県別市町村得点(満点165点、平均点88.8点、得点率53.8%)



## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜推進分＞

(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 都道府県別市町村得点(満点105点、平均点59.7点、得点率56.9%)



■⑦地域包括支援センターでは、家族等の介護離職防止に向けた支援を実施しているか(20点)(平均7.4点)

□⑥地域包括支援センターが夜間・早朝又は平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか(20点)(平均14.8点)

■⑤地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか(20点)(平均12.2点)

■④個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か(20点)(平均8.9点)

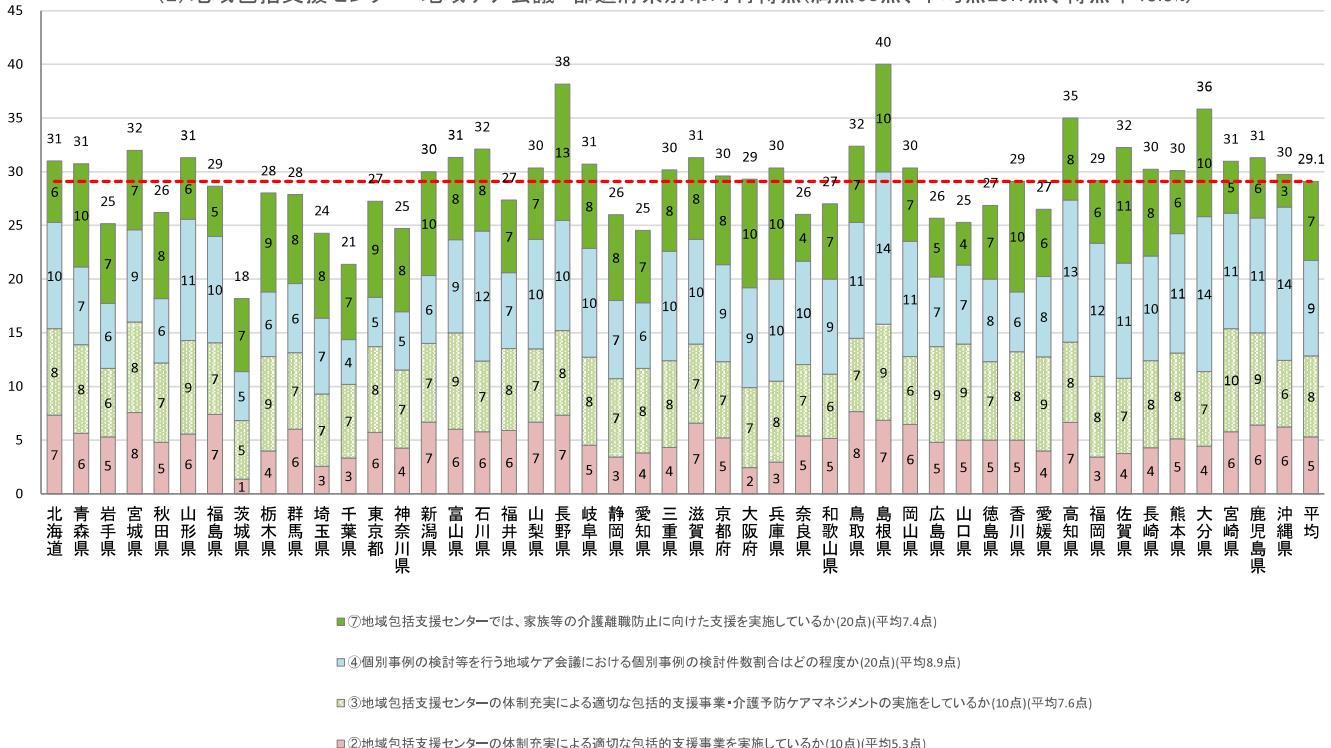
■③地域包括支援センターの体制充実による適切な包括的支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施をしているか(10点)(平均7.6点)

■②地域包括支援センターの体制充実による適切な包括的支援事業を実施しているか(10点)(平均5.3点)

■①自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村の基本方針を定め、地域包括支援センターに周知しているか(5点)(平均3.7点)

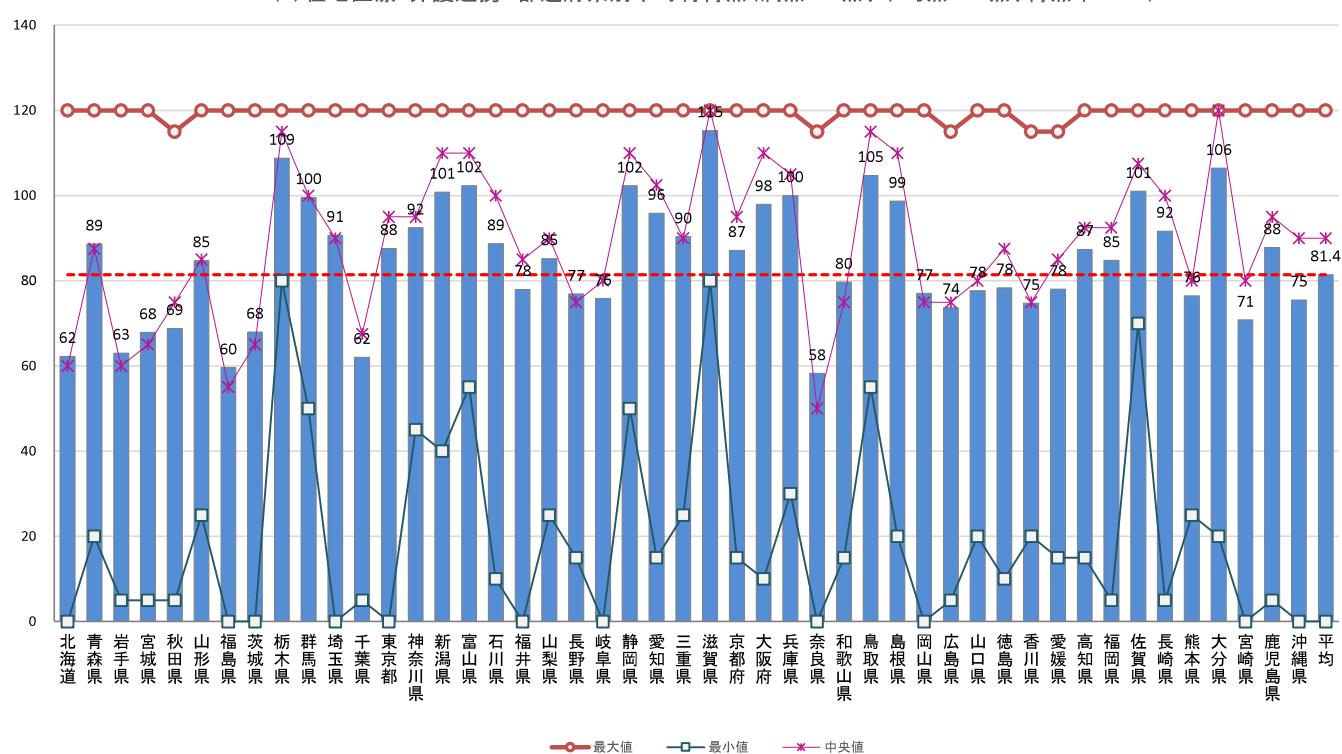
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜支援分＞

(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議 都道府県別市町村得点(満点60点、平均点29.1点、得点率48.5%)



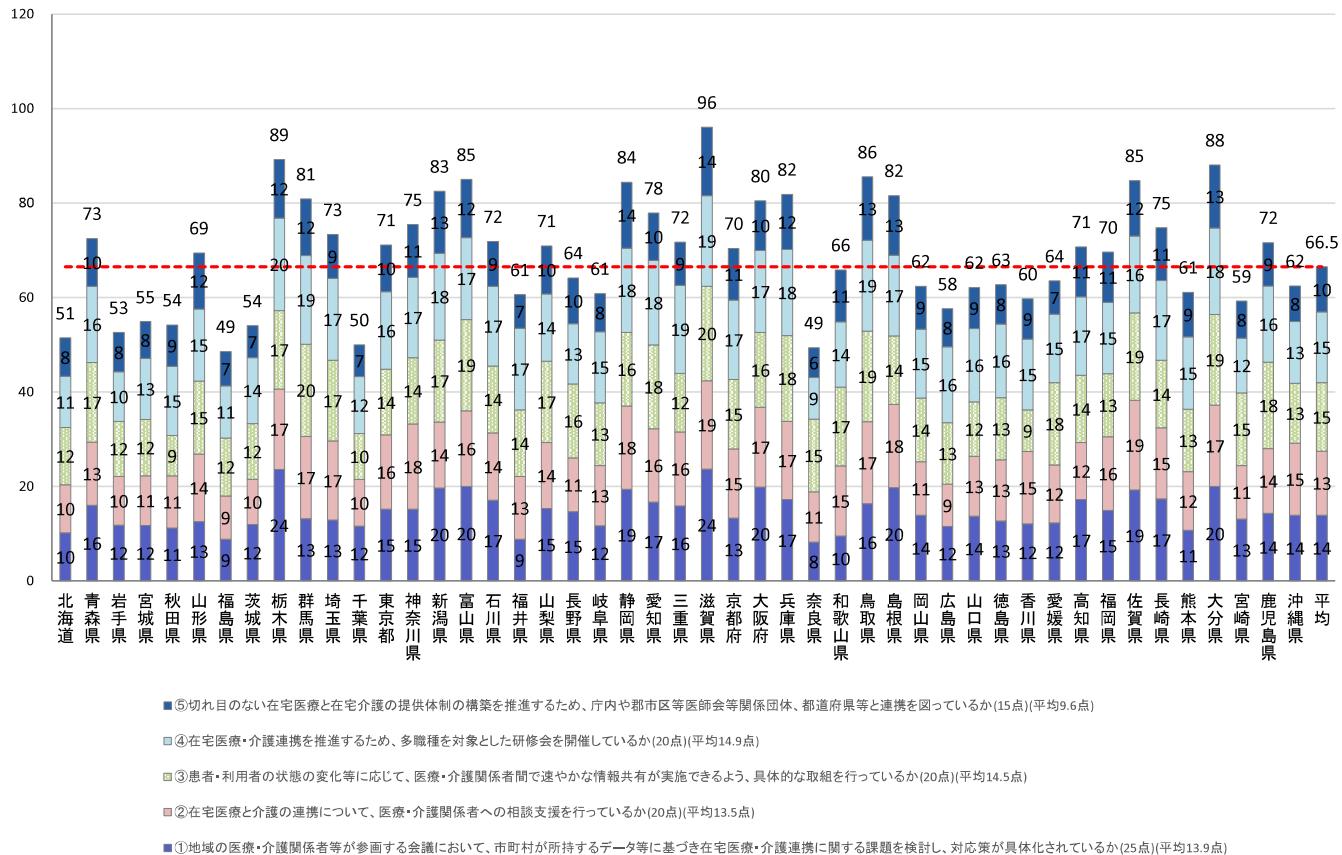
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜全体＞

(3) 在宅医療・介護連携 都道府県別市町村得点(満点120点、平均点81.4点、得点率67.8%)



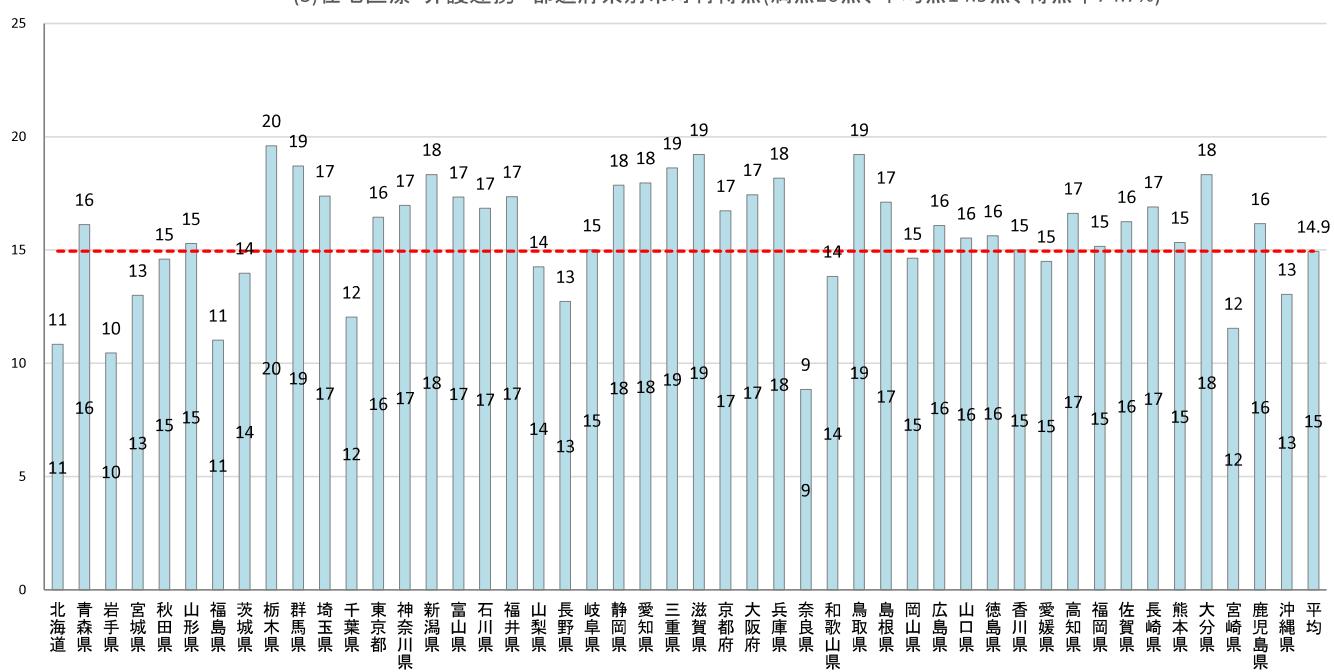
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜推進分＞

(3)在宅医療・介護連携 都道府県別市町村得点(満点100点、平均点66.5点、得点率66.5%)



## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜支援分＞

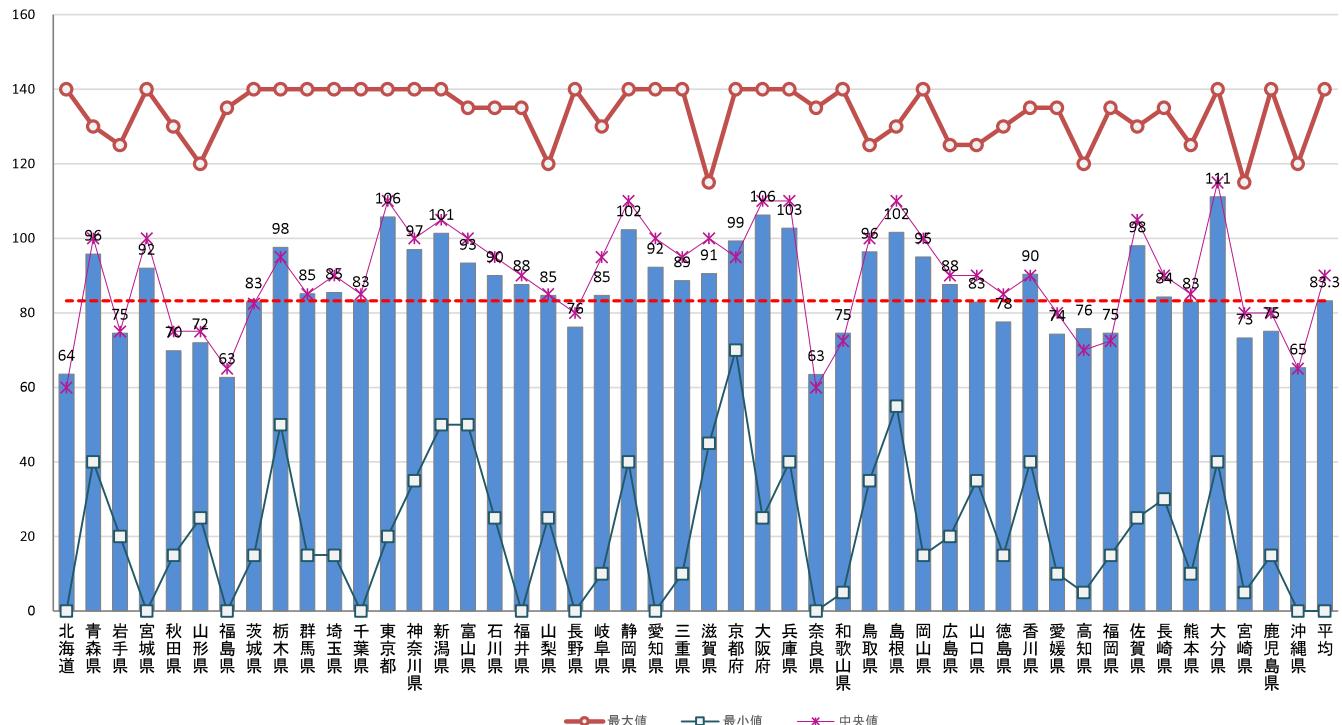
(3)在宅医療・介護連携 都道府県別市町村得点(満点20点、平均点14.9点、得点率74.7%)



■④在宅医療・介護連携を推進するため、多職種を対象とした研修会を開催しているか(20点)(平均14.9点)

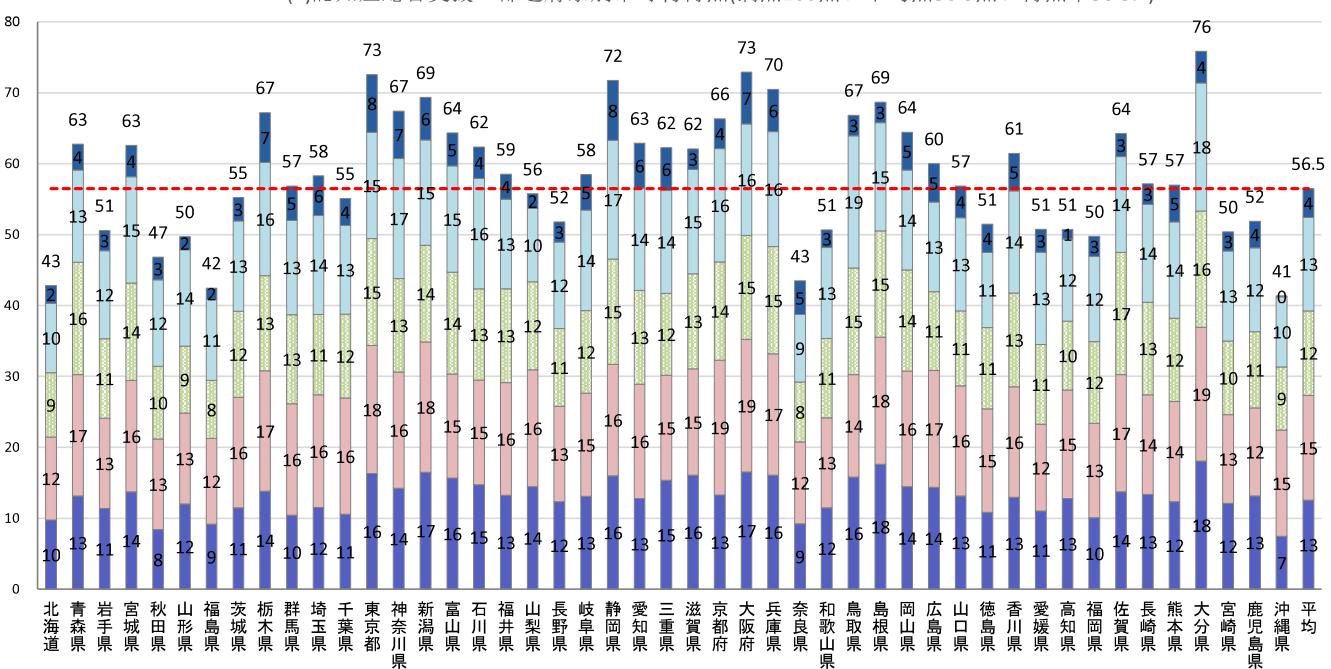
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 <全体>

(4)認知症総合支援 都道府県別市町村得点(満点140点、平均点83.3点、得点率59.5%)



## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 <推進分>

(4)認知症総合支援 都道府県別市町村得点(満点100点、平均点56.5点、得点率56.5%)



■⑤認知症サポーターを活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援が行えているか(20点)(平均4.1点)

■④地域における認知症高齢者支援の取組や認知症の理解促進に向けた普及啓発活動を行っているか(20点)(平均13.1点)

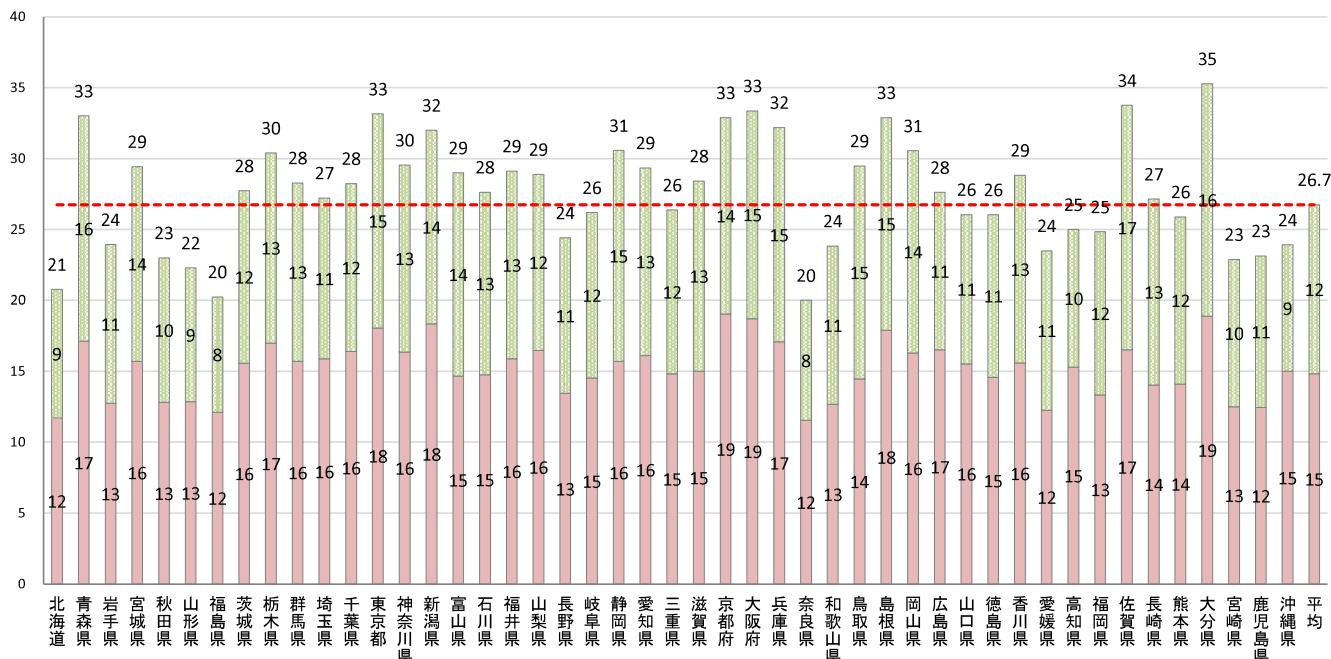
■③都市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のある人に対して、専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか(20点)(平均11.9点)

■②認知症初期集中支援チームは、定期的に情報連携する体制を構築し、支援を必要とする者への対応を行っているか(20点)(平均14.8点)

■①市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策を組み入れた計画を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか(20点)(平均12.5点)

## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 <支援分>

(4)認知症総合支援 都道府県別市町村得点(満点40点、平均点26.7点、得点率66.9%)

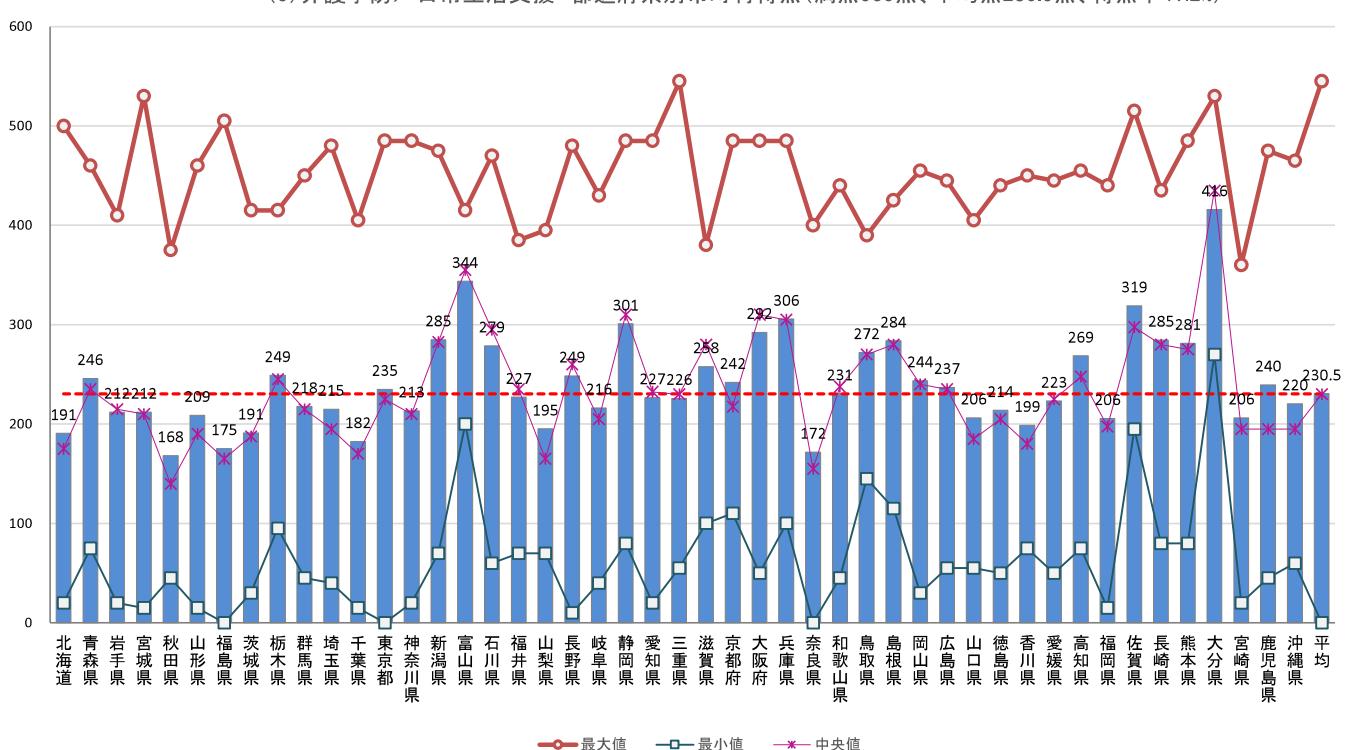


□③都市市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のある人に対して、専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか(20点)(平均11.9点)

■②認知症初期集中支援チームは、定期的に情報連携する体制を構築し、支援を必要とする者への対応を行えているか(20点)(平均14.8点)

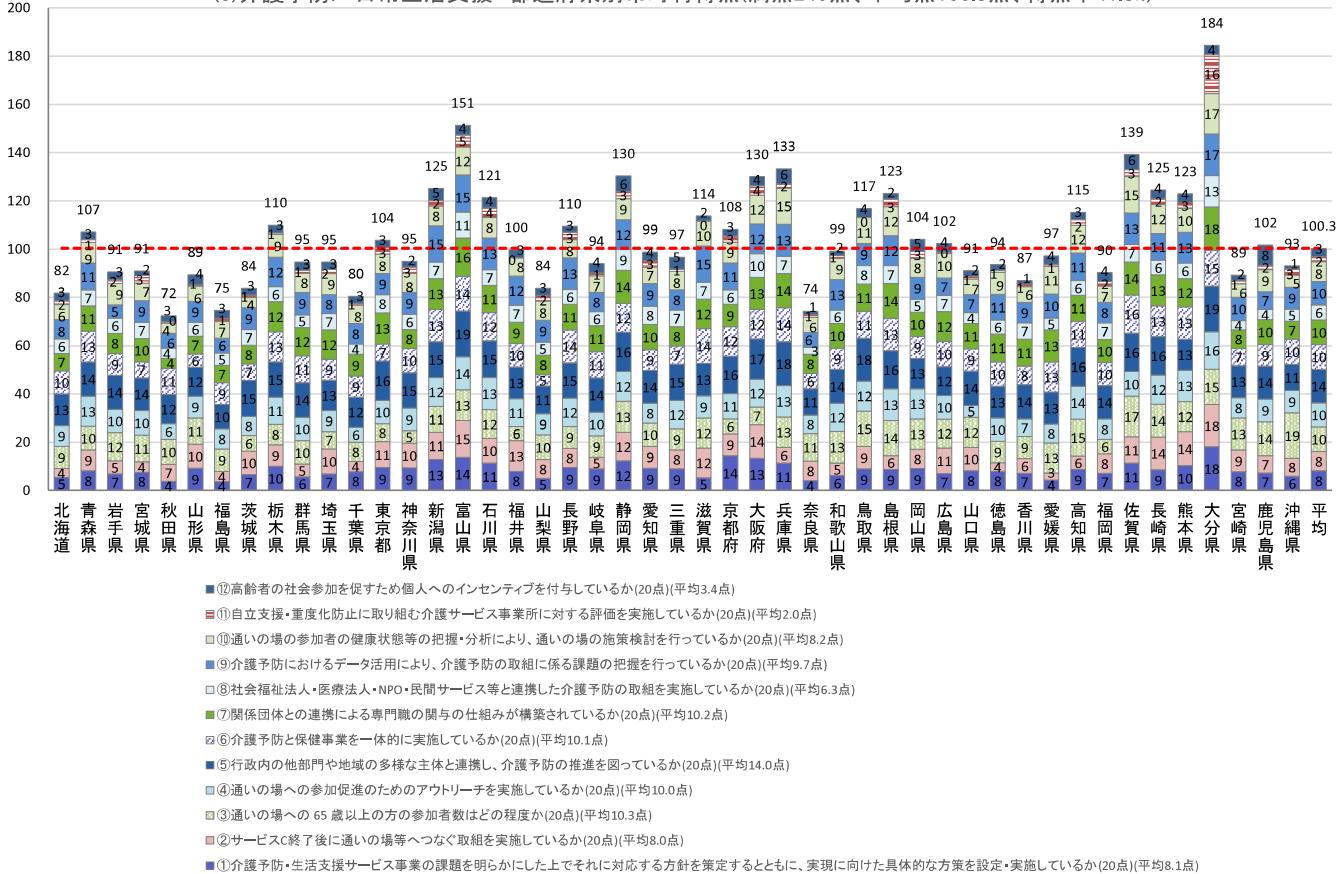
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 <全体>

(5)介護予防／日常生活支援 都道府県別市町村得点(満点560点、平均点230.5点、得点率41.2%)



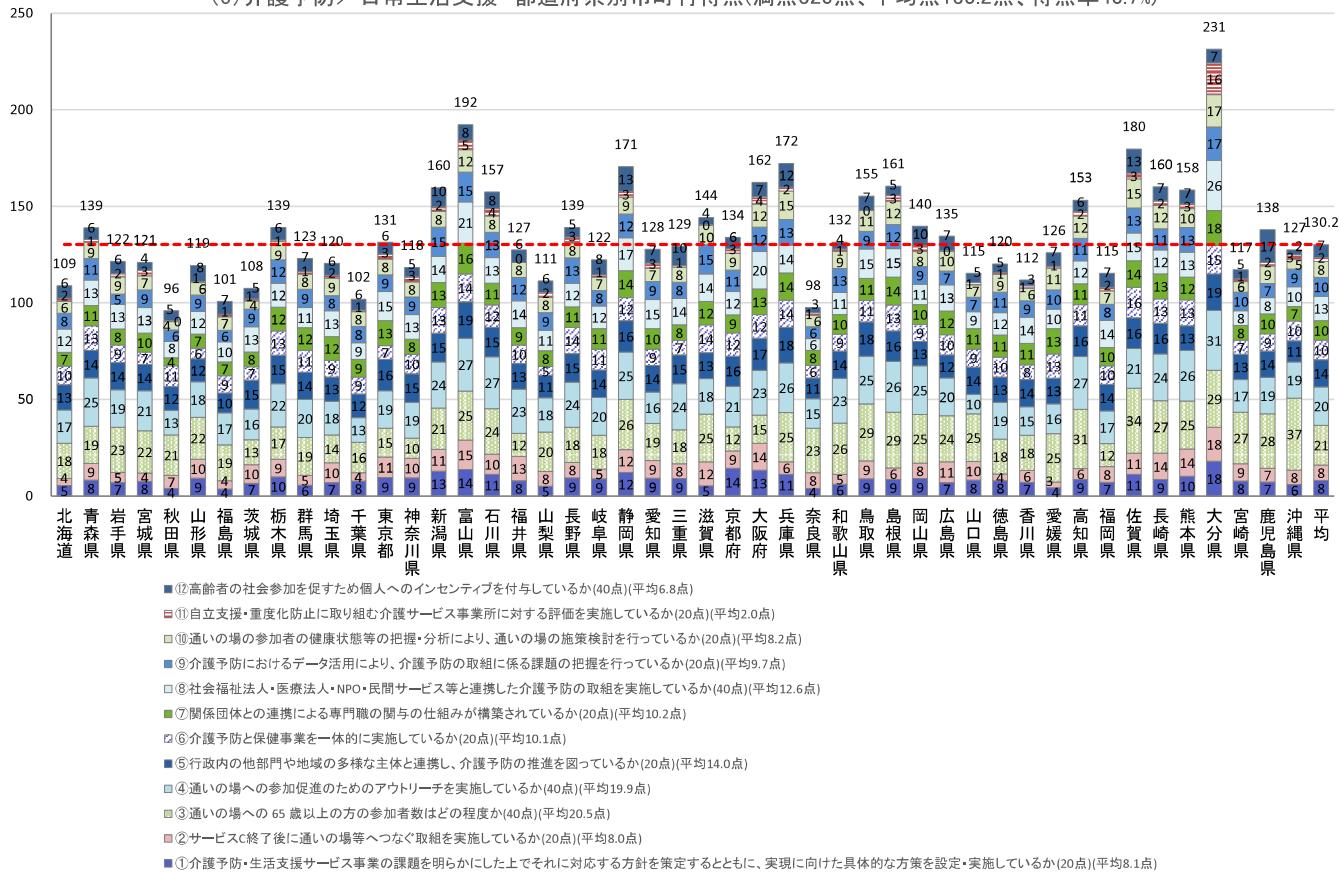
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜推進分＞

(5)介護予防／日常生活支援 都道府県別市町村得点(満点240点、平均点100.3点、得点率41.8%)



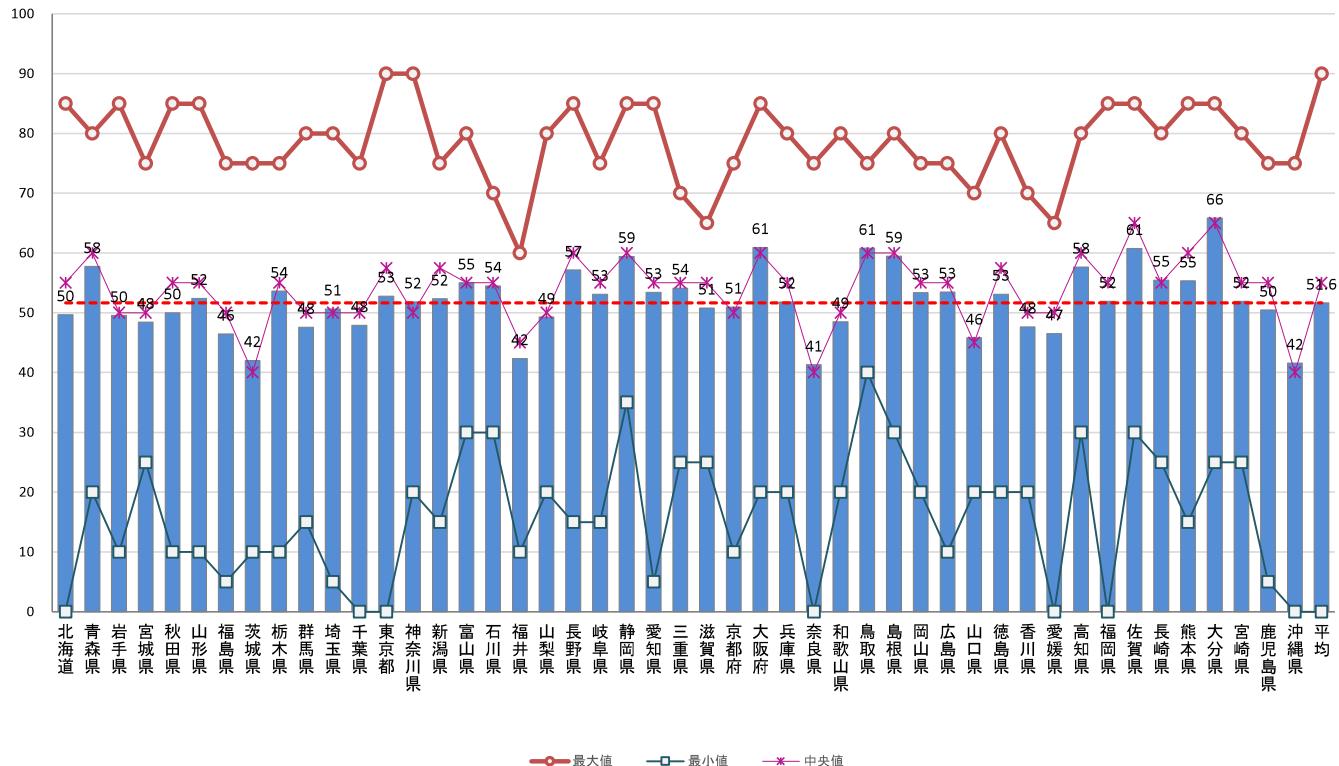
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜支援分＞

(5)介護予防／日常生活支援 都道府県別市町村得点(満点320点、平均点130.2点、得点率40.7%)



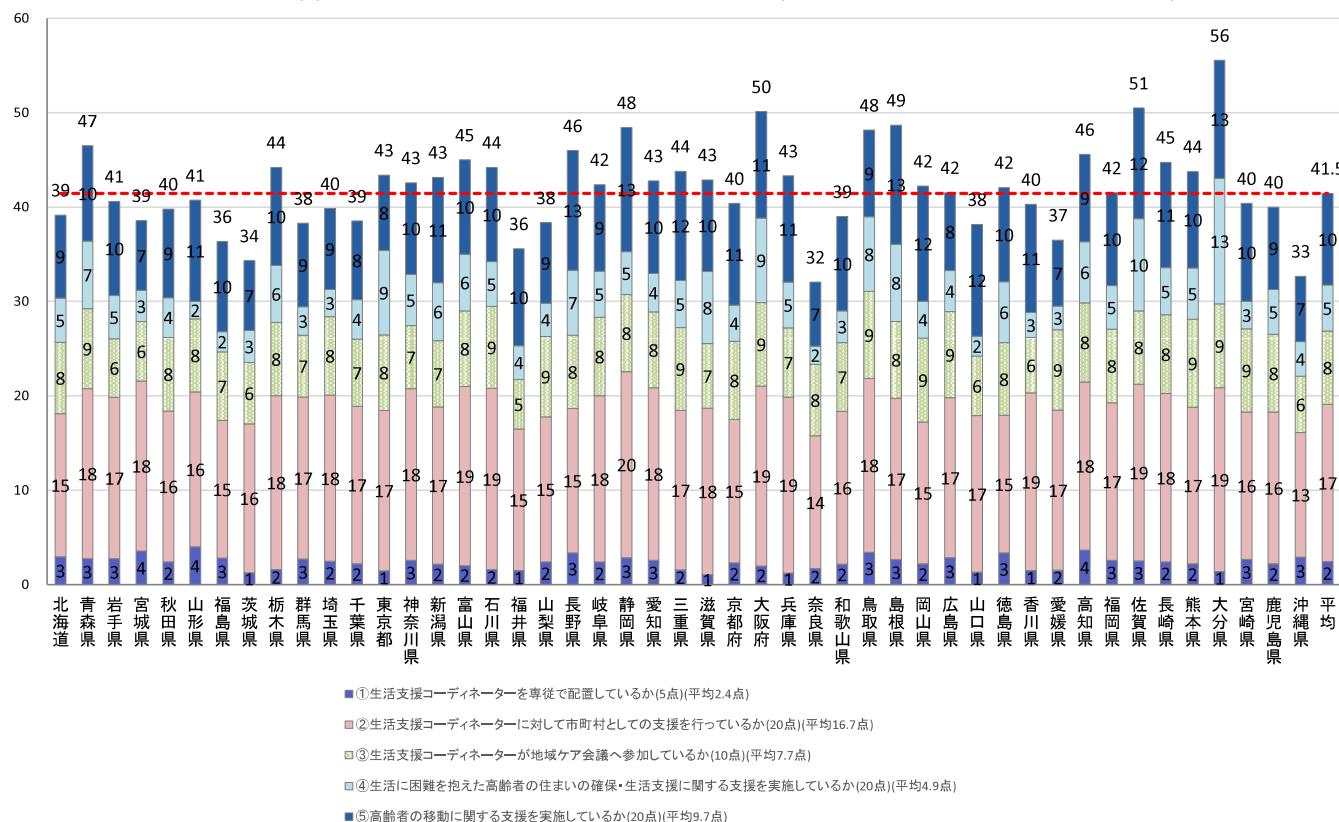
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 <全体>

(6)生活支援体制の整備 都道府県別市町村得点(満点90点、平均点51.6点、得点率57.4%)



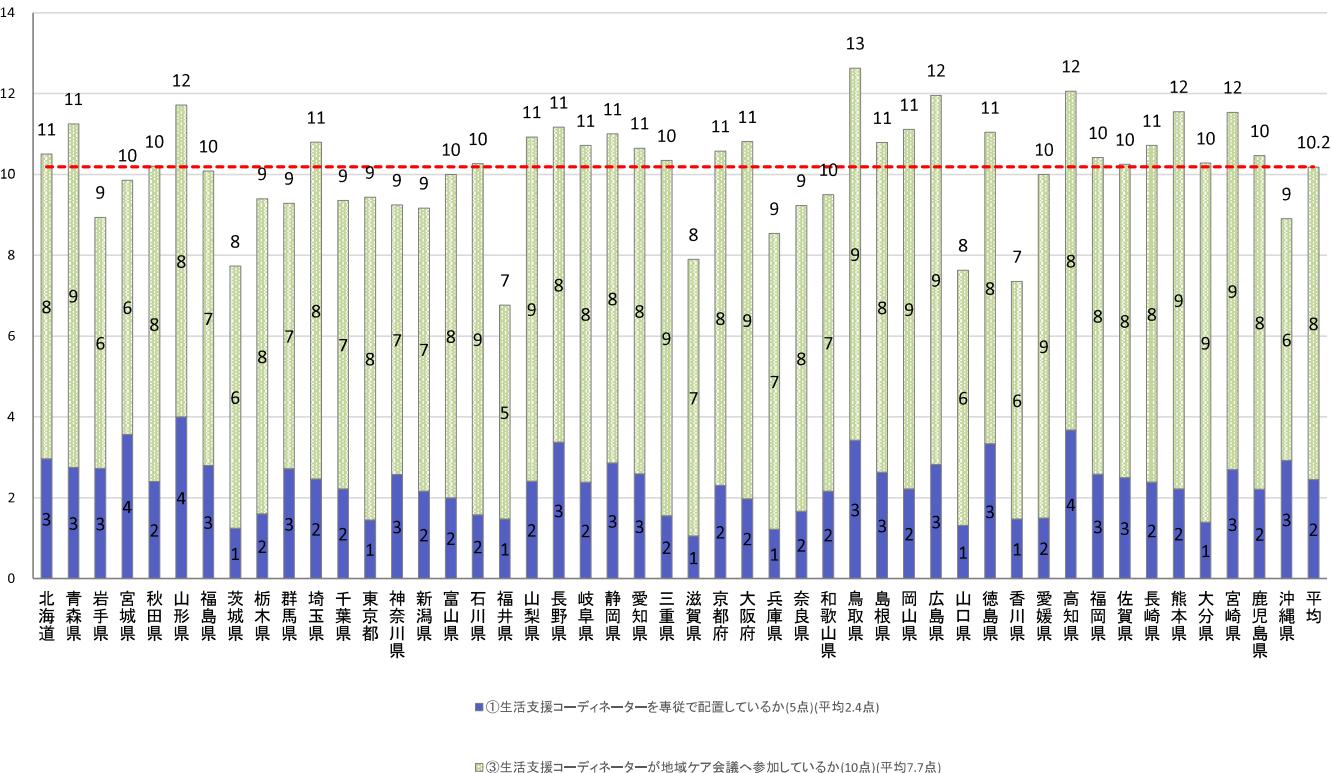
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 <推進分>

(6)生活支援体制の整備 都道府県別市町村得点(満点75点、平均点41.5点、得点率55.3%)



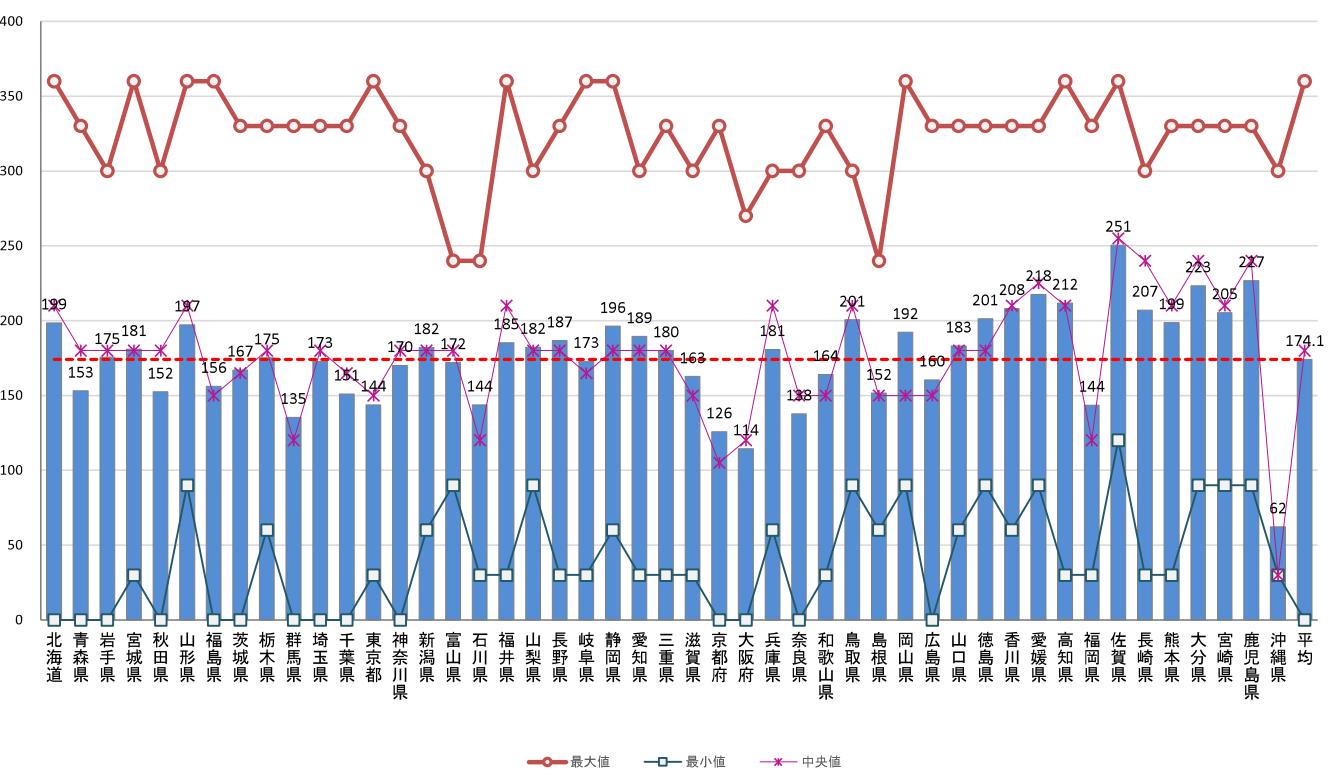
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜支援分＞

(6)生活支援体制の整備 都道府県別市町村得点(満点15点、平均点10.2点、得点率67.9%)



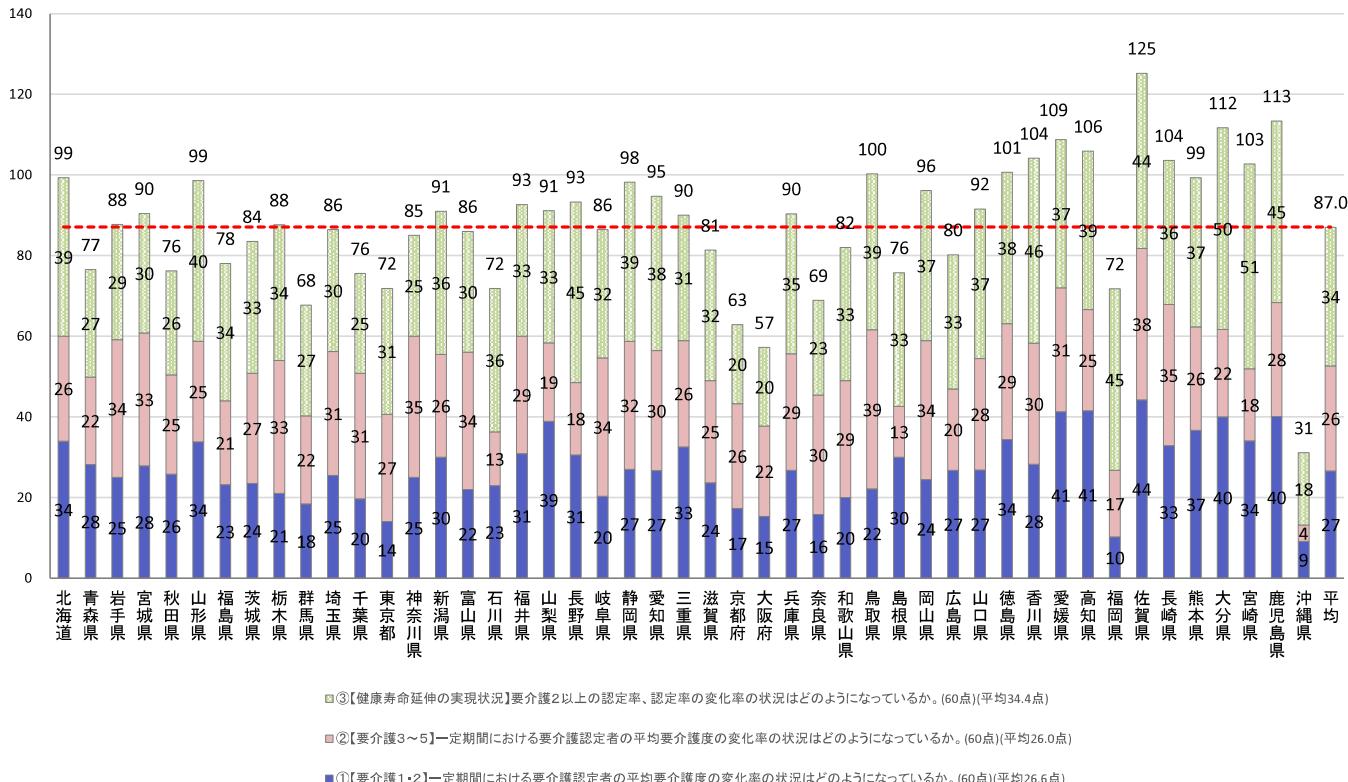
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進＜全体＞

(7)要介護状態の維持・改善の状況等 都道府県別市町村得点(満点360点、平均点174.1点、得点率48.4%)



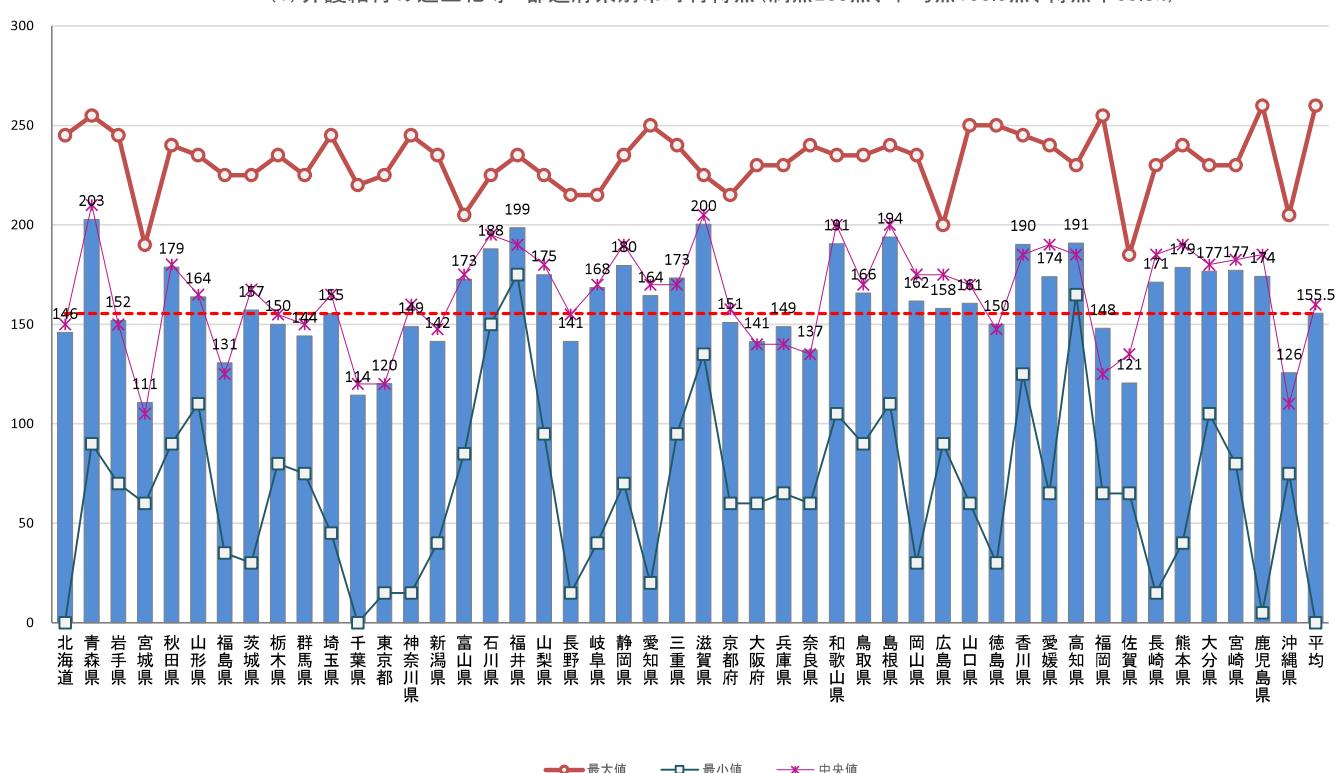
## 令和4年度市町村分Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進<推進・支援分>

(7)要介護状態の維持・改善の状況等 都道府県別市町村得点(満点180点、平均点87.0点、得点率48.4%)



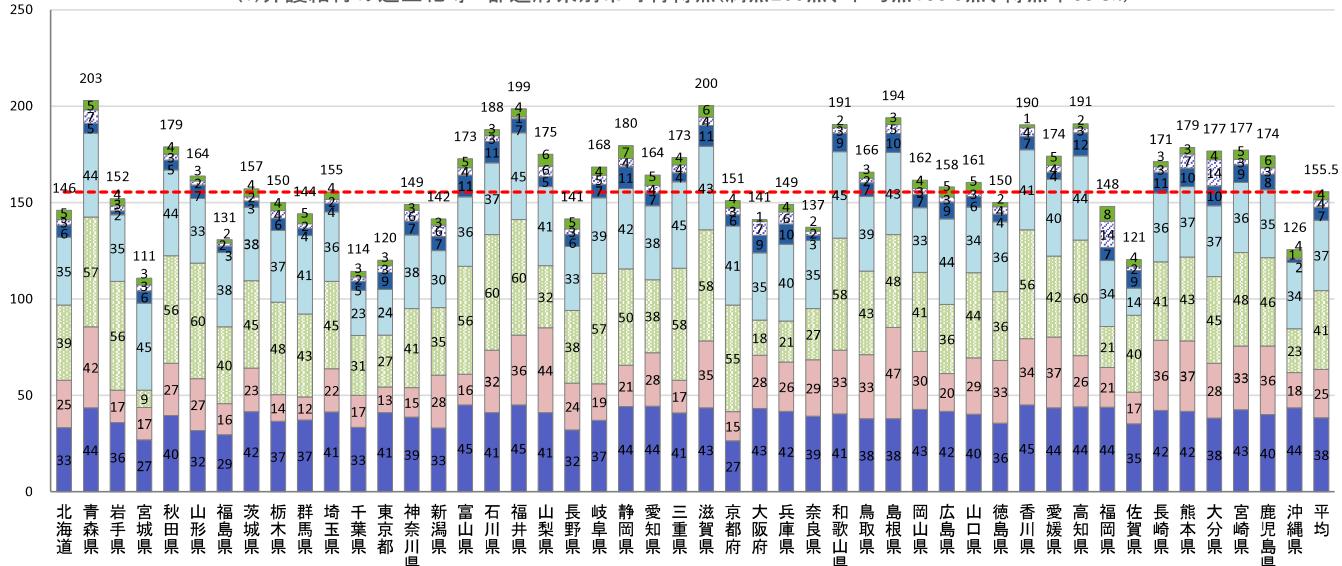
## 令和4年度市町村分Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進<全体>

(1)介護給付の適正化等 都道府県別市町村得点(満点260点、平均点155.5点、得点率59.8%)



### 令和4年度市町村分 III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1)介護給付の適正化等 都道府県別市町村得点(満点260点、平均点155.5点、得点率59.8%)



■⑦所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回(16.6%)以上の割合で実地指導を実施しているか(10点)(平均4.0点)

□⑥有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、必要な指導を行っているか(20点)(平均3.9点)

■⑤福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けているか(20点)(平均6.7点)

□④総覧点検10帳票のうち、いくつの帳票の点検を実施しているか(45点)(平均36.5点)

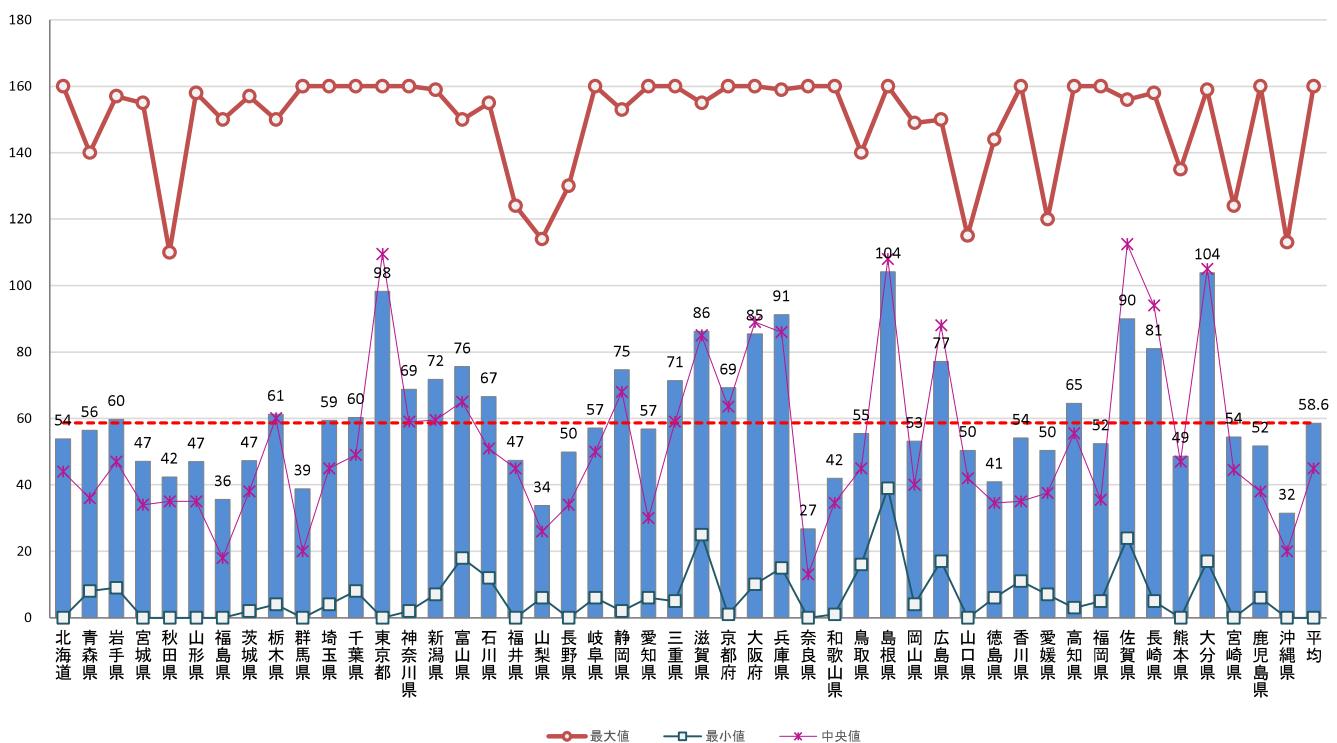
□③医療情報との突合結果をどの程度点検しているか(60点)(平均40.9点)

■②ケアプラン点検をどの程度実施しているか(60点)(平均25.0点)

■①介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか(45点)(平均38.5点)

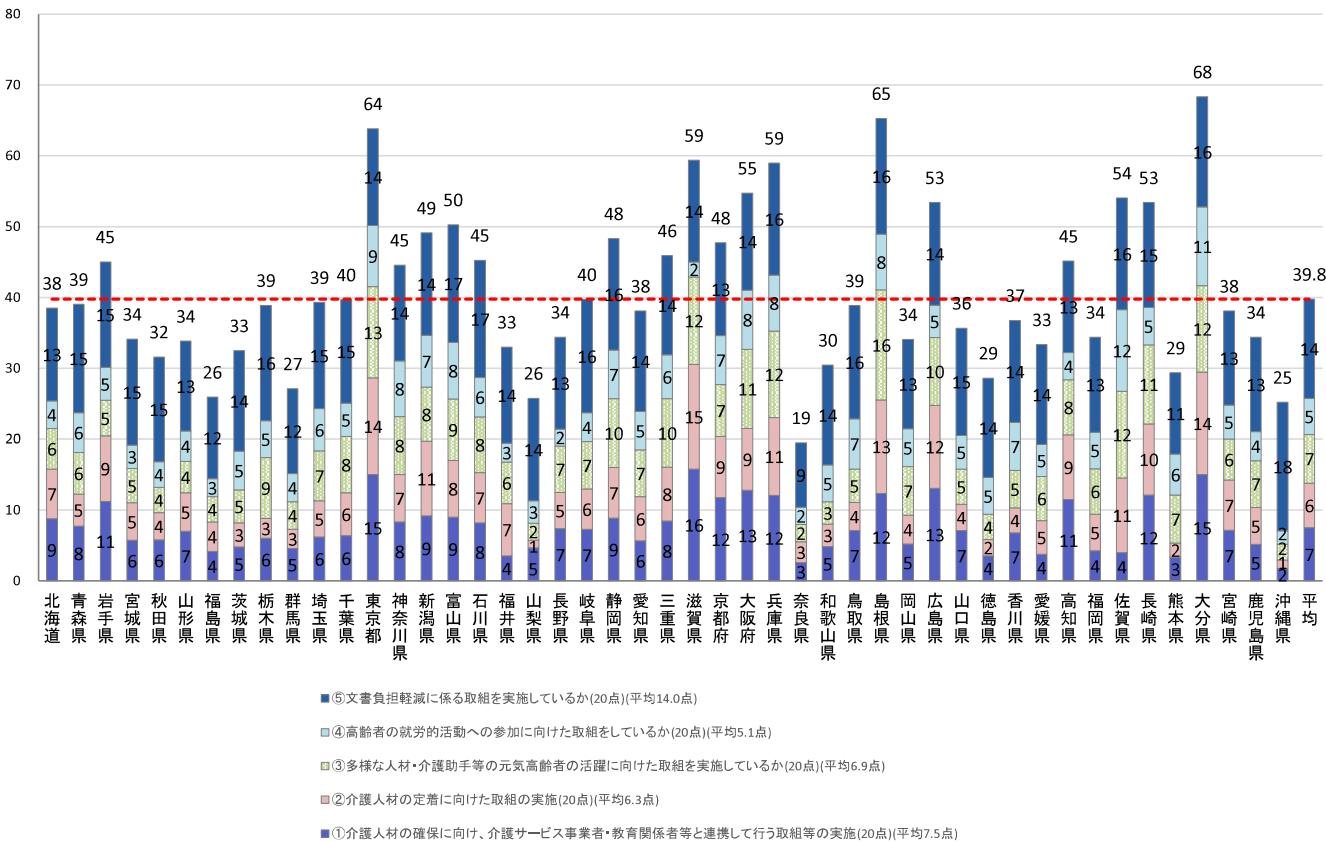
### 令和4年度市町村分III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進<全体>

(2)介護人材の確保 都道府県別市町村得点(満点160点、平均点58.6点、得点率36.6%)



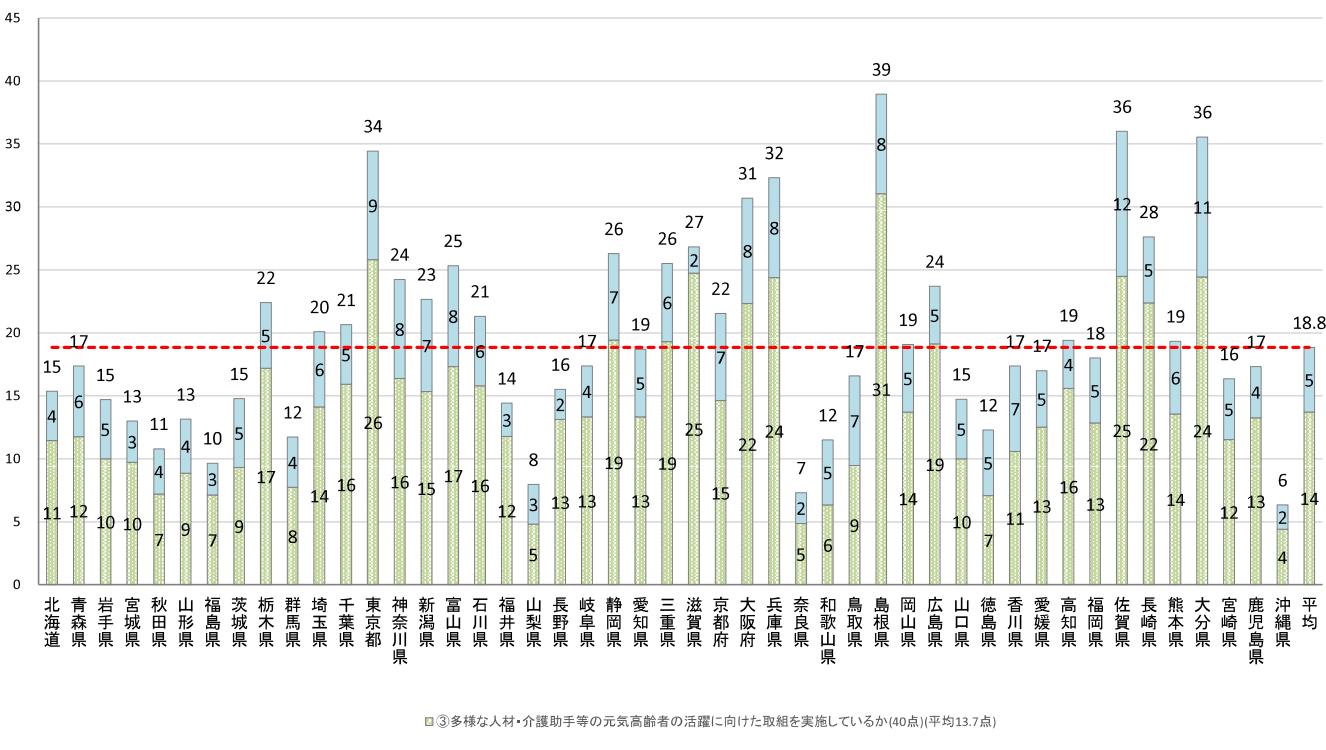
## 令和4年度市町村分Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進<推進分>

(2)介護人材の確保 都道府県別市町村得点(満点100点、平均点39.8点、得点率39.8%)

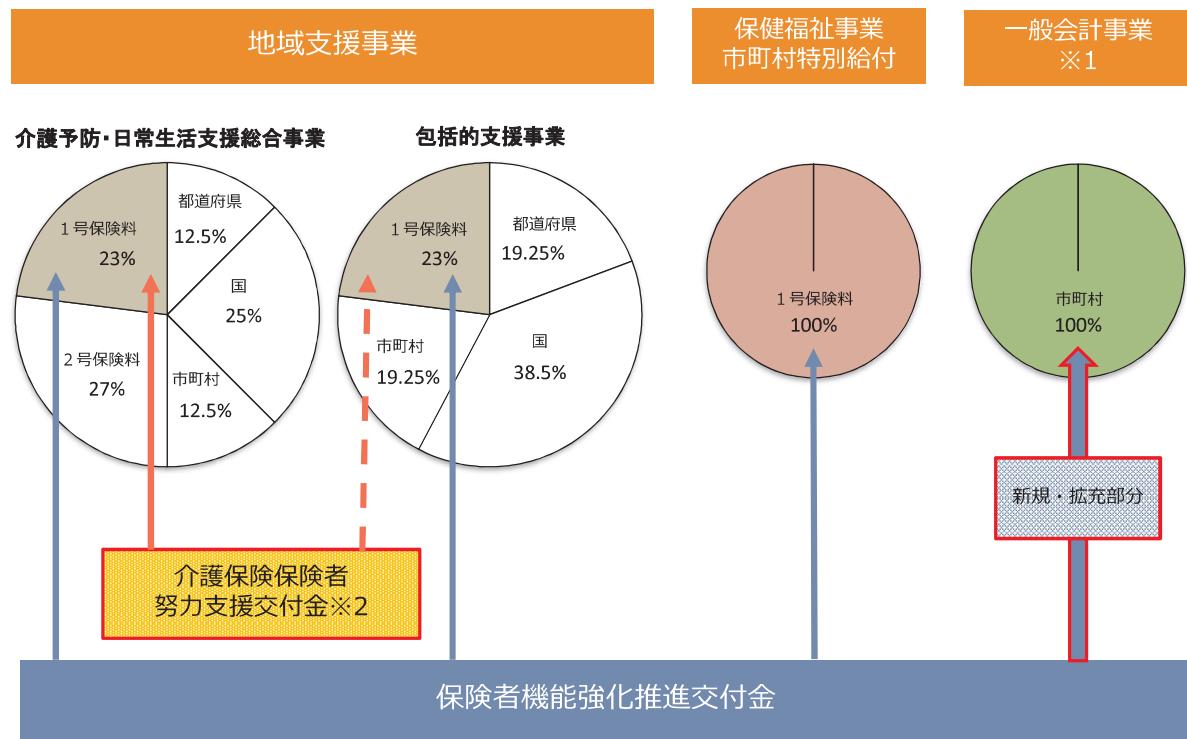


## 令和4年度市町村分Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進<支援分>

(2)介護人材の確保 都道府県別市町村得点(満点60点、平均点18.8点、得点率31.4%)



## 市町村保険者機能強化推進交付金等による財政支援



(令和2年度より)

※1 保険者機能強化推進交付金について、一般会計事業に係る高齢者の予防・健康づくりに資する取組（新規・拡充部分）に充当可能。

※2 介護保険保険者努力支援交付金について、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的継続的ケアマネジメント支援、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に限る。）に充当可能。

## デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)

(地方公共団体における情報システムの標準化関係部分抜粋)

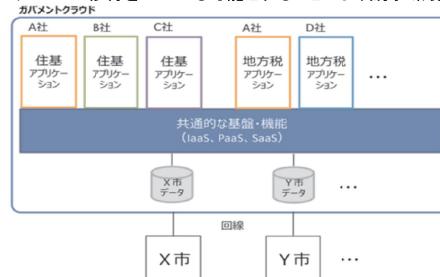
## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

## 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

## (2) 地方の情報システムの刷新

## 【目指す姿】

- ・地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べができるようになるなど、住民サービスが向上する。
- ・業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保するなど、行政の効率化が図られる。



地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べができるようになる等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革(BPR)の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準（以下「標準化基準」という。）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話をを行いながら進める。

具体的には、基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。

その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。

また、ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避するとともに、スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。

さらに、標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュ（仮称）への連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

統一・標準化の効果を踏まえ、地方公共団体の情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととする。また、国の削減目標は令和7年度（2025年度）までに令和2年度（2020年度）比で3割削減であることを踏まえ、削減目標の更なる上積みを目指す。

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

## 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

## (2) 地方の情報システムの刷新

## ① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等

標準化法に基づく標準化対象事務を政令で規定した上で、デジタル庁は情報システム整備方針との整合性の確保の観点から、総務省は地方公共団体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針の案を策定し、関係行政機関の長に協議し、知事会・市長会・町村会から意見聴取を行った上で、令和3年度（2021年度）中を目途に定める。

標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方公共団体において共通しているかという観点等から、累次の閣議決定において示されてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加える。

地方公共団体情報システム標準化基本方針においては、法令改正の検討を行う場合に同時に標準化基準の改定を検討する旨、統一・標準化の目的に沿った業務改革(BPR)に関する提案を地方公共団体から所管府省庁が受け付け、標準化基準に反映していくために必要な具体的措置、標準化基準への適合性の確認の方法等についても記載する。

また、統一・標準化の取組については、議論の過程を透明化し、ウェブサイト等にその過程を公表すること、目標・取組・スケジュール等の段取りを地方公共団体にも分かりやすい形で提示すること、多様な地方公共団体の実情や進捗を細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めること、地方公共団体が計画的に取組を進められるよう国として十分に支援を行うこと等についても記載する。

なお、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定められる事項に関する調整及び標準化対象事務ごとの進捗管理については、デジタル庁及び関係府省庁が地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（以下「関係府省会議」という。）を通じて行う。

## ② 標準化基準における共通事項の策定等

標準化基準における共通事項（非機能要件、データ要件・連携要件など）の策定等に取り組む（具体的な施策について、以下を参照。）。

## ③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定

標準化基準のうち、②の共通事項を除いたもの（機能要件等）については、令和3年度（2021年度）中に策定される地方公共団体情報システム標準化基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）に基づき、制度所管府省庁が検討体制を整備の上、作業を進めるとともに、データ要件・連携要件の内容との整合性の確保を図った上で、策定する（制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針について、以下を参照。）。

## ④ 統一・標準化を進めるための支援

## ア 財政支援

目標時期である令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウド上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、デジタル庁は、令和2年度（2020年度）第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に造成された基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う

## イ その他の支援

統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し地方公共団体と対話をを行う。また、総務省は、標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書（1.0版）について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果などを踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。また、各地方公共団体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係省庁・都道府県とも連携して市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

#### (2) 地方の情報システムの刷新

##### 制度所管府省庁による標準化基準の策定の方針

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革(BPR)の徹底を前提に進める。具体的には、制度所管府省庁は、マイナポータル・ぴったりサービスとガバメントクラウド上の標準準拠システムとの接続、転出証明書情報等の活用、公金受取口座の登録情報の活用等、機能要件等を定めることとする。

また、積極的な業務改革(BPR)の実現のためには、現場の視点のみならず、行革の視点や行政サービスの利用者視点に基づくサービスデザイン思考が必要となる。デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材などで構成するワークショップを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革(BPR)の提案を具体的に行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁においては、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

アプリケーションの機能要件等への適合は、当該アプリケーションを利用する地方公共団体が確認する必要があるが、地方公共団体の負担を軽減し、かつ、適合性について実効的に担保することが可能な確認手法について、制度所管府省庁の協力も得ながら、デジタル庁において令和4年(2022年)夏までに提示する。

##### ① 住民登録、戸籍の附票、印鑑登録(略)

##### ② 地方税(固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税)、選挙人名簿管理(略)

##### ③ 社会保障

国民健康保険に係る業務支援システムは、設計書等について記載の粒度や活用実績等を踏まえ、令和4年(2022年)夏までに標準仕様書を作成する。

**介護保険、障害者福祉に係る業務支援システムは、令和4年(2022年)夏までに標準仕様書(第1.0版)を改定**する。

児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理に係る業務支援システムについても、令和4年(2022年)夏までに標準仕様書を作成する。

##### ④ 教育(略)

##### ⑤ 児童手当、子ども・子育て支援(略)

##### ⑥ 戸籍(略)

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

#### <工程表>

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
① 国の情報システムの刷新 ② 独立行政法人の情報システム	デジタル庁が総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定	各主務大臣は、デジタル庁と協議の上、情報システム整備方針を踏まえた目標の策定・変更を実施	各主務大臣は評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて意見を述べる	棚卸し結果を踏まえ、更なる措置の実施 また棚卸し結果を基により詳細な調査の実施を検討	
① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 ② 標準化基準における共通事項の策定等 ③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定 ④ 統一標準化を進めるための支援					

(介護ワンストップサービス関係部分抜粋)

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(5) 公共フロントサービスの提供等

② ワンストップサービスの推進等

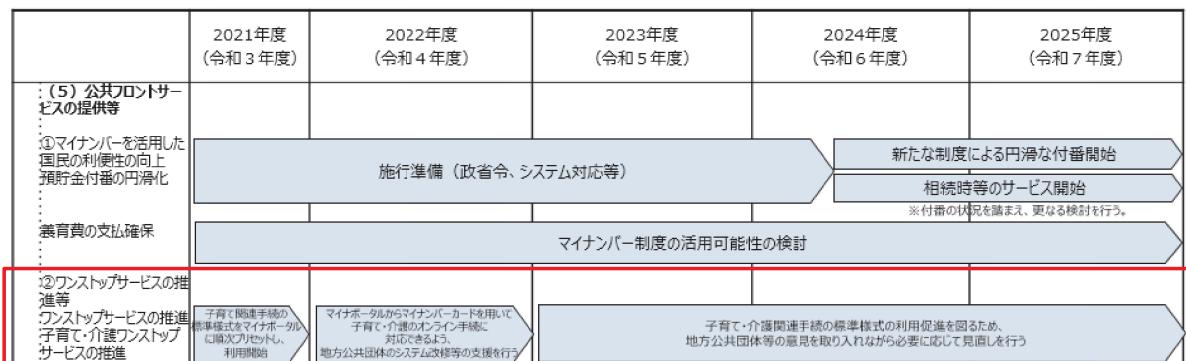
**国民の利便性の向上を図る観点から、子育て・介護、引越し等の行政手続のワンストップ化を推進する**(具体的な施策について、以下を参照)。その際、行政手続だけでなく民間手続も含むワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を実現するため、APIの整備や公開を推進する。先行分野における取組を着実に推進するとともに、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。

ワンストップサービスの推進等に関する具体的な施策

① 子育て・介護ワンストップサービス等の推進

**子育て・介護に関連する手続のオンライン申請の普及促進として、マイナポータルぴったりサービスにオンライン申請における標準様式を令和2年度(2020年度)に介護関連の手続、令和3年度(2021年度)に子育て関連手続を登録し、利用を開始した。令和4年度(2022年度)にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護に関連する手続のオンライン申請に対応できるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。**

<工程表>



第6 デジタル社会の実現に向けた施策

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

(1) 国の情報システムの刷新

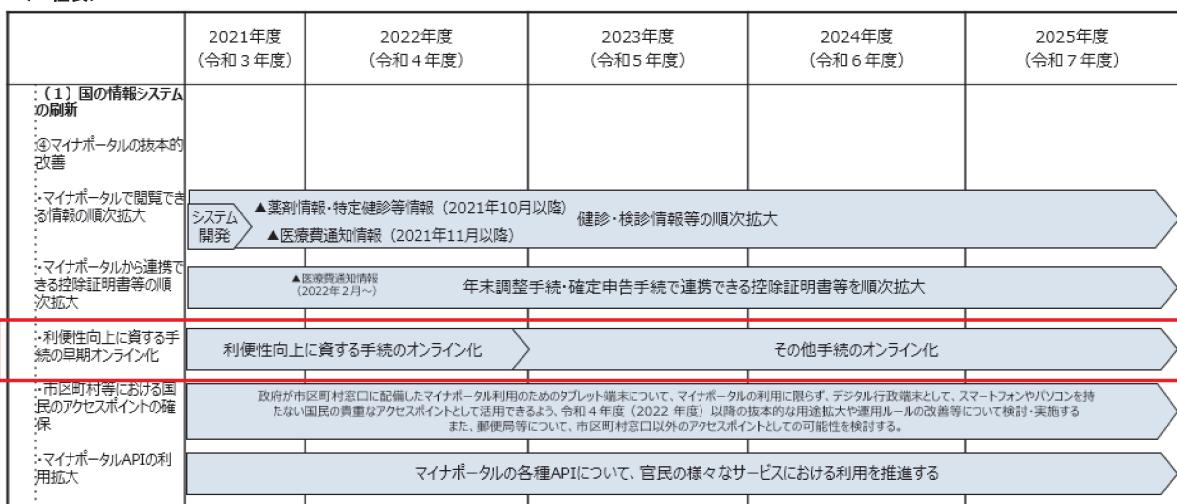
マイナポータルの抜本的改善に関する具体的な施策

⑩ 利便性の向上に資する手続の早期デジタル化

**令和4年度(2022年度)末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。**

**このため、全ての地方公共団体におけるマイナンバーカードを用いた子育て・介護等のオンライン手続が可能となるよう、システム改修等を支援する。**

<工程表>



**新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る  
介護保険の保険料の減免に対する財政支援について**

令和3年度

- 保険者は、条例又は規約の定めるところにより、特別な理由がある者に対し、保険料（税）の減免を行うことができる。
- 今般、以下の条件により、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対し保険料（税）の減免を行う保険者に対し、減免に要する費用の財政支援を行う。

減免の要件 及び金額	<p>①主たる生計維持者の死亡等 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒全額免除</p> <hr/> <p>②主たる生計維持者の事業収入等の減少 【要件】</p> <p>i 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少見込額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該収入額の3／10以上 ii 減少することが見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</p> <p>【減免額の計算】 対象保険料（税）額 <math>(A \times B / C) \times</math> 減額又は免除の割合 (d) = 減額又は免除額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">対象保険料（税）額 = <math>A \times B / C</math></th><th style="text-align: center; padding: 2px;">前年の合計所得金額</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">減額又は免除の割合 = d※</th></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">A: 当該第一号被保険者の保険料額</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">210万円以下であるとき</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">全部</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">B: 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少するこ とが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">210万円を超えるとき</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">10分の8</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">C: 当該第一号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の 合計所得金額</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small; margin-top: -10px;">※ 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。</p>	対象保険料（税）額 = $A \times B / C$	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 = d※	A: 当該第一号被保険者の保険料額	210万円以下であるとき	全部	B: 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少するこ とが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額	210万円を超えるとき	10分の8	C: 当該第一号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の 合計所得金額		
対象保険料（税）額 = $A \times B / C$	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 = d※											
A: 当該第一号被保険者の保険料額	210万円以下であるとき	全部											
B: 当該第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少するこ とが見込まれる事業収入等に係る前年の所得の合計額	210万円を超えるとき	10分の8											
C: 当該第一号被保険者の属する主たる生計維持者の前年の 合計所得金額													
対象保険者													
補助割合	上記基準により減免を行った全ての保険者												
	10／10（一般財源：特調 = 6 : 4）（通常は、特別調整交付金にて8／10支援。）												

東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置  
(窓口負担・保険料の減免)

令和4年度予算(案)  
医療保険:38億円  
介護保険:11億円  
障害福祉サービス:15百万円

## 被災地全域

## 【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等<sup>(注1)</sup>及び特定被災区域<sup>(注2)</sup>の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算 及び 特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等における仕組み)

避難指示区域等<sup>(注1)</sup>

## 【平成24年度～令和3年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- 避難指示が解除された区域等の上位所得層<sup>(注3)</sup>の住民
  - ・ 平成26年10月以降順次、特別措置の対象外<sup>(注4)</sup>
  - ・ 特別措置の対象外となった場合でも、本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- ⇒ 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

特定被災区域<sup>(注2)</sup>(避難指示区域等以外)

## 【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

## 【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

## 【令和3年度】

- ① 帰還困難区域の住民及び令和2年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層以外の住民
  - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
  - 国により全額を財政支援(復興特会 及び 特別調整交付金)
- ② 令和2年度以前に避難指示が解除された区域等の上位所得層の住民
  - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
  - ⇒ ②の減免について、財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあっては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合は除く)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険では、その基準に相当する基準を設定。

(注4) 平成25年度以前に避難指示が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は平成26年10月から、平成26年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の指定避難勧奨地点)の上位所得層は平成27年10月から、平成27年度に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域(鶴来町の一一部)の上位所得層は平成28年10月から、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一一部、飯館村の一一部、川俣町の一部、浪江町の一一部及び富岡町の一一部)の上位所得層は平成29年10月から、特別措置の対象外。令和元年度に避難指示が解除された区域等の上位所得層は令和2年10月から、特別措置の対象外とする。

(※1) (注1)・(注2)区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前は6:2から、平成27年度から7:3に、平成29年度から6:4に、令和元年度から4:6に、令和2年度から2:8に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であったが、平成27年度から9:1に、平成29年度からは8:2に、令和元年度からは6:4に、令和2年度からは4:6に、令和3年度からは2:8に変更。

令和4年度予算(案)  
(東日本大震災復興  
特別会計)

## 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置

11億円

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の免除の措置を延長する場合には、引き続き保険者の負担を軽減するための財政支援を行う。

利用者負担  
免除関係

①避難指示区域等の被保険者等の利用者負担額の免除に対する財政支援

4億円

保険料  
関係  
減免

②避難指示区域等の被保険者等の第1号保険料の免除に対する財政支援

7億円

③避難指示区域等の被保険者等の第2号保険料の免除に対する財政支援

1億円

保険給付

公 費 (50%)

第1号保険料 (23%)

第2号保険料 (27%)

利用者負担額  
(1割または2割(3割))

②により支援

③により支援

①により支援

※ 財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)を、①②については平成26年度以前は全額復興特会であったが27年度から9:1に、29年度から8:2、令和元年度は6:4、2年度は4:6、3年度から2:8に変更。各医療保険者(都道府県国保、国保組合)の③については平成26年度以前は8:2であったが27年度から7:3に、29年度から6:4、令和元年度は4:6、2年度から2:8に変更。

## (参考) 令和4年度の対応

## 利用者負担

## 保険料

帰還困難区域等

最長5年2月末まで実施

最長5年3月末まで実施

既に避難指示が解除された旧避難指示区域等

最長5年2月末まで実施  
ただし、上位所得者を除く

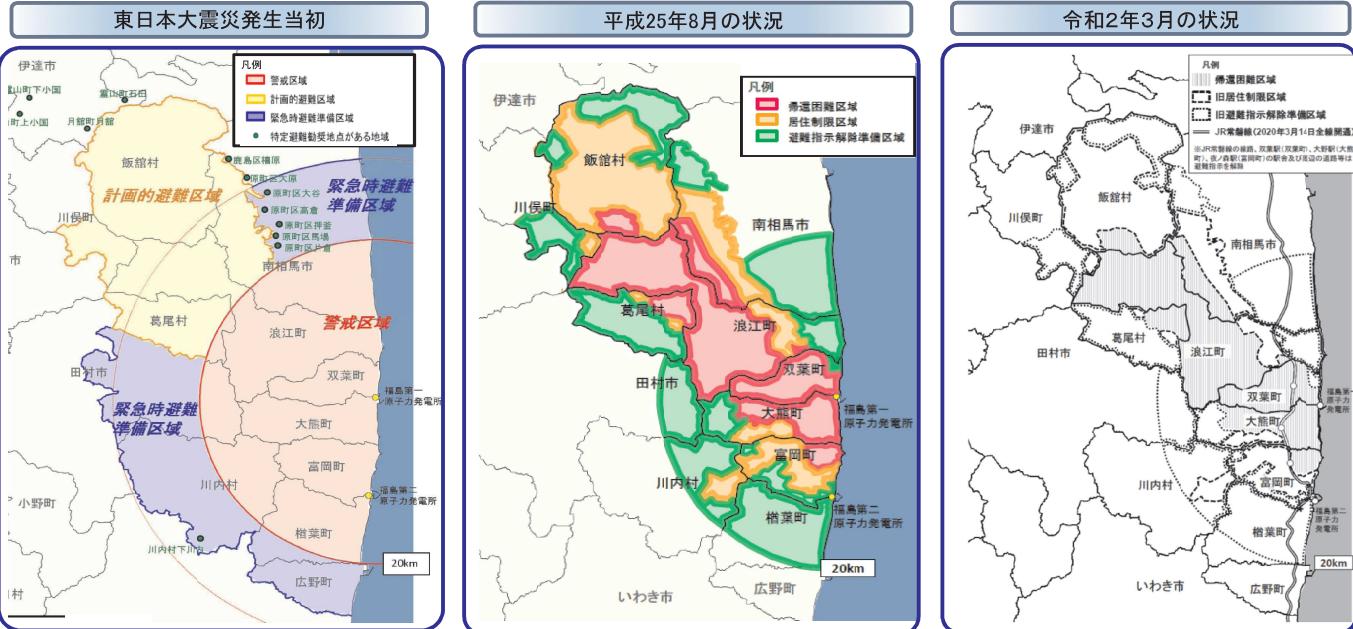
最長5年3月末まで実施  
ただし、上位所得者を除く

計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない。

※上位所得者とは、被保険者個人の合計所得金額633万円以上の者。

## 避難指示区域等の解除・再編の経過

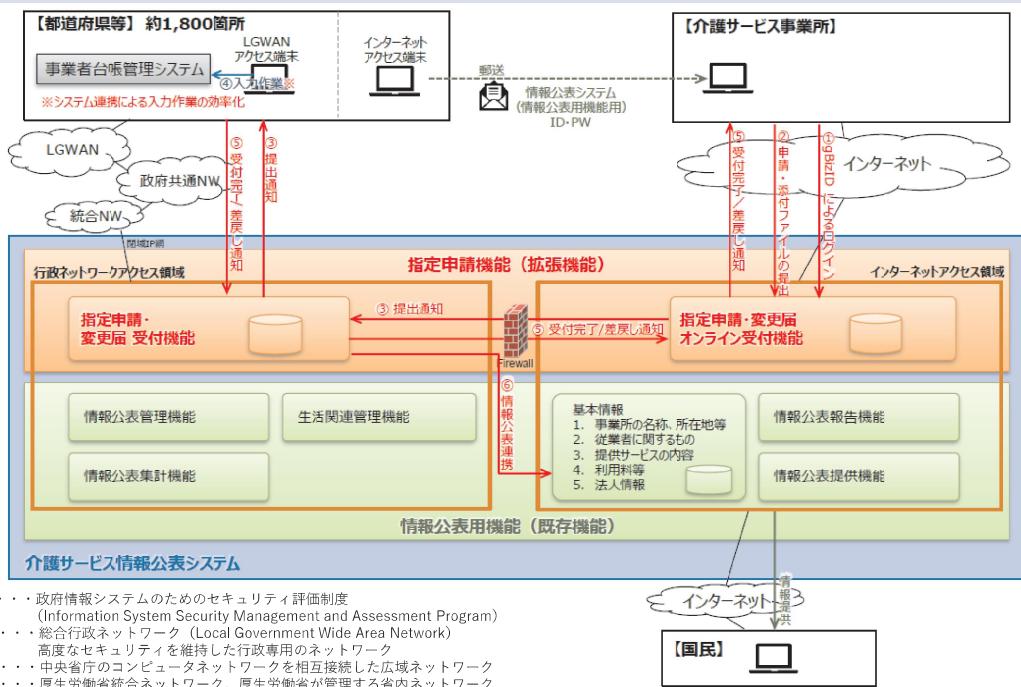
- 旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)の上位所得層は、**平成26年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成26年度に解除された旧避難指示解除準備区域(田村市の一帯及び川内村の一帯)及び特定避難勧奨地点(南相馬市の指定箇所)の上位所得層は、**平成27年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- 平成27年度に解除された旧避難指示解除準備区域(楓葉町の一帯)の上位所得層は、**平成28年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外としている。
- これまでに指定が解除された区域の取扱いと同様に、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一帯、南相馬市の一帯、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の上位所得層は、**平成29年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外とする。
- 令和元年度に解除された区域等の上位所得層については、**令和2年10月1日以降**、特別な財政支援の対象外とする。



## オンライン申請を見据えた介護サービス情報公表システムの改修事業（R3年度）

介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出（紙→電子化）を実現させるための介護サービス情報公表システムの改修を行う。

なお、ISMAP登録クラウドサービスの利用、障害等に備えたシステムの冗長化等を行い、システムのセキュリティ・信頼性の向上を図る。



## 介護サービス情報公表システム拡張後の機能概要

機能	概要
①GビズIDによるログイン	介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインする。 ※GビズID…行政手続等において手続を行なう法人等を認証するための仕組み (法人・個人事業主向け共通認証システム)
②申請・添付ファイルの提出	介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請・変更届出・更新申請等について、提出に必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出を行う。その他、以下を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷すること。</li> <li>● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出すること。</li> <li>● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認すること。</li> <li>● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示されること。</li> </ul>
③提出通知	事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認して、ダウンロードし印刷する。
④事業所台帳管理システムへの入力連携	事業所から提出された申請・届出等について、介護サービス情報公表システムからファイルを出し、事業所台帳管理システムへ取り込む。また、事業所台帳システムで入力した審査結果の情報や、事業者台帳等の情報について、介護サービス情報公表システムへ取込む。(JSONの予定) ※JSON (JavaScript Object Notation) …データ記述言語の1つ。
⑤受付完了・差戻し通知	指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する機能。その他、以下を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出内容に不備がある場合に申請者に差戻すこと。</li> <li>● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付すること。</li> </ul>
⑥情報公表用の報告内容登録時におけるデータプリセット	指定申請機能を用いて登録された介護サービス事業所の情報について、情報公表用の報告データを登録する際に、申請内容からデータをプリセットする機能。

## 介護サービス情報公表システム 指定申請機能の画面イメージ

申請書部分の入力画面

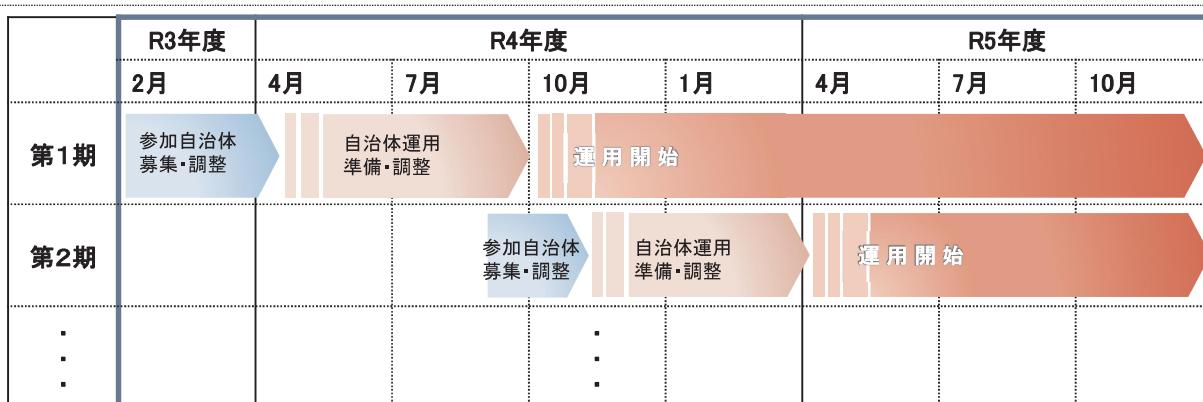
付表部分の入力画面

ファイルの添付機能

※画面は開発中のものであり、今後、変更となる可能性があります

## 電子申請・届出システムの導入スケジュール案

■ 介護サービス情報公表システムの改修により、介護事業所の指定申請等についてウェブ入力・電子申請を可能とするスケジュール案は以下の通り。参加自治体を募集し、利用開始にあたっての自治体内での運用準備・調整を経て、第1期の自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定。その後、段階的に参加自治体を拡大していく。



自治体運用準備・調整に含まれる事項（現状の想定）

### 【自治体内的調整事項】

- ✓ 自治体内の業務運用手順等の見直し
- ✓ 手数料徴収方法の見直し
- ✓ 添付資料原本の提出方法の検討（登記事項証明書等）
  - ・登記情報提供サービスの活用 等
- ✓ 必要に応じて、電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

（例）「〇〇の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の見直し 等

### 【システム利用の準備】

- ✓ システム利用開始ためのマスタ登録等準備
  - ・サービス種類ごとの必要添付ファイルの整理
  - ・自治体問合せ先（画面表示する連絡先）
  - ・都道府県・市区町村との委任関係 等

# 参考資料8

<p>(様式1) 新 介護保険事業状況報告 (令和 年度) 保険者番号 : □□□□□□ 保険者名 : _____</p> <p>1. 一般状況(続き)</p>	<p>(様式1) 介護保険事業状況報告 (令和 年度) 保険者番号 : □□□□□□ 保険者名 : _____</p> <p>1. 一般状況(続き)</p> <p>(4) 所得段階別第1号被保険者数(当年度未現在)</p> <p>ア 第1段階(市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者、生活保護被保護者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>十分の五 (0.50)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第2段階(市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>十分の五 (0.50)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 第3段階(市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2段階</td> <td>十分の七・五 (0.75)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>十分の七・五 (0.75)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 第4段階(市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4段階</td> <td>十分の九 (0.90)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 第5段階(市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5段階</td> <td>十分の十 (1.00)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 第6段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6段階</td> <td>十分の十二 (1.20)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 第7段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7段階</td> <td>十分の十三 (1.30)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 第8段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8段階</td> <td>十分の十五 (1.50)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 第9段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が320万円以上の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第9段階</td> <td>十分の十七 (1.70)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 所得段階別第1号被保険者数(当年度未現在)</p> <p>ア 第1段階(市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者、生活保護被保護者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>十分の五 (0.50)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 第2段階(市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2段階</td> <td>十分の五 (0.50)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 第3段階(市町村民税世帯非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3段階</td> <td>十分の七・五 (0.75)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 第4段階(市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4段階</td> <td>十分の九 (0.90)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 第5段階(市町村民税本人非課税者で、公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円超の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5段階</td> <td>十分の十 (1.00)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>カ 第6段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6段階</td> <td>十分の十二 (1.20)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 第7段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7段階</td> <td>十分の十三 (1.30)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 第8段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第8段階</td> <td>十分の十五 (1.50)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 第9段階(市町村民税課税者で、合計所得金額が300万円以上の者等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>標準割合 (令38条1項各号)</th> <th>保険者の定める 割合</th> <th>年度未現在 被保険者数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第9段階</td> <td>十分の十七 (1.70)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(多段階設定)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第1段階	十分の五 (0.50)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第1段階	十分の五 (0.50)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第2段階	十分の七・五 (0.75)				第3段階	十分の七・五 (0.75)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第4段階	十分の九 (0.90)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第5段階	十分の十 (1.00)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第6段階	十分の十二 (1.20)				(多段階設定)															所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第7段階	十分の十三 (1.30)				(多段階設定)															所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第8段階	十分の十五 (1.50)				(多段階設定)															所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第9段階	十分の十七 (1.70)				(多段階設定)															所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第1段階	十分の五 (0.50)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第2段階	十分の五 (0.50)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第3段階	十分の七・五 (0.75)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第4段階	十分の九 (0.90)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第5段階	十分の十 (1.00)				所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第6段階	十分の十二 (1.20)				(多段階設定)															所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第7段階	十分の十三 (1.30)				(多段階設定)															所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第8段階	十分の十五 (1.50)				(多段階設定)															所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考	第9段階	十分の十七 (1.70)				(多段階設定)														
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第1段階	十分の五 (0.50)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第1段階	十分の五 (0.50)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第2段階	十分の七・五 (0.75)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第3段階	十分の七・五 (0.75)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第4段階	十分の九 (0.90)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第5段階	十分の十 (1.00)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第6段階	十分の十二 (1.20)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第7段階	十分の十三 (1.30)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第8段階	十分の十五 (1.50)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第9段階	十分の十七 (1.70)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第1段階	十分の五 (0.50)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第2段階	十分の五 (0.50)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第3段階	十分の七・五 (0.75)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第4段階	十分の九 (0.90)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第5段階	十分の十 (1.00)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第6段階	十分の十二 (1.20)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第7段階	十分の十三 (1.30)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第8段階	十分の十五 (1.50)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
所得段階	標準割合 (令38条1項各号)	保険者の定める 割合	年度未現在 被保険者数	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第9段階	十分の十七 (1.70)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(多段階設定)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>キ 標準月額保険料 円/月 [ ] (自動計算)</p> <p>合 計 [ ] (自動計算)</p> <p>標準月額保険料 円/月 [ ] 合 計 [ ] (自動計算)</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		



新

(様式1の3) 介護保険事業状況報告  
(令和 年度)  
保険者番号 : □□□□□■  
保険者名 :

## 1. 一般状況(続き)

## (8) 食費・居住費に係る負担限度額認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護施設						地城密着型介護老人福祉施設入所者介護 介護医療院	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護医療院	介護老人保健施設 医療施設	その他	合計
	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数					
利用者負担第三段階② 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											
利用者負担第三段階① 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											
利用者負担第二段階 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											
利用者負担第一段階 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											

## (9) 利用者負担減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	利用者負担			申請件数	利用者負担		
	申請件数	減額 認定件数	認定件数 (当年度未現在)		申請件数	減額 認定件数	認定件数 (当年度未現在)
免除 認定件数							
認定件数 (当年度未現在)							

## (10) 介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	特定負担限度額			申請件数	利用者負担		
	申請件数	食 費	居 住 費		申請件数	申請件数	食 費
利用者負担第三段階 認定件数					減額 認定件数		減額
認定件数 (当年度未現在)					認定件数 (当年度未現在)		認定件数 (当年度未現在)
利用者負担第二段階 認定件数					免除 認定件数		免除 認定件数
認定件数 (当年度未現在)					認定件数 (当年度未現在)		認定件数 (当年度未現在)
老福利受給者等 認定件数					老福利受給者等 認定件数		老福利受給者等 認定件数
認定件数 (当年度未現在)					認定件数 (当年度未現在)		認定件数 (当年度未現在)

(様式1の3) 介護保険事業状況報告  
(令和 年度)  
保険者番号 : □□□□□■  
保険者名 :

保険者番号 : □□□□□■  
保険者名 :

## 1. 一般状況(続き)

## (8) 食費・居住費に係る負担限度額認定(再掲:第2号被保険者分)

申請件数	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護施設						地城密着型介護老人福祉施設入所者介護 介護医療院	地城密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護医療院	介護老人保健施設 医療施設	その他	合計
	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数	申請件数					
利用者負担第三段階② 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											
利用者負担第三段階① 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											
利用者負担第二段階 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											
利用者負担第一段階 認定件数											
認定件数 (当年度未現在)											



(様式2の8)		新																																																																																																																																																								
<p style="text-align: center;"><b>介護保険事業状況報告</b></p> <p style="text-align: center;">(令和 年度)</p> <p style="text-align: center;">保険者番号 : □□□□□■</p> <p style="text-align: center;">保険者名 : _____</p>																																																																																																																																																										
<p style="text-align: center;">(様式2の8)</p> <p style="text-align: center;"><b>介護保険事業状況報告</b></p> <p style="text-align: center;">(令和 年度)</p> <p style="text-align: center;">保険者番号 : □□□□□■</p> <p style="text-align: center;">保険者名 : _____</p>																																																																																																																																																										
<p>2. 保険給付決定状況(続き)</p> <p>(5) 市町村特別給付</p>																																																																																																																																																										
<p>2. 保険給付決定状況(続き)</p> <p>(5) 市町村特別給付</p>																																																																																																																																																										
<p>ア 件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="5">介護給付</th> <th colspan="5">予防給付</th> <th colspan="5">介護給付</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>要支援1</th> <th>要支援2</th> <th>計</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> <th>計</th> <th>要支援1</th> <th>要支援2</th> <th>計</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">寝具乾燥サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移送サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配食サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">おむつの支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類		介護給付					予防給付					介護給付							要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	寝具乾燥サービス																			移送サービス																			配食サービス																			おむつの支給																			その他																			総 計																		
種類		介護給付					予防給付					介護給付																																																																																																																																														
		要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計																																																																																																																																							
寝具乾燥サービス																																																																																																																																																										
移送サービス																																																																																																																																																										
配食サービス																																																																																																																																																										
おむつの支給																																																																																																																																																										
その他																																																																																																																																																										
総 計																																																																																																																																																										
<p>イ 費用額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="5">介護給付</th> <th colspan="5">予防給付</th> <th colspan="5">介護給付</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>要支援1</th> <th>要支援2</th> <th>計</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> <th>計</th> <th>要支援1</th> <th>要支援2</th> <th>計</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">寝具乾燥サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移送サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配食サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">おむつの支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類		介護給付					予防給付					介護給付							要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	寝具乾燥サービス																			移送サービス																			配食サービス																			おむつの支給																			その他																			総 計																		
種類		介護給付					予防給付					介護給付																																																																																																																																														
		要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計																																																																																																																																							
寝具乾燥サービス																																																																																																																																																										
移送サービス																																																																																																																																																										
配食サービス																																																																																																																																																										
おむつの支給																																																																																																																																																										
その他																																																																																																																																																										
総 計																																																																																																																																																										
<p>ウ 給付費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th colspan="5">介護給付</th> <th colspan="5">予防給付</th> <th colspan="5">介護給付</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>要支援1</th> <th>要支援2</th> <th>計</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> <th>計</th> <th>要支援1</th> <th>要支援2</th> <th>計</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">寝具乾燥サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">移送サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配食サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">おむつの支給</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総 計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				種類		介護給付					予防給付					介護給付							要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	寝具乾燥サービス																			移送サービス																			配食サービス																			おむつの支給																			その他																			総 計																		
種類		介護給付					予防給付					介護給付																																																																																																																																														
		要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計																																																																																																																																							
寝具乾燥サービス																																																																																																																																																										
移送サービス																																																																																																																																																										
配食サービス																																																																																																																																																										
おむつの支給																																																																																																																																																										
その他																																																																																																																																																										
総 計																																																																																																																																																										

## (様式4)

介護保険事業状況報告  
(令和 年度)保険者番号 : □□□□□■  
保険者名 :

## (様式4)

介護保険事業状況報告  
(令和 年度)保険者番号 : □□□□□■  
保険者名 :5. 介護保険特別会計経理状況  
(1) 保険事業勘定

歳 科 目		入 決算額	歳 科 目	出 決算額
保険料	介護保険料	総務費	介護保険料	総務費
分担金及び 負担金	認定審査会負担金	介護給付費	介護保険料 分担金及び 負担金	認定審査会負担金
使用料及び 手数料	その他	介護予防サービス等諸費用 介護予防サービス等諸費用 高額介護サービス等費 高額医療合算介護サービス等費 特定入所者介護サービス等費 審査支払手数料	その他	介護サービス等諸費用 介護予防サービス等費 高額介護サービス等費 特定入所者介護サービス等費 審査支払手数料
国庫支出金	介護給付費負担金	国庫支出金	介護給付費負担金	調整交付金
	調整交付金			地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)
	制度支障事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)			地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)
	地域支援事業			地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)
	保険者機能強化推進交付金			保険者機能強化推進交付金
	保険者努力支援交付金			保険者努力支援交付金
支払基金交付金	介護給付費交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	支払基金交付金
都道府県支出金	地域支援事業支援交付金	都道府県支出金	都道府県負担金	財政安定化基金拠出金
都道府県負担金	財政安定化基金支出金			相互財政安定化事業負担金
財政安定化基金支出金	相互財政安定化事業負担金			保健福祉事業費
制度支障事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	保健福祉事業費			財政安定化基金支出金
制度支障事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	基金積立金			基金積立金
その他	公債費			公債費
相互財政安定化事業交付金	財政安定化基金償還金			財政安定化基金償還金
相互財政安定化事業交付金	その他			その他
財産収入	予備費			予備費
寄附金	諸支出金			諸支出金
繰入金	一般会計繰入金12.5%			介護サービス事業勘定繰入金
介護給付費準備基金織入金	総務費に係る一般会計繰入金			総務費に係る一般会計繰入金
介護サービス事業勘定繰入金	介護サービス事業勘定繰入金			介護サービス事業勘定繰入金
地城支援事業織入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	地城支援事業織入金(介護予防・日常生活支援総合事業)			地城支援事業織入金(介護予防・日常生活支援総合事業)
地城支援事業織入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	低所得者保険料控除織入金			低所得者保険料控除織入金
その他	その他			その他
繰越金				繰越金
市町村債	財政安定化基金貸付金			市町村債
その他				財政安定化基金貸付金
諸収入	合 計			合 計
				歳入歳出差引残額
				うち基金織入額
				介護給付費準備基金保有額

## 介護保険事業状況報告（年報）

## 記載要領 新旧対照表

新	旧
<p>介護保険事業状況報告（年報）記載要領</p> <p><b>1. 一般状況（様式1から様式1の7）</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)「(5) 食費・居住費にかかる負担限度額認定（総数）」には、食費・居住費に係る負担限度の減額申請件数及び減額認定期件数について記入すること。</p> <p>① 施行法第13条の規定により平成12年4月1日の時点で既に介護老人福祉施設に入所していた者（以下「旧措置入所者」という。）に係る負担減額認定期及市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある者については本欄に含めず、(7)表及び(11)表に記入すること。</p> <p>② 本表は、当該年度中に受け付けた申請件数及び決定した食費及び居住費についてそれぞれの認定期件数を記入すること。<u>なお、令和3年7月以前に申請があった者に係る認定期において、「利用者負担第三段階」と認定された者の件数、給付費は「利用者負担第三段階①」に記入すること。</u></p> <p>③ 「申請件数」欄については、申請時に介護保険施設に入所している場合はその施設の欄に、介護保険施設に入所していない場合は「その他」の欄に記入すること。認定期件数欄についても、申請時点の区別で記入すること。</p> <p>④ 「利用者負担第三段階②」欄については、<u>その者の属する世帯全員が市町村民税非課税でかつ公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える者または負担限度額が食費については、1日あたり1,360円（ショートステイの場合は、1日あたり1,300円）、居住費（滞在費）については個室の場合日額1,310円、準個室の場合日額1,310円、従来型個室の場合日額1,310円（老健、療養等）、820円（特養等）、多床室の場合日額370円であれば生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者（以下「被保護者」という。）にならない者であることによる認定期件数を記入すること。</u></p> <p>⑤ 「利用者負担第三段階①」欄については、<u>その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であってかつ公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える者または負担限度額が食費については1日あたり650円（ショートステイの場合は、1日あたり1,000円）、居住費（滞在費）については個室の場合日額1,310円、準個室の場合日額1,310円、従来型個室の場合日額1,310円（老健、療養等）、820円（特養等）、多床室の場合日額370円であれば被保護者にならない者であることによる認定期件数を記入すること。</u></p> <p>⑥ 「利用者負担第二段階」欄については、<u>その者の属する世帯全員が市町村民税非課税でかつ公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の者または負担限度額が食費については1日あたり390円（ショートステイの場合は、1日あたり600円）、居住費（滞在費）については個室の場合日額820円、準個室の場合日額490円、従来型個室の場合日額490円（老健、</u></p>	<p>介護保険事業状況報告（年報）記載要領</p> <p><b>1. 一般状況（様式1から様式1の7）</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5)「(5) 食費・居住費にかかる負担限度額認定（総数）」には、食費・居住費に係る負担限度の減額申請件数及び減額認定期件数について記入すること。</p> <p>① 施行法第13条の規定により平成12年4月1日の時点で既に介護老人福祉施設に入所していた者（以下「旧措置入所者」という。）に係る負担減額認定期及市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある者については本欄に含めず、(7)表及び(11)表に記入すること。</p> <p>② 本表は、当該年度中に受け付けた申請件数及び決定した食費及び居住費についてそれぞれの認定期件数を記入すること。</p> <p>③ 「申請件数」欄については、申請時に介護保険施設に入所している場合はその施設の欄に、介護保険施設に入所していない場合は「その他」の欄に記入すること。認定期件数欄についても、申請時点の区別で記入すること。</p> <p>④ 「利用者負担第三段階②」欄については、<u>その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であって「利用者負担第二段階」以外の者または負担限度額が食費については1日あたり650円、居住費（滞在費）については個室の場合日額1,310円、準個室の場合日額1,310円、従来型個室の場合日額1,310円（老健、療養等）、820円（特養等）、多床室の場合日額370円であれば生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者（以下「被保護者」という。）にならない者であることによる認定期件数を記入すること。</u></p> <p>⑤ 「利用者負担第二段階」欄については、<u>その者の属する世帯全員が市町村民税非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者または負担限度額が食費については1日あたり390円、居住費（滞在費）については個室の場合日額820円、準個室の場合日額490円、従来型個室の場合日額490円（老健、</u></p>

	<p>90円、従来型個室の場合日額490円（老健、療養等）、420円（特養等）、多床室の場合日額370円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。</p> <p>⑦ 「利用者負担第一段階」欄については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に規定する老齢福祉年金受給者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者である者（以下「<u>利用者負担第一段階</u>」といふ。）または負担限度額が食費については1日あたり300円、居住費（滞在費）については個室の場合日額820円、準個室の場合日額490円、従来型個室の場合日額490円（老健、療養等）、320円（特養等）、多床室の場合日額0円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。</p> <p>⑧ 「合計」欄には「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」及び「その他」の件数の合計を記入すること。</p> <p>⑨ 「認定件数（当該年度末）」欄には、当該年度末現在の有効認定件数の総数を記入すること。</p> <p>(6)～(17) (略)</p>	<p>療養等）、420円（特養等）、多床室の場合日額370円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。</p> <p>⑥ 「利用者負担第一段階」欄については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に規定する老齢福祉年金受給者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者である者または負担限度額が食費については1日あたり300円、居住費（滞在費）については個室の場合日額820円、準個室の場合日額490円、従来型個室の場合日額490円（老健、療養等）、320円（特養等）、多床室の場合日額0円であれば被保護者にならない者であることによる認定件数を記入すること。</p> <p>⑦ 「合計」欄には「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」及び「その他」の件数の合計を記入すること。</p> <p>⑧ 「認定件数（当該年度末）」欄には、当該年度末現在の有効認定件数の総数を記入すること。</p> <p>(6)～(17) (略)</p>
	<h2>2. 保険給付決定状況（様式2から様式2の8）</h2> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)「(3)-1 高額介護（介護予防）サービス費」については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2の2及び第29条の2の2の規定による高額介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。</p> <p>① 「<u>令和3年4月支出決定分から令和3年8月支出決定分まで</u>」について、</p> <p>ア 世帯合算による高額介護（介護予防）サービス費を給付した場合は、合算の対象となった各世帯員の給付費を算定し、「ア 利用者負担第四段階」「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「世帯合算」欄に世帯員ごとの件数及び世帯員全員の給付費をそれぞれ計上すること。</p> <p>イ 世帯合算によらず単独被保険者に対し高額介護（介護予防）サービス費を支給した場合は、「ア 利用者負担第四段階」「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「その他」欄に件数、給付費の累計をそれぞれ記入すること。なお、「オ 合計」の「その他」欄については、それぞれアからエの合計を計上すること。</p> <p>ウ 令第22条の2の2第10項及び第11項並びに第29条の2の2第10項及び第11項の規定により特定公費負担給付から高額介護（介護予防）サービス費への振替支給（以下「公費振替分」という。）があった場合は、「イ 利用者負担第四段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。なお、被保護者に係る分については、「オ 利用者負担第一段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。また、公費振替分は償還払い分として扱うことに留意すること。</p> <p>エ 「計」欄には、「世帯合算」と「その他」の合計</p>	<h2>2. 保険給付決定状況（様式2から様式2の8）</h2> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)「(3)-1 高額介護（介護予防）サービス費」については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2の2及び第29条の2の2の規定による高額介護予防サービス費について、件数及び給付費を記入すること。</p> <p>ア 世帯合算による高額介護（介護予防）サービス費を給付した場合は、合算の対象となった各世帯員の給付費を算定し、「ア 利用者負担第四段階」「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「世帯合算」欄に世帯員ごとの件数及び世帯員全員の給付費をそれぞれ計上すること。</p> <p>イ 世帯合算によらず単独被保険者に対し高額介護（介護予防）サービス費を支給した場合は、「ア 利用者負担第四段階」「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「その他」欄に件数、給付費の累計をそれぞれ記入すること。なお、「オ 合計」の「その他」欄については、それぞれアからエの合計を計上すること。</p> <p>ウ 令第22条の2の2第10項及び第11項並びに第29条の2の2第10項及び第11項の規定により特定公費負担給付から高額介護（介護予防）サービス費への振替支給（以下「公費振替分」という。）があった場合は、「イ 利用者負担第四段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。なお、被保護者に係る分については、「オ 利用者負担第一段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。また、公費振替分は償還払い分として扱うことに留意すること。</p> <p>エ 「計」欄には、「世帯合算」と「その他」の合</p>

を記入すること。

才 なお、「利用者負担第一段階」とは、「利用者負担第一段階」である者または利用者負担上限額が15,000円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第二段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であってその合計所得金額と課税年金収入額が年間80万円以下である者、「利用者負担第三段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担第2段階該当者以外の者または利用者負担上限額が24,600円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第四段階」とは「利用者負担第一段階」、「利用者負担第二段階」、「利用者負担第三段階」のいずれにも該当しない者とする。

なお、世帯合算の場合で、

(a) 「利用者負担第一段階」に該当する世帯員と「利用者負担第三段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」に

(b) 「利用者負担第一段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第二段階」に

(c) 「利用者負担第三段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」に

それぞれ記入すること。

② 「令和3年9月支出決定分から令和4年3月支出決定分まで」については、

ア 世帯合算による高額介護(介護予防)サービスを給付した場合は、合算の対象となった各世帯員の給付費を算定し、「ア(ア) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅲ)」、「ア(イ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅱ)」、「ア(ウ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅰ、一般)」「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「世帯合算」欄に世帯員ごとの件数及び世帯員全員の給付費をそれぞれ計上すること。なお、「ア 利用者負担第四段階」には、ア(ア)から(ウ)の合計を計上すること。また、世帯合算時に利用者負担区分が異なる世帯員がいる世帯においては、世帯員の中で最も負担上限額が高い区分の欄に計上すること。

イ 世帯合算によらず単独被保険者に対し高額介護(介護予防)サービス費を支給した場合は、「(ア) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅲ)」、「(イ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅱ)」、「(ウ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅰ、一般)」、「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」のうち該当する区分の「その他」欄に件数及び給付費の累計をそれぞれ記入すること。なお、「オ 合計」の「その他」欄については、それぞれアからエの合計を計上すること。

ウ 「ア 利用者負担第四段階(総数)」には、「(ア) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅲ)」、「(イ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅱ)」、「(ウ) 利用者負担第四段階(現役並み所得者Ⅰ、一般)」、「イ 利用者負担第三段階」「ウ 利用者負担第二段階」「エ 利用者負担第一段階」「オ 合計」の「その他」欄に件数及び給付費の累計をそれぞれ記入すること。

計を記入すること。

才 なお、「利用者負担第一段階」とは、利用者負担第一段階でかつその者の属する世帯全員が市町村民税非課税である者または被保護者または利用者負担上限額が15,000円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第二段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であってその合計所得金額と課税年金収入額が年間80万円以下である者、「利用者負担第三段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担第2段階該当者以外の者または利用者負担上限額が24,600円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第四段階」とは「利用者負担第一段階」、「利用者負担第二段階」、「利用者負担第三段階」のいずれにも該当しない者とする。

なお、世帯合算の場合で、

① 「利用者負担第一段階」に該当する世帯員と「利用者負担第三段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」に

② 「利用者負担第一段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第二段階」に

③ 「利用者負担第三段階」に該当する世帯員と「利用者負担第二段階」に該当する世帯員がいる場合には、「利用者負担第三段階」に

<p><u>II)」、「(ウ) 利用者負担第四段階（現役並み所得者 I、一般）」それぞれの合計を計上すること。</u></p> <p><u>エ 令第 22 条の 2 の 2 第 10 項及び第 11 項並びに第 29 条の 2 の 2 第 10 項及び第 11 項の規定により特定公費負担給付から高額介護（介護予防）サービス費への振替支給（以下「公費振替分」という。）があった場合は、「(ウ) 利用者負担第四段階（現役並み所得者 I、一般）」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。なお、被保護者に係る分については、「オ 利用者負担第一段階」の「その他」欄に件数、給付費を記入すること。また、公費振替分は償還払い分として扱うことに留意すること。</u></p> <p><u>オ 「計」欄には、「世帯合算」と「その他」の合計を記入すること。</u></p> <p><u>カ なお、「利用者負担第一段階」とは、「利用者負担第一段階」である者または利用者負担上限額が 15,000 円であれば被保護者にならない者、「利用者負担第二段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であってその合計所得金額と課税年金収入額が年間 80 万円以下である者、「利用者負担第三段階」とは、その者の属する世帯全員が市町村民税非課税であって利用者負担第一段階（被保護者を除く。）及び第二段階該当者以外の者または利用者負担上限額が 24,600 円であれば被保護者にならない者、「(ア) 利用者負担第四段階（現役並み所得者 III）」とは、課税所得が 690 万円以上である第一号被保険者（本人を含む）が同一世帯内にいる者、「(イ) 利用者負担第四段階（現役並み所得者 II）」とは、課税所得が 380 万円以上で 690 万円未満である第一号被保険者（本人を含む）が同一世帯内にいる者、「(ウ) 利用者負担第四段階（現役並み所得者 I、一般）」とは、「利用者負担第一段階」、「利用者負担第二段階」、「利用者負担第三段階」、「(ア) 利用者負担第四段階現役並み所得者（上位所得者）（現役並み所得者 III）」、「(イ) 利用者負担第四段階（現役並み所得者 II）」のいずれにも該当しない者とする。</u></p>	<p>(5) ~ (7) (略)</p> <p>3~6 (略)</p>	<p>(5) ~ (7) (略)</p> <p>3~6 (略)</p>
---	-------------------------------------	-------------------------------------

## 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業

社会福祉事業を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考え方の下、介護保険制度における低所得者施策を補足すべく、法人の持ち出しにより利用者負担の軽減を行うこととし、その一部を公費により助成しているもの。

### 1 対象者

住民税非課税で、次の要件を満たして市町村が認める者

- ① 年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算）
- ② 預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算）
- ③ 日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④ 親族等に扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

### 3 軽減割合

原則 1/4

（老齢福祉年金受給者は 1/2）

※生活保護受給者は居住費（従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。）を全額軽減。  
なお、生活保護受給者の1割負担分・食費分は生活保護より給付される。

### 4 公費負担

○軽減を行った社会福祉法人等に対して、軽減総額の1/2を公費で助成。

（公費内訳：国1/2、都道府県・市町村1/4ずつ）

○なお、軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額（1割負担、食費、居住費及び宿泊費の合計額）の1%までは、法人が全額を負担。

### 5 実績

#### 【公費助成者数・実施体制整備市町村数】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
公費助成者数（人）※	44,494	44,035	46,186	47,721	46,895	47,953
実施体制整備市町村数（未整備）	1,631 (110)	1,645 (96)	1,654 (87)	1,502 (69)	1,504 (67)	1,507 (64)

※ 生活保護受給者に対する居住費軽減も含む。

※ 「公費助成者数」は、交付決定ベースである。

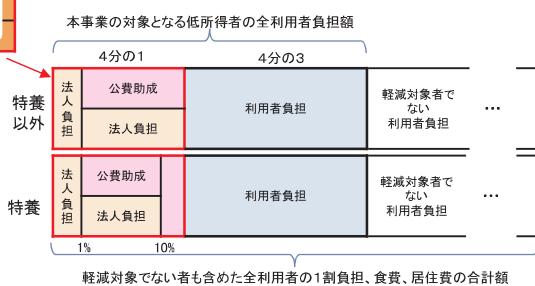
※ 2018年度からの「実施体制整備市町村数」は、いわゆる保険者数である。

### 2 軽減対象となる費用

次のサービスに係る1割負担、食費、居住費

訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス（※ 介護予防サービスがある場合も含む。）

対象サービスに係る1割負担	
食費	1 / 4
居住費	軽減



#### 【事業を実施している社福法人】

	事業所数	事業実施事業所数	事業実施割合
社福法人全体	約44,000	約27,000	約6割
うち特養	約7,500	約6,100	約8割

## 介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の適正な交付並びに財政安定化基金の運営について

### (1) 介護給付費財政調整交付金における不適切事案について

#### ① 会計検査院指摘分

会計検査院が、平成26年度から令和2年度までの間に交付された介護給付費財政調整交付金について実地検査を行った結果、5県5保険者において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付（110,609千円）され、不当であるとの指摘を受けた。

指摘内容は、所得段階別加入割合補正係数の算出の誤り（具体例：各所得段階人数の集計を誤って所得段階別被保険者数を記載）や、調整基準標準給付費の算出の誤り（具体例：高額医療合算介護（介護予防）サービス費の過大計上）などによるものである。

#### ② 各保険者自主点検分

会計検査院の会計実地検査とは別に、毎年度実施をしていただいている過去5年度分の各保険者自主点検分による再確定処理については、45都道府県の230保険者において、介護給付費財政調整交付金が会計検査院による指摘と同様の理由により過大（92,523千円）に交付されていることも判明した。

#### ③ 不適切事案の主たる要因

これらのような事例は、制度創設からこれまでの間、例年発生しているところであり、指摘事項の大半は、制度の理解が不十分なことに起因した各種諸係数の捉え方の誤り、調整基準標準給付費の算定時における数値の計上誤りや様式帳票への転記ミスなどといったケアレスミスによるものとなっており、関係法令や交付要綱等を理解していないことや数値等の確認が不十分であったことが、その主たる要因となっている。

また、従前から介護保険事業状況報告等を活用し、数値等の検証を十分行うよう指導しているところであるが、会計検査院から指摘を受けたり、自主点検分による再確定処理が発生したりした都道府県においては、それを怠っていることが認められたところである。

#### ④ 今後の課題

各都道府県におかれては、介護給付費財政調整交付金の各種係数の算定方法や誤りやすい事例などについて、各保険者を集めた事務研修会や勉強会の開催

などを通じて、制度に対する十分な理解を促していただくとともに、介護保険事業状況報告等から、大きく異なる点がないかといった確認・検証について、国からも比較表を示しているにも係わらず、確認をしていない保険者も見受けられるため、保険者自らが確認を行うことはもとより、都道府県におかれても確認・検証を行うなど、各保険者に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

## （2）不適切事案を防止するための対策について

### ① 簡易シートの活用

介護給付費財政調整交付金の制度への理解と事務処理軽減の一助として普通調整交付金を簡易に算定できるシート（以下「簡易シート」という。）（別添. 1 及び別添. 2）を作成し、別途配布することにしているので活用いただきたい。

### ② 研修会及び勉強会の活用

都道府県が管内各保険者を集めた研修会や勉強会を開催するにあたっては、国としても講師の派遣や資料提供などの協力依頼について、今後もできる限り対応していきたいと考えているので、ご相談いただきたい。

### ③ 研修会及び勉強会の内容

例えば、「介護保険財政の適正な事務処理について」をテーマとし、国から派遣された講師作成によるレジュメを用いながら、各保険者職員に対し、「介護保険財政の現状」、「介護給付費財政調整交付金の目的と役割」という基本概念から始まり、簡易シートを活用した具体的な計算など、各事務担当者がどのような点についてミスを犯しやすい傾向にあるのか等を実例を用いながら、なるべくわかりやすく解説することが考えられる。

### ④ チェック体制の強化

令和2年度の交付において、保険者から国へ報告する係数を担当者が転記ミスした等の理由により数千万円の過小交付となった事案が複数発生した。担当者任せにすること無く、必ず管理者等が確認してから国へ報告するようお願いしたい。

### (3) 介護給付費負担金について

保険者において、平成27年度から令和元年度までの間に交付された介護給付費負担金について、自主点検を行ったところ、「施設等分」と「その他分」の計上誤り等により、介護給付費負担金の算定に誤りがあることが判明した（計21件）。

誤りの内容は、保険者が、介護給付費等のうち特定施設入居者生活介護費を「施設等分」と「その他分」とに区分する際に、「施設等分」に計上するところ、誤って「その他分」に計上したことにより、介護給付費負担金の額が過大となった等である。

各都道府県におかれては、今後とも介護給付費財政調整交付金と同様、適正な運用が図れるよう、「介護給付費負担金の適切な算定について」（平成23年8月17日付け厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）を参考に、管内保険者への適切な助言・指導に努めていただきたい。

また、令和元年度以降、事業実績報告に当たっては、審査支払手数料について「施設等分」と「その他分」とに区分して計上することとなる。詳細については、「令和元年度以降の介護給付費負担金の事業実績報告について」（令和元年9月5日付け当課事務連絡）をご参照のうえ、適切にご対応されたい。

### (4) 各保険者の主な誤り事由について

参考までに、令和3年度における介護給付費財政調整交付金及び介護給付費負担金の会計検査院会計実地検査及び各保険者の自主点検における主な誤り事由（別添・3）を添付するので今後の業務の参考にしていただきたい。

### (5) 財政安定化基金の運営について

平成28年3月に会計検査院から、会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（「介護保険制度の実施状況に関する会計検査の結果について」）が行われ、厚生労働省に対して財政安定化基金の運営について、「厚生労働省において、財政安定化基金からの交付金については、保険者間の負担の公平性を確保するために、交付超過額が生じた保険者から当該交付超過額を返還させる取扱いとすることなどについて検討すること」等の指摘を受けたところ。

このため、当該指摘を踏まえ、「財政安定化基金の運営について」（平成29年3月15日付け介護保険計画課長通知）を発出したところであり、引き続き財政安定化基金の交付額の精算について、各自治体の実情等に応じて必要な措置を検討いただくようお願いしたい。

## 1. 諸係数調算報告数字

調整基準給付費				第一号被保険者数			
介護予防 給付費 (A)	審査支払 手数料 (B)	損害賠償金 その他の 収入額 (C)	合計 (A)+(B)-(C)	前期・後期高齢者数		前期 合計	後期 合計
				前期	85歳未満後期		
105,901,535,938	18,650,578	989,944	105,919,196,572	106,429	67,847	31,484	205,760
				11,825	7,539	3,498	22,862

1ヶ月あたりの平均値

所得段階別被保険者数(4月1日現在)				第一号被保険者数			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階
28,081	12,627	11,535	11,700	10,761	14,229	14,782	4,766

被保護者の取扱いに注意。

## 2. 諸係数調算上の補正係数

調整基準標準給付費				高齢者加入割合			
介護予防 給付費 (A)	審査支払 手数料 (B)	損害賠償金 その他の 収入額 (C)	合計 (A)+(B)-(C)	前期	85歳未満後期	85歳以上後期	合計
105,901,535,938	18,650,578	989,944	105,919,196,572	0.5172	0.3298	0.1530	1.0000
				51.72%	32.98%	15.30%	

算定シート「調整  
標準給付費」欄

算定シートD欄

算定シートE欄

算定シートF欄

算定シートG欄

算定シートH欄

算定シートI欄

算定シートJ欄

算定シートK欄

算定シートL欄

算定シートM欄

算定シートN欄

算定シートO欄

算定シートP欄

算定シートQ欄

算定シートR欄

算定シートS欄

算定シートT欄

算定シートU欄

算定シートV欄

算定シートW欄

算定シートX欄

算定シートY欄

算定シートZ欄

算定シートAA欄

算定シートBB欄

算定シートCC欄

算定シートDD欄

算定シートEE欄

算定シートFF欄

算定シートGG欄

算定シートHH欄

算定シートII欄

算定シートJJ欄

算定シートKK欄

算定シートLL欄

算定シートMM欄

算定シートNN欄

算定シートOO欄

算定シートPP欄

算定シートQQ欄

算定シートRR欄

算定シートSS欄

算定シートTT欄

算定シートUU欄

算定シートVV欄

算定シートWW欄

算定シートXX欄

算定シートYY欄

算定シートZZ欄

算定シートAA欄

算定シートBB欄

算定シートCC欄

算定シートDD欄

算定シートEE欄

算定シートFF欄

算定シートGG欄

算定シートHH欄

算定シートII欄

算定シートJJ欄

算定シートKK欄

算定シートLL欄

算定シートMM欄

算定シートNN欄

算定シートOO欄

算定シートPP欄

算定シートQQ欄

算定シートRR欄

算定シートSS欄

算定シートTT欄

算定シートUU欄

算定シートVV欄

算定シートWW欄

算定シートXX欄

算定シートYY欄

算定シートZZ欄

算定シートAA欄

算定シートBB欄

算定シートCC欄

算定シートDD欄

算定シートEE欄

算定シートFF欄

算定シートGG欄

算定シートHH欄

算定シートII欄

算定シートJJ欄

算定シートKK欄

算定シートLL欄

算定シートMM欄

算定シートNN欄

算定シートOO欄

算定シートPP欄

算定シートQQ欄

算定シートRR欄

算定シートSS欄

算定シートTT欄

算定シートUU欄

算定シートVV欄

算定シートWW欄

算定シートXX欄

算定シートYY欄

算定シートZZ欄

算定シートAA欄

算定シートBB欄

算定シートCC欄

算定シートDD欄

算定シートEE欄

算定シートFF欄

算定シートGG欄

算定シートHH欄

算定シートII欄

算定シートJJ欄

算定シートKK欄

算定シートLL欄

算定シートMM欄

算定シートNN欄

算定シートOO欄

算定シートPP欄

算定シートQQ欄

算定シートRR欄

算定シートSS欄

算定シートTT欄

算定シートUU欄

算定シートVV欄

算定シートWW欄

算定シートXX欄

算定シートYY欄

算定シートZZ欄

…「(別添. 1)諸係数調報告数字(最終)」シートに入力をした補正係数等  
…全国平均の補正係数等

算定省令第2条の算定式

調整基準標準給付費  
105,919,196,572

調整交付金算定額(確定額)  
7,441,511,000 ①

算定省令第4条の算定式

$$\frac{28\% - (23\% \times 1.0755)}{0.9187} = 5.27\%$$

## 【後期高齢者加入割合補正係数の計算】

A =	0.4880	…	(全国平均の前期高齢者割合)
B =	0.3390	…	(全国平均の85歳未満後期高齢者割合)
C =	0.1730	…	(全国平均の85歳以上後期高齢者割合)
(G) =	0.0433	…	(全国平均の前期高齢者の補正要保護等)

X =	4,171 円	(全国平均の前期高齢者一人当たり給付費)
Y =	18,364 円	(全国平均の85歳未満後期高齢者一人当たり給付費)
Z =	80,491 円	(全国平均の85歳以上後期高齢者一人当たり給付費)
(I) =	0.5894	(全国平均の85歳以上後期高齢者の補正要介護等発生率)

○一當たり給付書

$$= \frac{22,186}{20,529} = \underline{\hspace{1cm}} \text{円}$$

$$= \frac{\text{全国の平均水準}}{\text{当該市町村の水準}}$$

$$\text{○ 要介護認定期率} = \frac{\frac{A}{0.4880} \times \frac{B}{0.5172} \times \frac{C}{D}}{= \frac{0.1187}{0.1175}}$$

$$= \frac{\text{全国の平均水準}}{\text{当該市町村の水準}}$$

【所得税特別扣1割令補正を数の計算】

$$\frac{\text{給付費} + \text{認定率}}{2} = \frac{2.1509}{2} = 1.07$$

(別添. 2)

## 令和3年度会計検査院実地検査及び自主点検における主な誤り事由

■ 事 由 ■	( )は、検査報告における 不当事項を再掲	件数
<b>【介護給付費財政調整交付金】</b>		
調整基準標準給付費の算定誤り(高額介護サービス費の算定額誤り)		69 (3)
普通調整交付金交付割合の算定誤り(所得段階別被保険者数の計上誤り)		10 (4)
特別調整交付金の重複申請他による減免額の決定誤り		12 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(介護・予防給付費の計上誤り)		21 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(高額医療介護(予防)サービス費の計上誤り)		19 (0)
特別調整交付金の算定誤り(減免対象者数の計上誤り)		10 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(介護・予防給付費の算定額誤り)		11 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(損害賠償金その他収入額の計上誤り)		10 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(審査・支払手数料の計上額誤り)		7 (0)
調整基準標準給付費の算定誤り(介護福祉用具購入費等の計上額誤り)		2 (0)
<b>■ 事 由 ■</b>		
<b>【介護給付費負担金】</b>		
「施設等分」と「その他分」の計上誤り		150 (4)
その他支出及び収入の計上誤り(控除すべき震災等被災者への減免額の計上誤り等)		62 (0)

※保険者の重複計上あり

(別添(3))